

安 城 市 こ ど も 計 画

【計画案】

令和 7 年3月

安城市

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	4
6 前提となる法・大綱の概要	6
(1) こども基本法の概要	6
(2) こども大綱の概要	7
7 総合計画における方向性	9
第2章 安城市のこども・若者を取り巻く現状	10
1 統計からみる現状	10
(1) 人口の状況	10
(2) 出生等の状況	12
(3) 世帯等の状況	13
(4) 30歳未満人口の状況	14
(5) 支援が必要なこども・若者の状況	16
2 アンケートからみる現状	17
(1) アンケートの実施概要	17
(2) 保護者アンケート結果	17
(3) こども・若者アンケート結果	24
3 関係機関・団体調査、ワークショップからみるこども・若者の意見	30
(1) 関係機関・団体調査	30
(2) 高校生ワークショップ	34
第3章 こども計画の方向性	37
1 目指す姿	37
2 計画推進の視点	38
3 基本目標	39
4 数値目標	41
第4章 こども計画の具体的な施策	43
基本目標1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成	43
基本目標2 こども・若者等の心身の健康づくり	46
基本目標3 こども・若者が安全に暮らせる環境づくり	52
基本目標4 こども・若者が希望を持てる社会づくり	60
基本目標5 子育て・教育にかかる支援	66

基本目標6 困難を抱えるこども・若者等への支援	75
第5章 子ども・子育て支援事業計画	82
1 教育・保育事業の提供区域	82
2 こどもの人口推計	83
3 事業量の設定	84
(1) 子どものための教育・保育給付.....	85
(2) 地域子ども子育て支援事業.....	86
第6章 計画の推進体制	95
1 連携による推進	95
(1) 計画推進にあたってのこども・若者の意見の反映.....	95
(2) 市民及び関係団体等との連携.....	95
(3) 愛知県や近隣市町との連携.....	95
2 計画の進捗管理	96
資料編	97
1 策定の経緯	97
2 安城市子ども・子育て会議条例	99
3 こども施策に係る事業等索引	101
4 用語集	105

本計画においては、平仮名表記の「こども」の使用を基本としていますが、一部、法律名や固有名詞等において「子ども」「子供」「児童」「生徒」表記を使用する場合があります。

【参考】こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めています。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合(子ども・子育て支援法における「子ども」等)
 - ② 固有名詞を用いる場合(既存の予算事業名や組織名 等)
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

本文中に＊印がついている用語は、巻末の「4 用語集」に解説を掲載しています。

第 1 章 計画の基本事項

1 策定の趣旨

安城市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に、第1期となる「安城市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期安城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭への支援に関する様々な事業を推進してきました。

「安城市こども計画」（以下「本計画」という。）は、令和5年4月に施行された「こども基本法」の理念等に基づき、本市のすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進するために策定します。

2 計画の位置づけ

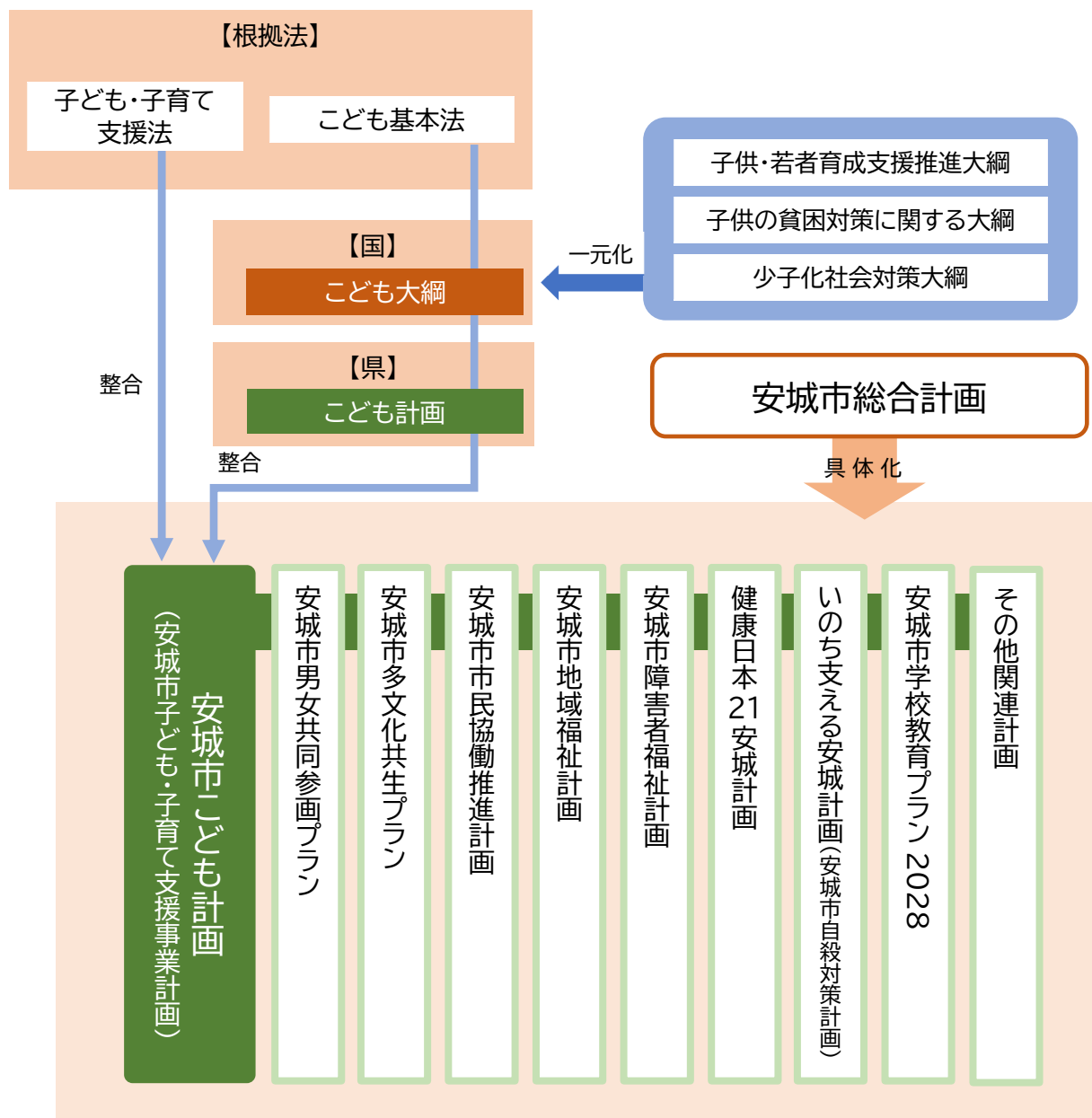
本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める市町村こども計画として位置付けます。また、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画としても位置付けます。

なお、本計画は上位計画である安城市総合計画やその他の関連計画と整合を図り策定します。

■「こども基本法」抜粋

- （都道府県こども計画等）
- 第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

■計画の位置づけイメージ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化に対応し、計画期間中であっても適宜必要に応じて見直しを行うものとします。

年度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13
第9次安城市総合計画	令和6年度～令和13年度							
安城市子ども計画 (本計画)		令和7年度～令和11年度						

4 計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

また、「こども基本法」において「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においても若者の対象年齢については概ね39歳までとしますが、上記の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

■「こども基本法」抜粋

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

※旧子供・若者育成支援推進大綱では、ポスト青年期とは青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満とされています。

5 計画の策定体制

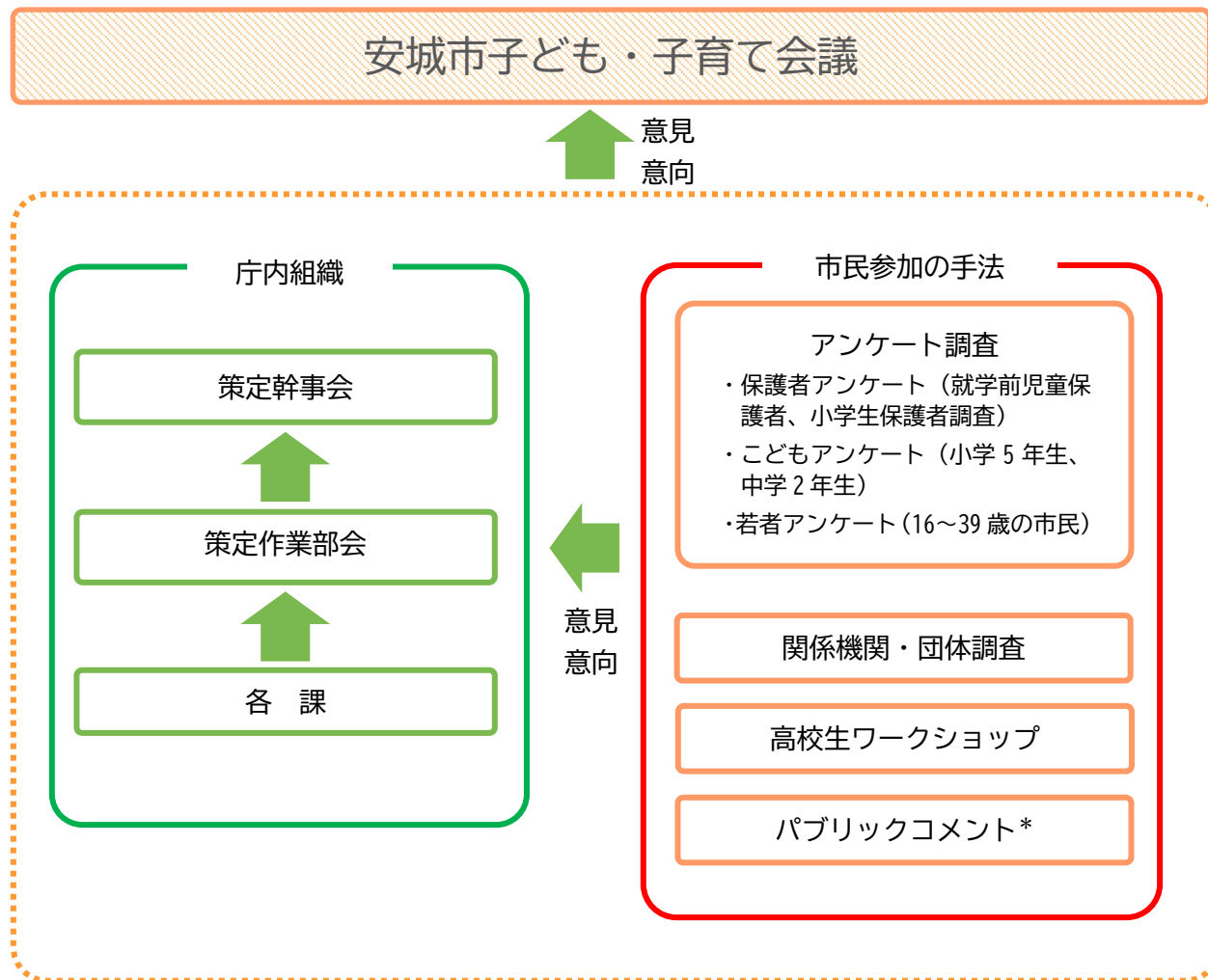
「こども基本法」では、国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこども・若者や子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることと定められています。

このようなことを踏まえ、本計画の策定にあたっては以下のようなこども・若者等からの意見聴取機会を設けることとしました。

また、計画の内容については庁内の組織である策定作業部会及び策定幹事会において協議し、「安城市子ども・子育て会議」において審議を行い、策定しました。

区分	内容
①保護者アンケート	対象 : 安城市内の就学前児童保護者、小学生児童保護者 配布数 : 各 1,500 件（就学前児童保護者回収数 757 件、回収率 50.5%、小学生児童保護者回収数 743 件、回収率 49.5%） 期間 : 令和 6 年 1 月 31 日～2 月 16 日 実施方法 : 郵送配布、郵送回収
②こどもアンケート	対象 : 安城市内の小学 5 年生・中学 2 年生 配布数 : 各 1,000 件（回収数 770 件、回収率 38.5%） 期間 : 令和 6 年 1 月 31 日～2 月 16 日 実施方法 : 案内を郵送し、インターネットを通じた回答
③若者アンケート	対象 : 安城市内の 16～39 歳の市民 配布数 : 1,000 件（回収数 376 件、回収率 37.6%） 期間 : 令和 6 年 1 月 31 日～2 月 16 日 実施方法 : 案内を郵送し、インターネットを通じた回答
④高校生 ワークショップ	対象 : 市内の高校等に通う生徒（公募） 人数 : 24 人 開催日 : 令和 6 年 5 月 26 日 実施方法 : 対面でのワークショップ形式 テーマ : 「こどもの権利」について思うこと・安城市へのメッセージ
⑤関係機関・団体調査	対象 : 市内でこども・若者やその保護者の支援活動等を行っている団体等 配布数 : 89 件（回収数 52 件、回収率 58.4%） 期間 : 令和 6 年 4 月～5 月 実施方法 : 案内を郵送し、インターネットを通じた回答
⑥パブリックコメント*	実施時期 : 令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月実施（予定） 実施方法 : 計画案を広く市民に公表し、意見を募る。こども・若者からも意見が出やすいよう、配布場所や意見の収集方法を検討

■策定体制図



6 前提となる法・大綱の概要

(1) こども基本法の概要

目的

日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重・最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援、家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

市町村こども計画に記載すべき要素

都道府県こども計画及び市町村こども計画は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定するこども大綱を勘案して定めるよう努めるものとしてされており、国のこども大綱は、法第9条第3項において、以下の事項を含むものとしている。

- ・少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項

(2)こども大綱の概要

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

(1) ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児*等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー*への支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策等）

(2) ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も

重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減

○地域子育て支援、家庭教育支援

○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

○ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

- (1) こども・若者の社会参画・意見反映
- (2) こども施策の共通の基盤となる取組
- (3) 施策の推進体制等

7 総合計画における方向性

本市では、令和6年度から令和13年度までの8年間を計画期間とする「第9次安城市総合計画」を推進しています。

総合計画は、目指すべき将来の都市像とこれからのまちづくりの基本方針を示す「基本構想」、基本構想で描いた都市像の実現に向けた各分野における施策の方針を示す「基本計画」、基本計画で示された施策の方針に基づいた具体的な事業を示す「実施計画」で構成されます。

基本構想では、目指す都市像を「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」として掲げ、安心して子どもを育てることのできる仕組みをつくり、市民の豊かな暮らしと地域の未来を支える確かな力を蓄え、安全・安心で誰もが住みたくなる魅力あふれるまちづくりを進めることとしています。

基本計画には「重点戦略」を位置付けており、その考え方は「まちの未来を担う子どもたちが、社会全体で大切に育まれ、健やかに成長できるまちを創ることで、誰もが未来に希望を持ち、幸せを実感し続けることができるようになる」というものです。

本市では、総合計画においても市全体でこども・若者や子育て中の保護者等を支援する方針を強く打ち出しています。

■「第9次安城市総合計画」の目指す都市像と重点戦略

目指す都市像

ともに育み、未来をつくる
しあわせ共創都市
安 城

3つの重点戦略



子どもを育む優しい
しくみ

●重点戦略1

妊娠から出産、その後の子どもの成長過程における切れ目のない支援や、子どもが心豊かに、健やかに成長できる教育環境の充実を図り、地域でのつながり、支え合いにより子どもを育む優しい「しくみ」をつくります。



子どもを育む確かな
ちから

●重点戦略2

本市のこれまでの発展を支えてきた産業のさらなる成長と市民活力の向上を図ることにより、子どもを育む確かな「ちから」を蓄えます。



子どもを育む安らぎの
ばしょ

●重点戦略3

暮らしの安全を確保し、魅力的なまちづくりを進めるとともに、これまで引き継がれてきた豊かな環境を守ることで、子どもを育む安らぎの「ばしょ」を築きます。

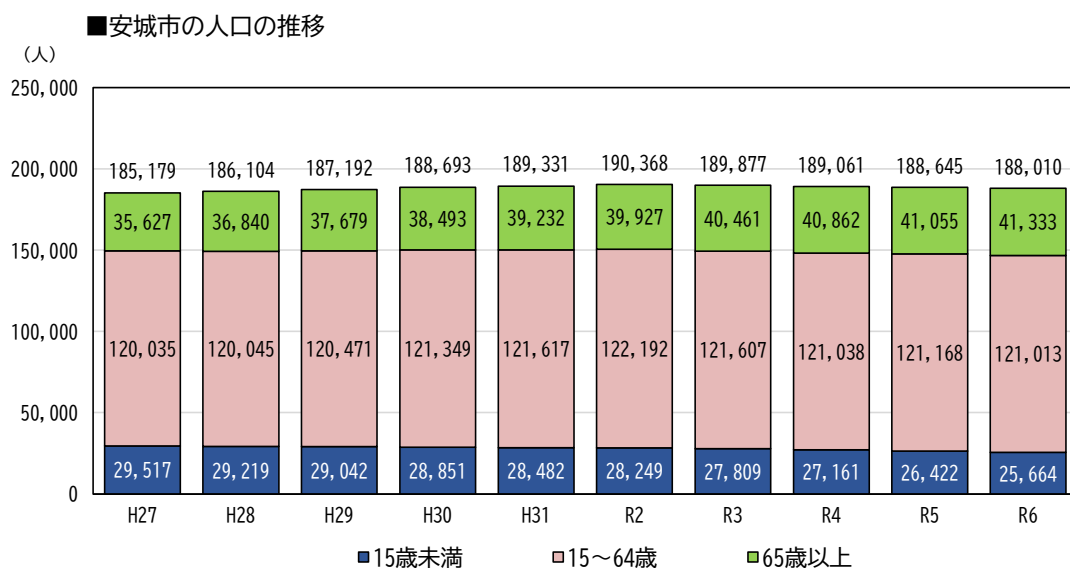
第 2 章 安城市のこども・若者を取り巻く現状

1 統計からみる現状

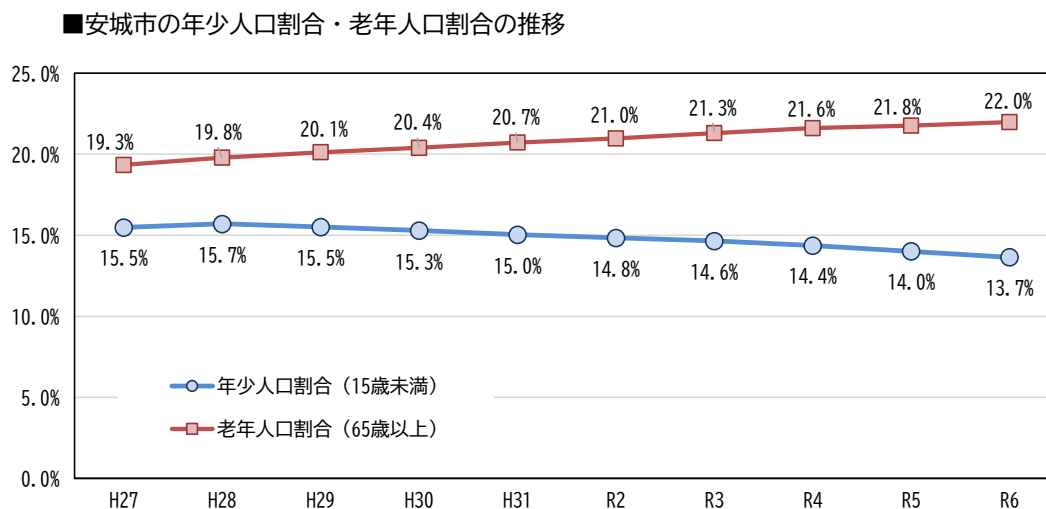
(1)人口の状況

本市の総人口は近年、18万人～19万人台で推移しており、令和2年をピークに減少傾向にあります。年齢別でみると、15歳未満の年少人口は平成27年が、15～64歳の生産年齢人口は令和2年がそれぞれ最も多くなっており、65歳以上の老年人口は継続して増加し、令和3年以降は4万人を超えています。

また、年齢区分ごとの割合をみると、年少人口割合は減少し、65歳以上の老年人口割合は増加しており、少子高齢化の傾向が続いています。



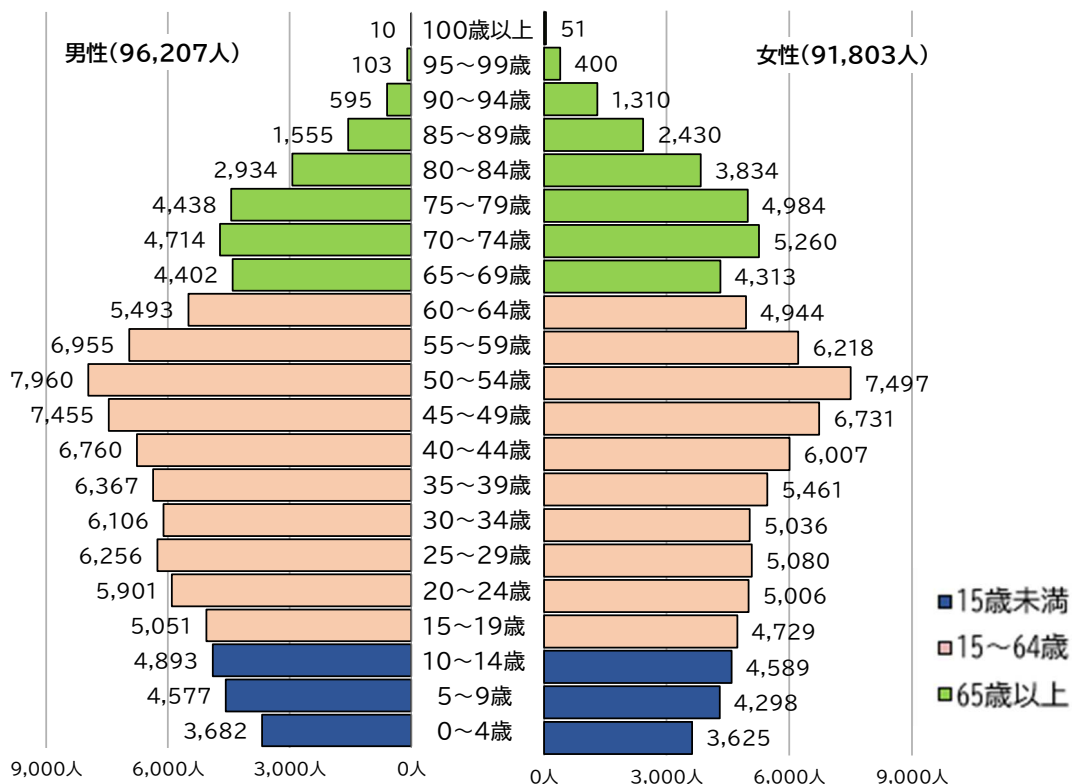
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

本市の人口構成を男女別・年齢別にみると、男女ともに50～54歳のいわゆる団塊ジュニア世代の人口が全年齢区分の中で最も多くなっています。団塊ジュニア世代のこども世代にあたる部分にふくらみはみられず、他の年齢区分と比較して15歳未満の人口が少なくなっています。出産可能年齢の女性人口も減っていることから、さらなる少子化が危惧されます。

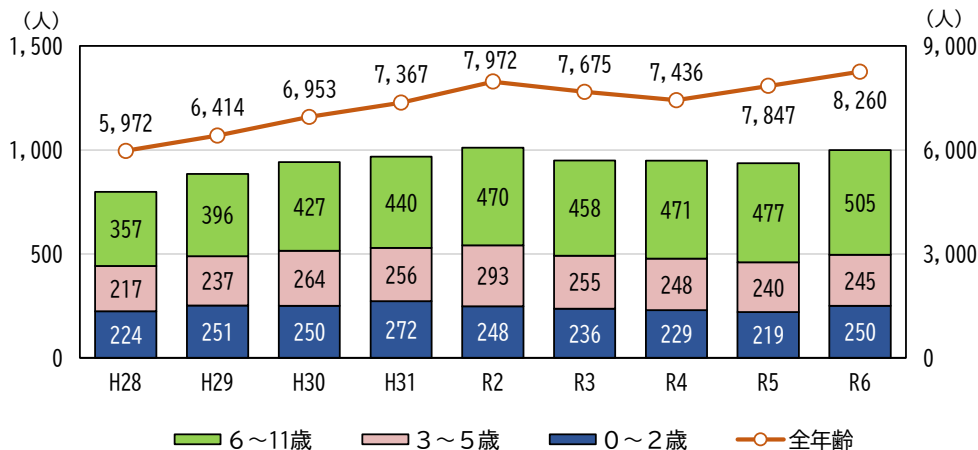
■安城市の人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

本市の外国人人口は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で外国人の新規入国の停止があったことから、令和3年には若干の減少がみられましたが、それ以降は再び増加傾向にあり、令和6年には8,000人を超え、人口の4.4%を占めています。外国人児童人口も同様の傾向にあり、近年では増加傾向にあります。

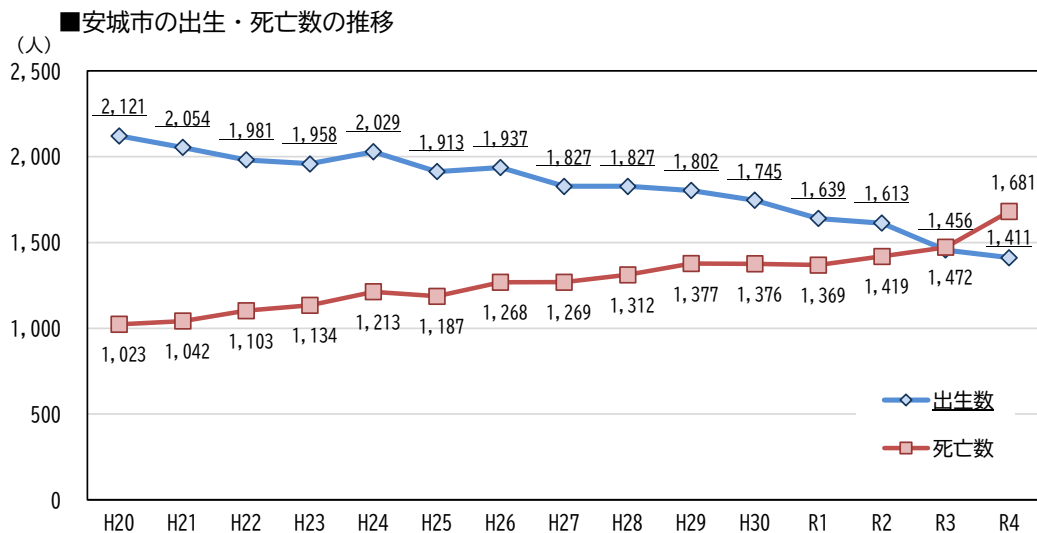
■安城市の外国人児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

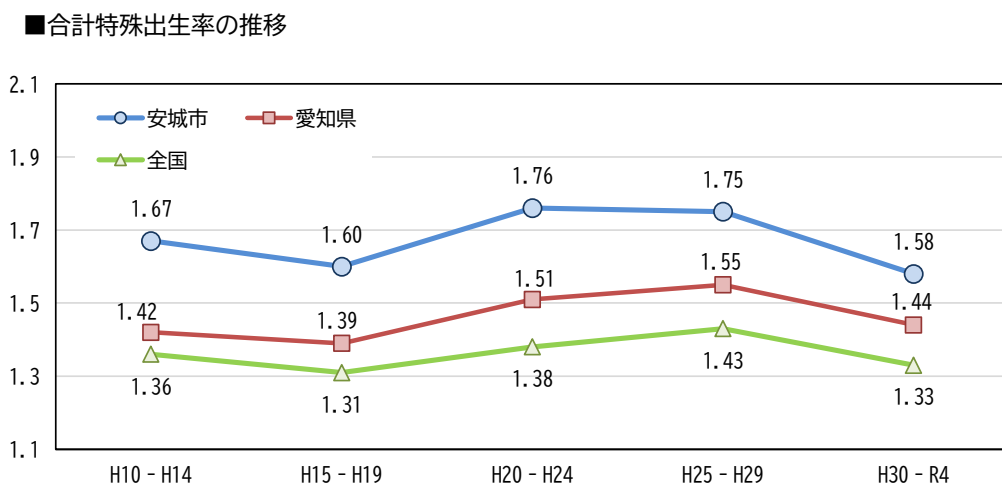
(2)出生等の状況

本市の自然動態をみると、出生は平成26年までは2,000人～1,900人台で推移していましたが、平成27年以降継続して減少しており、令和4年では1,411人と過去最少となっています。死亡は増加傾向となっており、令和3年以降は死亡が出生を上回り、自然減となっています。



資料：愛知県衛生年報

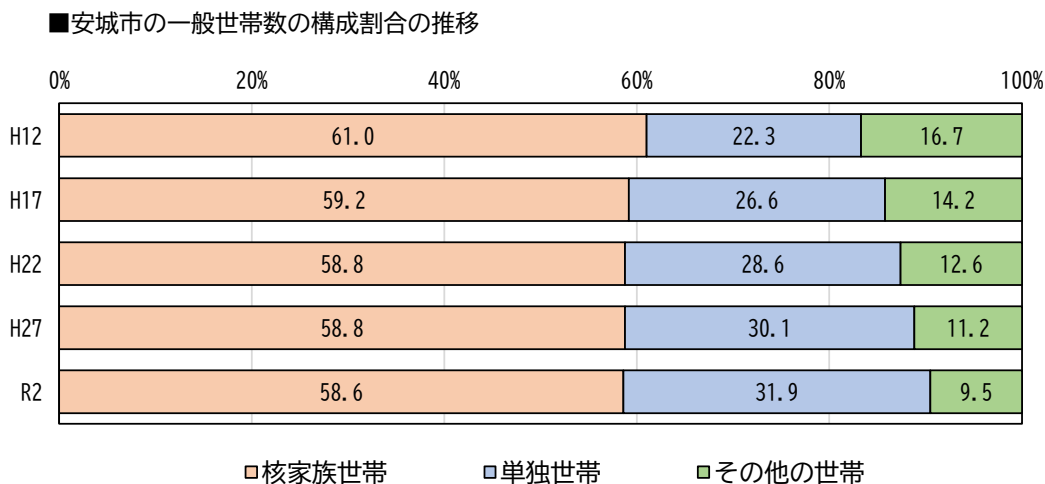
合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に子どもを生むとしたときのこどもの数に相当する）の推移をみると、本市は全国平均及び愛知県平均を上回って推移しています。平成30年～令和4年の値では1.58となり、全国及び愛知県と同様に平成25年～平成29年の値より低下しています。



資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

(3)世帯等の状況

本市の一般世帯数における構成割合をみると令和2年では「核家族世帯」が58.6%と最も高くなっています。経年でみると、年々「単独世帯」の割合が高くなっており、3世代世帯を含む「その他の世帯」の割合が減少しています。背景には高齢者を含む一人暮らし世帯の増加や未婚者の増加があると考えられます。

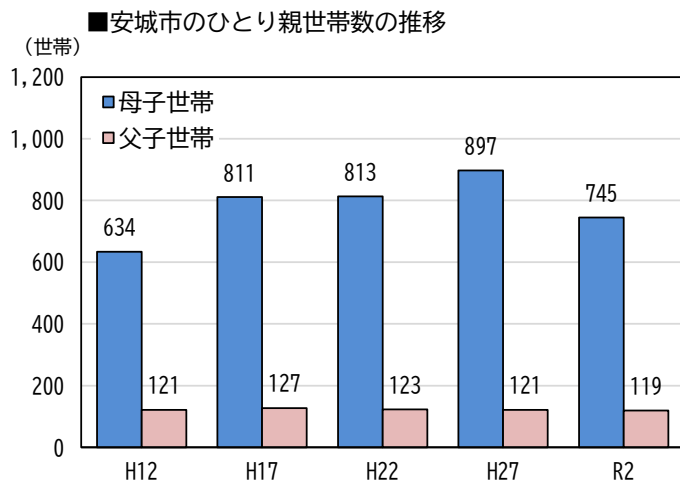


資料：国勢調査

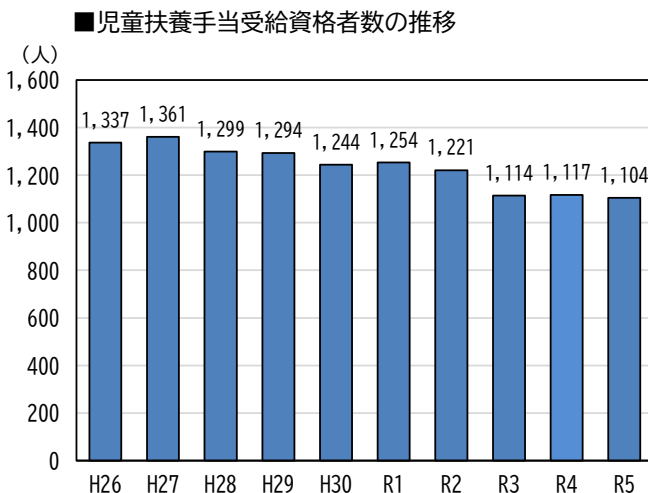
※核家族世帯：「夫婦のみの世帯」「夫婦と子どもから成る世帯」「男親と子どもから成る世帯」「女親と子どもから成る世帯」のこと。
 ※「その他の世帯」には、世帯の家族類型「不詳」を含む。

本市のひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は、平成12年から平成27年にかけて増加傾向となっていました。令和2年にはやや減少し、745世帯となっています。また、父子世帯は平成12年以降、120世帯前後で推移しています。母子世帯数は父子世帯数の約6倍となっています。

また、児童扶養手当（父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当）の受給資格者数の推移は、ひとり親世帯の減少に伴い減少傾向にあります。



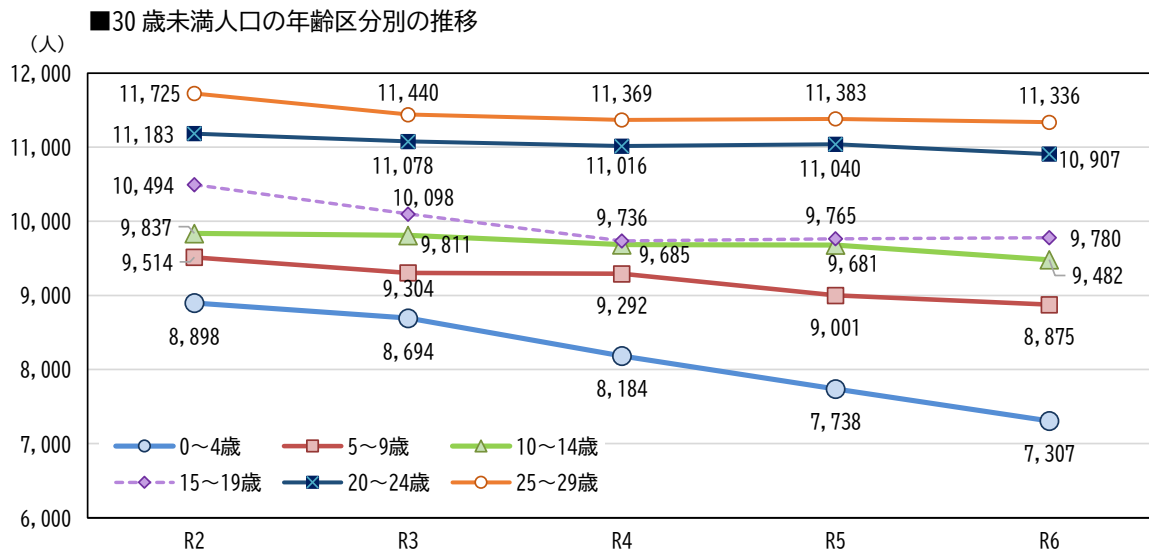
資料：国勢調査



資料：安城市

(4)30歳未満人口の状況

本市の若年層の人口の推移をみると、特に0～4歳の年齢区分で大きく減少しており、出生数の減少が影響していることがうかがえます。令和2年と令和6年を比較して、0～4歳では17.9%の減少となっています。

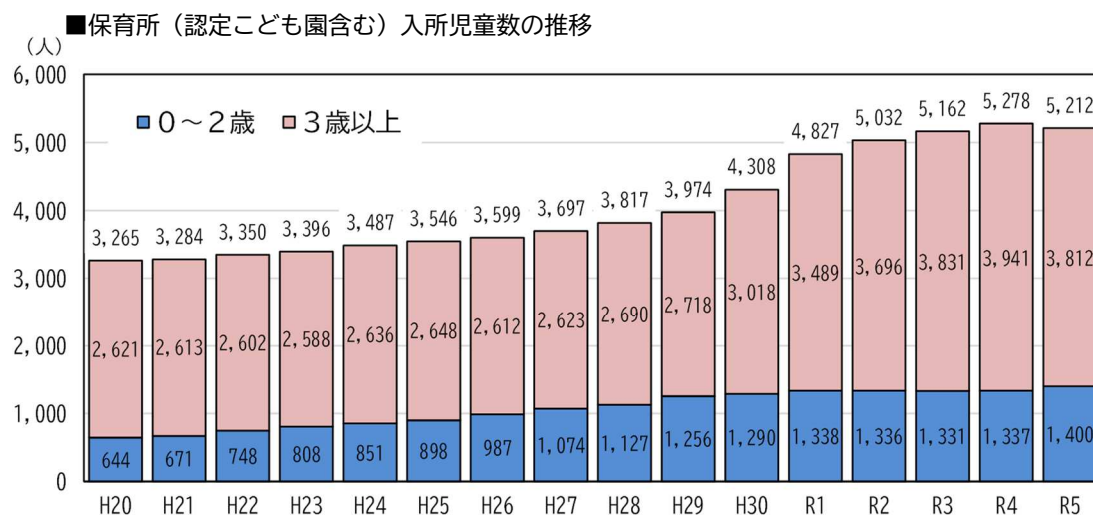


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

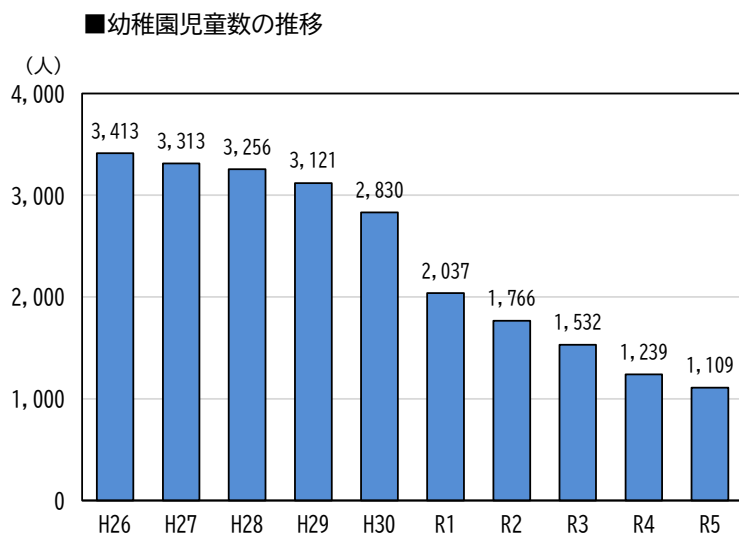
本市の保育所入所児童数の推移をみると、令和4年まで増加傾向にありましたが、令和5年でやや減少しています。年齢区分別でみると、0～2歳では継続して増加しています。また、幼稚園の児童数の推移をみると、継続して減少しており、令和2年以降1,000人台となっています。幼稚園の認定こども園化等が進んだことが影響しています。

児童クラブの登録児童数の推移をみると、継続して増加しており、特に公立の児童クラブで増加しています。

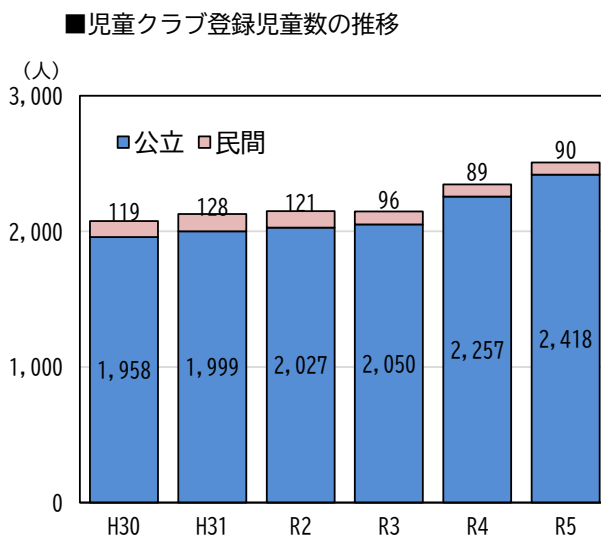
これらのことから、共働き家庭の増加や核家族化に伴い、保育ニーズが増加していることがうかがえます。



資料：安城の統計（各年4月1日時点）



資料：安城の統計（各年5月1日時点）



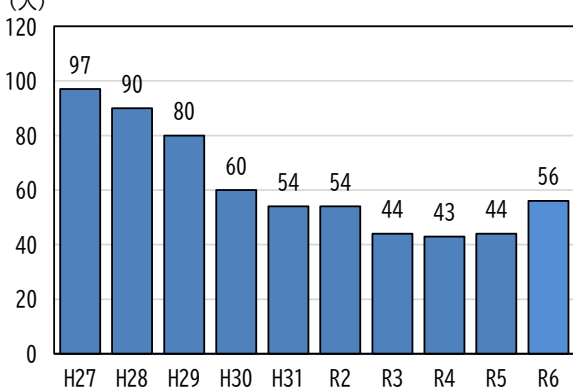
資料：安城の統計（各年4月1日時点）

(5) 支援が必要なこども・若者の状況

18歳未満の生活保護受給者数、児童虐待相談件数は減少傾向にあったものの、直近では再び増加しています。本市においても、支援が必要なこども数は増加傾向にあると言え、取組が求められます。

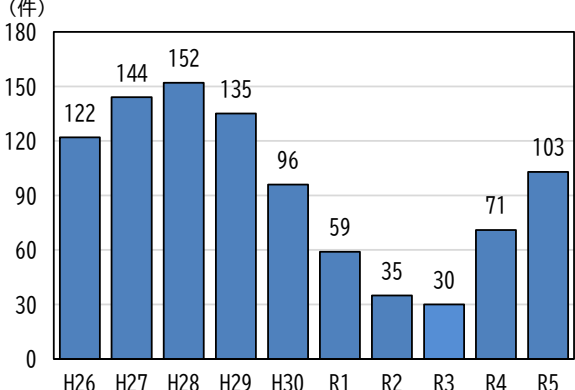
また、不登校児童・生徒割合はいずれも継続して増加しており、特に中学校生徒では令和3年以降増加率が大きくなっています。全国的にも不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生活環境が変化したことや、それに伴い学校生活での交友関係が築きにくくなったことなどが背景にあると言われています。

■ 18歳未満の生活保護受給者数の推移



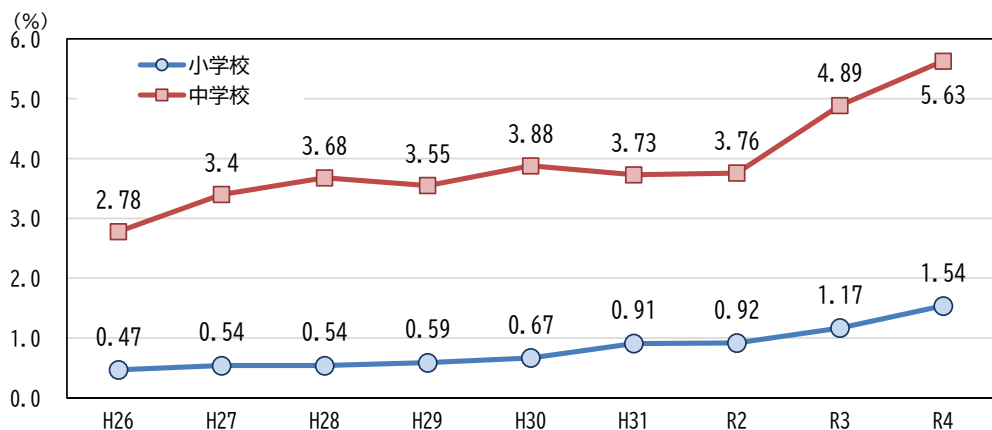
資料：安城市

■ 児童虐待相談件数の推移



資料：安城市

■ 不登校児童・生徒割合の推移



資料：安城市学校教育プラン 2028

2 アンケートからみる現状

(1) アンケートの実施概要

本計画策定の基礎資料として、各種サービスに対するニーズ、本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯やこども・若者の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。(調査期間：令和6年1月31日～2月16日)

■実施概要

調査区分	実施方法	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	郵送配布・郵送回収	1,500 件	757 件	50.5%
小学生児童保護者		1,500 件	743 件	49.5%
小学5年生・中学2年生	郵送配布・web 回答	各 1,000 件	770 件	38.5%
16 歳～39 歳の市民		1,000 件	376 件	37.6%

(2) 保護者アンケート結果

※図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表します。

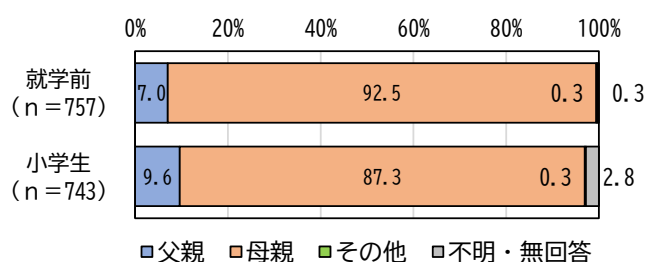
※本文及びグラフ中の「就学前」は「就学前児童保護者アンケート」を、「小学生」は「小学生児童保護者アンケート」を簡略化したものです。

※比較に使用している「前回調査」は、平成30年12月に実施した「安城市の子ども・子育てに関するアンケート調査」を指します。

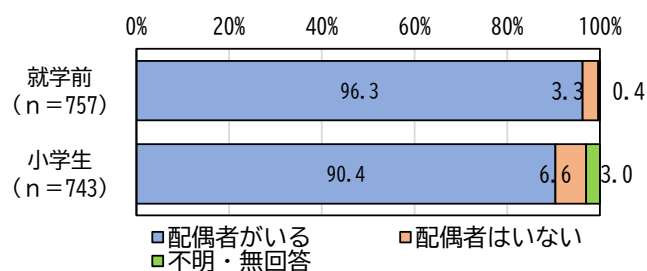
① 回答者の属性について

就学前、小学生ともに、回答者は9割前後が「母親」となっています。回答者のうち、就学前では3.3%、小学生では6.6%が配偶者はいないひとり親世帯です。また、子育てを主にしている人は、就学前、小学生ともに前回調査と比べて「父母ともに」の割合が大きく増加しており、男女共同による子育てが浸透しつつある状況がうかがえます。

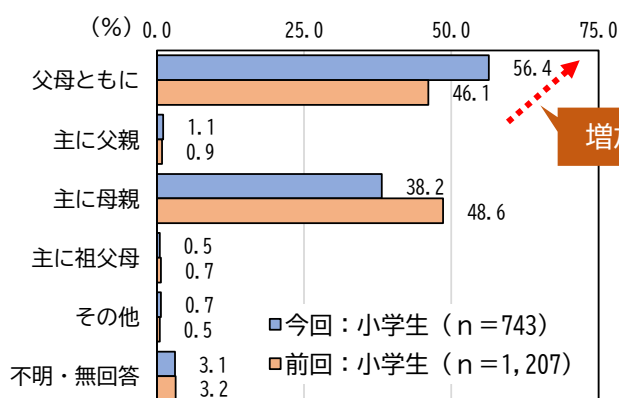
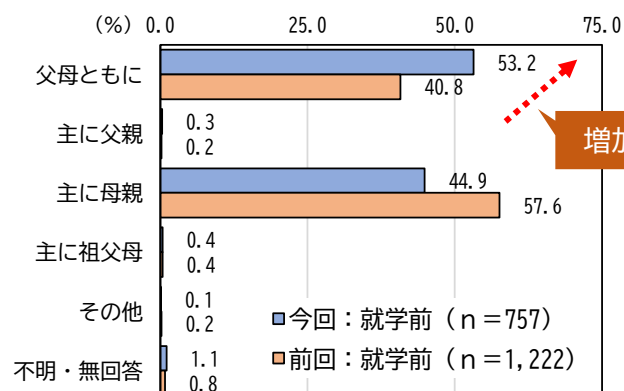
■調査回答者



■回答者の配偶関係



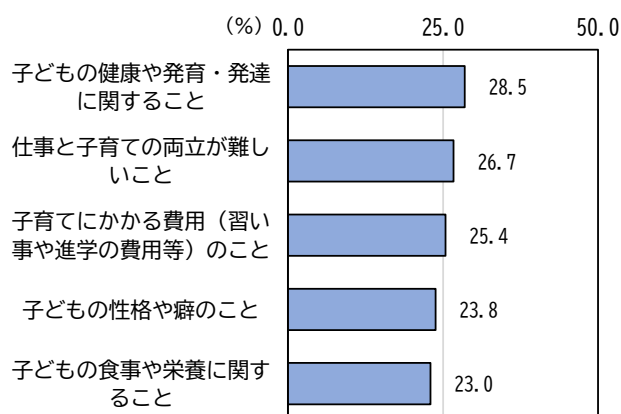
■子育てを主にしている方



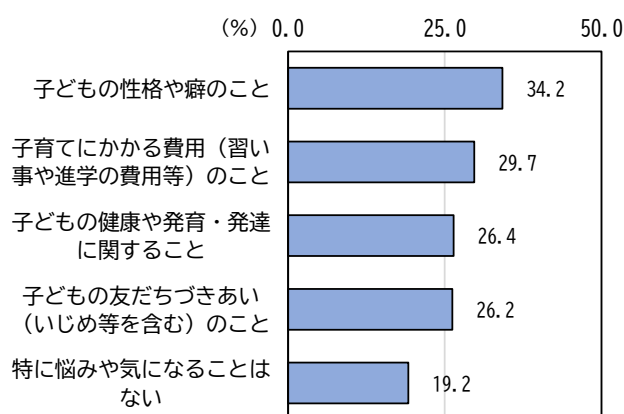
②子育ての悩みについて

主な子育ての悩みをたずねたところ、就学前、小学生ともに「子育てにかかる費用（習い事や進学費用等）のこと」が上位にあがっており、経済的な負担感が大きいことがうかがえます。また、就学前では「仕事と子育ての両立が難しいこと」なども上位であり、特に就学前の保護者に対しては両立を支える保育・子育て支援サービスの充実が求められます。一方、小学生になると「子どもの性格や癖のこと」「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）のこと」といった個性やコミュニケーションに関する悩みもみられるようになり、より個々の状況に応じた対応が必要になると考えられます。

■子育ての悩み【就学前】※上位5位



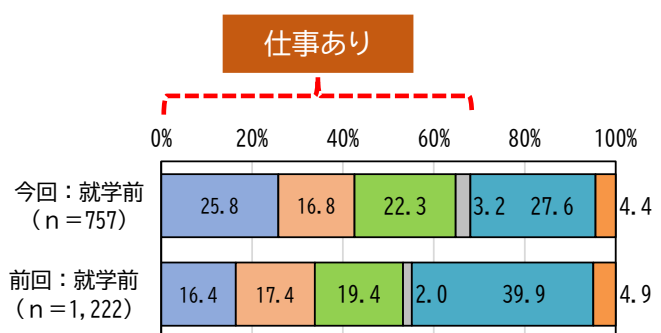
■子育ての悩み【小学生】※上位5位



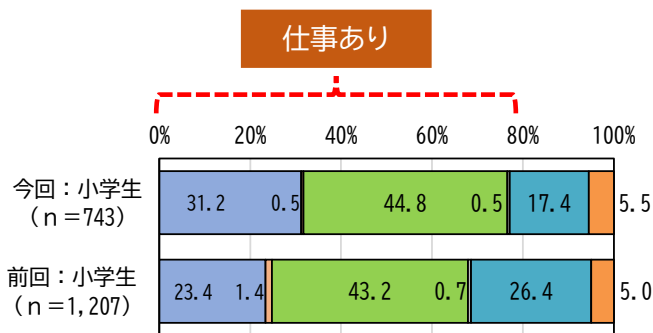
③母親の就労状況について

母親の就労状況をたずねたところ、休業中を含めて就学前児童で68.1%、小学生で77.0%がフルタイムもしくはパート・アルバイト等で就労しています。前回調査と比較すると、就学前、小学生ともに「現在は仕事をしていない」が減少しており、就労している母親が増加していることがうかがえます。

■母親の就労状況



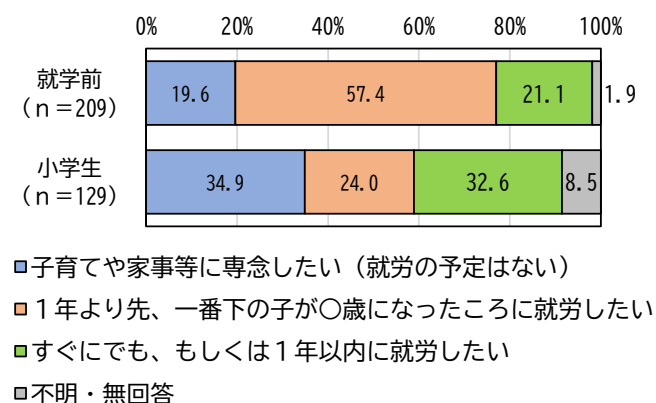
- フルタイムで働いている
- フルタイムだが、現在産休・育休等の休業中
- パート・アルバイト等で働いている
- パート・アルバイト等だが、現在産休・育休等の休業中
- 現在は仕事をしていない
- 不明・無回答



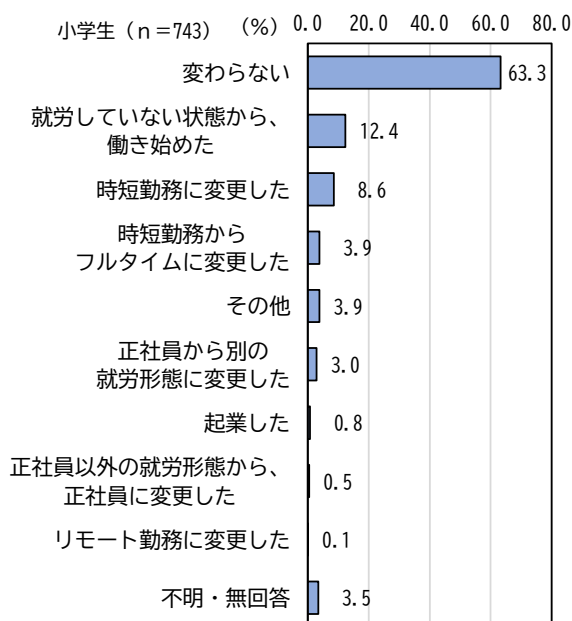
- フルタイムで働いている
- フルタイムだが、現在産休・育休等の休業中
- パート・アルバイト等で働いている
- パート・アルバイト等だが、現在産休・育休等の休業中
- 現在は仕事をしていない
- 不明・無回答

現在、就労していない母親に就労意向をたずねたところ、就学前で78.5%、小学生で56.6%が就労したいと回答し、多くの母親が就労を希望しています。また、小学生における子どもの小学校入学前後での母親の働き方の変更についてたずねたところ、「変わらない」が63.3%と最も高くなっているものの、約3割の母親が小学校入学前後を機に働き方を変更しています。小学校入学を機に、「時短勤務に変更した」や「正社員から別の就労形態に変更した」といった、仕事を減らす方向に変化したケースと、「就労していない状態から働き始めた」「時短勤務からフルタイムに変更した」といった仕事を増やす方向に変化したケースの両方がみられます。

■仕事をしていない母親の就労意向



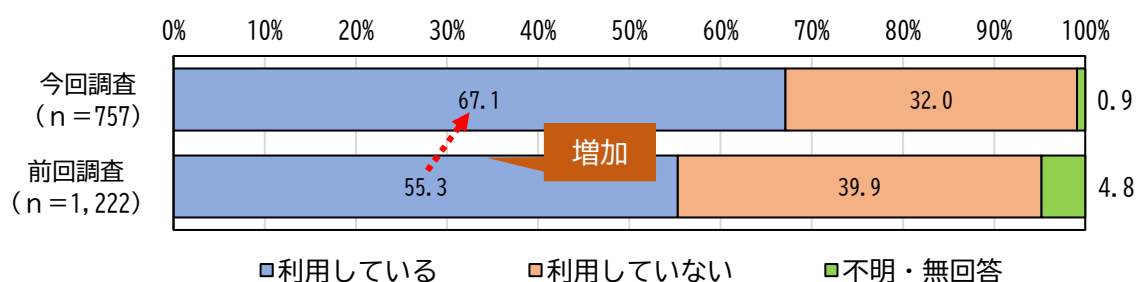
■子どもの小学校入学前後での働き方の変更について
【小学生】



④幼児教育・保育事業について

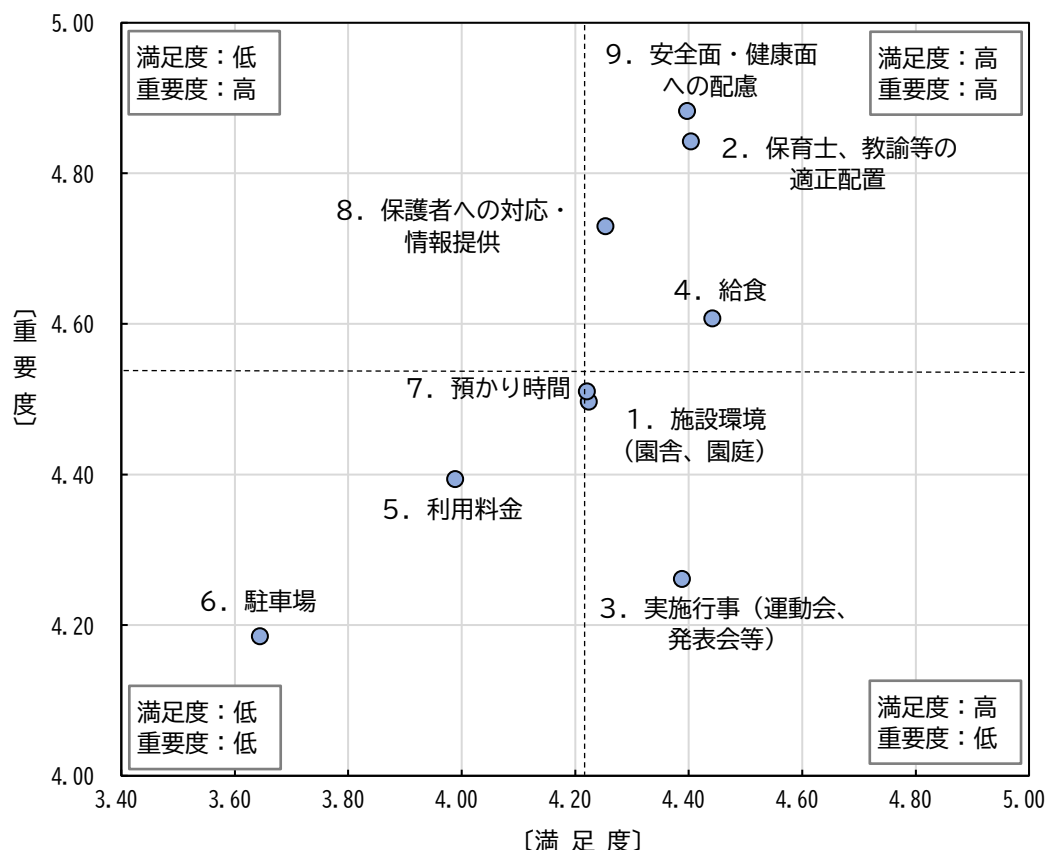
定期的な幼児教育・保育事業の利用状況をたずねたところ、67.1%が「利用している」と回答しています。前回調査と比較すると、利用している割合が11.8ポイント増加し、定期的に幼児教育・保育事業を利用している子育て世帯が増加しています。

■定期的な幼児教育・保育事業の利用状況【就学前】



■利用している施設の満足度・重要度【就学前】

定期的な幼児教育・保育事業を利用している方に利用している施設の満足度・重要度をたずねたところ、「9. 安全面・健康面への配慮」「2. 保育士、教諭等の適正配置」「4. 給食」「8. 保護者への対応・情報提供」では満足度・重要度ともに高くなっています。満足度が平均よりも低くなった項目は「5. 利用料金」「6. 駐車場」となっています。



※全9項目について、「重要度」「満足度」とともに5段階評価で、各点数にその点数の回答者数を乗じ、点数ごとに算出した値の合計を総回答者数で割って算出したものを、それぞれの項目の指数とします。(加重平均)

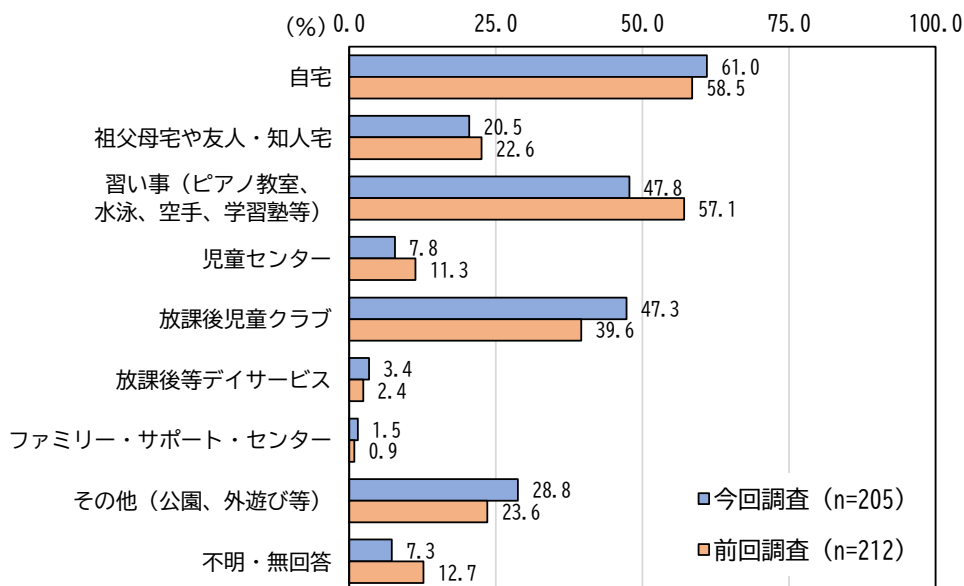
※回答の対象である「定期的な保育・教育事業を利用している方」は、以下のいずれかの利用を指します。

- ・ 幼稚園または認定こども園幼稚園コース（通常の就園時間の利用）
- ・ 幼稚園または認定こども園幼稚園コースの預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、定期的な利用のみ）
- ・ 保育園（認可保育所）または認定こども園保育園コース
- ・ 認可外保育施設
- ・ ファミリー・サポート・センター（子育てを手助けしてほしい人（依頼会員）と「子育ての協力をしていただける人（提供会員）」が会員となって、お互いに助け合う会員組織）
- ・ 児童発達支援事業所（障害のある子どもに対して、個別や集団での療育を行う施設）

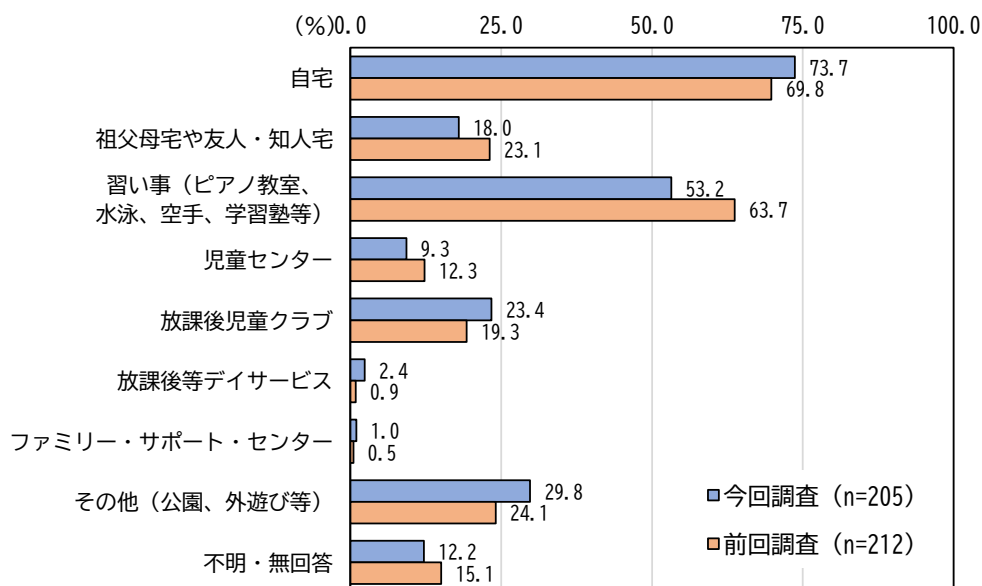
⑤放課後の過ごし方について

就学前（５歳児の保護者のみ）において、小学校就学後の希望する放課後の過ごし方をたずねたところ、「放課後児童クラブ」が低学年時、高学年時ともに利用を希望する割合が前回調査と比較して増加していることから、今後の児童数の動向も含めて検討していく必要があります。

■小学校就学後・低学年時の希望する放課後の過ごし方【就学前】

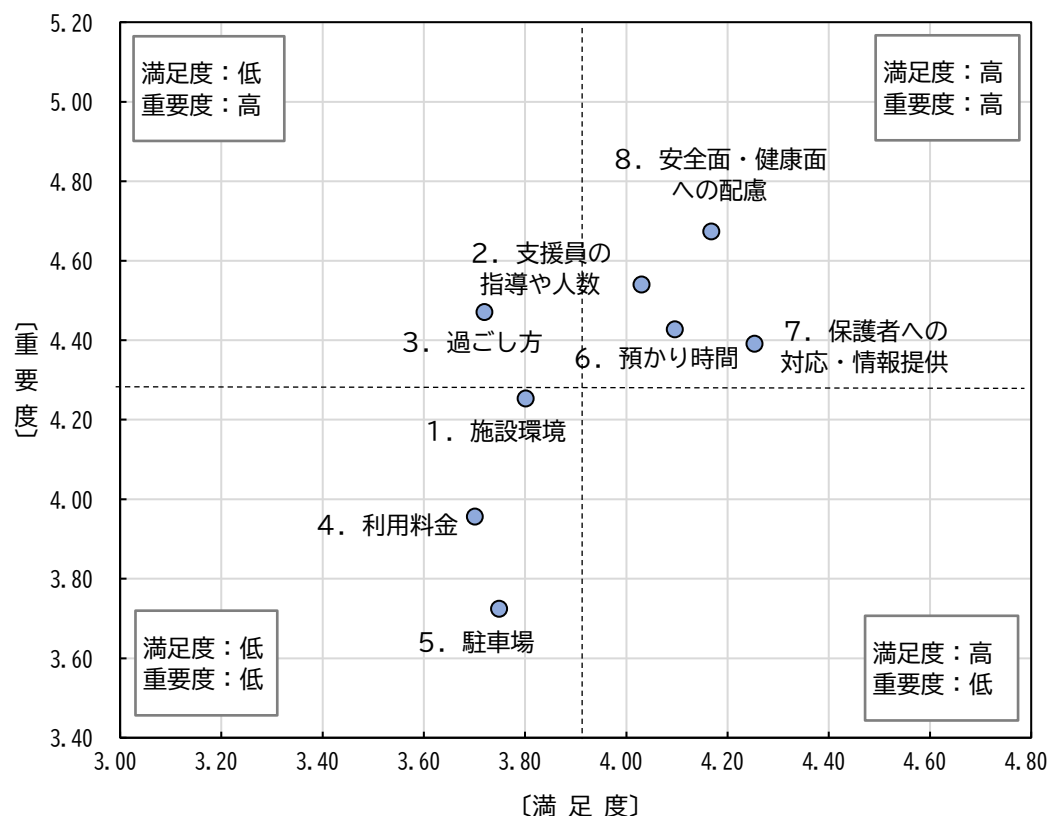


■小学校就学後・高学年時の希望する放課後の過ごし方【就学前】



■放課後児童クラブの満足度・重要度【小学生】

放課後児童クラブの満足度・重要度をたずねたところ、「8. 安全面・健康面への配慮」「7. 保護者への対応・情報提供」「2. 支援員の指導や人数」「6. 預かり時間」で満足度・重要度ともに高くなっています。重要度は高いものの満足度が低い項目は「3. 過ごし方」となっており、放課後の居場所という役割以上に、遊びや宿題などの毎日の過ごし方の充実化に対する保護者のニーズが高まっています。



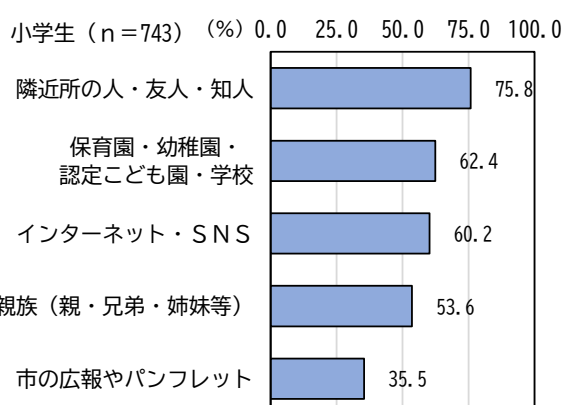
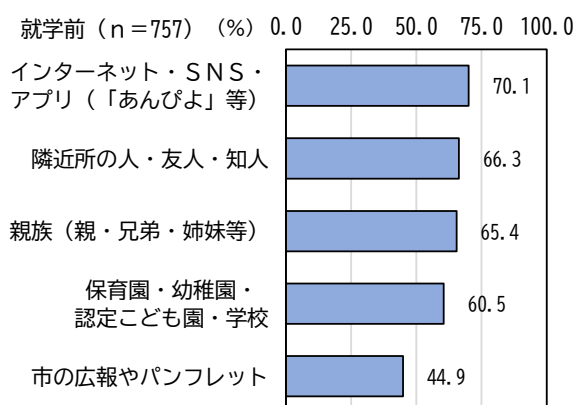
※全8項目について、「重要度」「満足度」とともに5段階評価で、各点数にその点数の回答者数を乗じ、点数ごとに算出した値の合計を総回答者数で割って算出したものを、それぞれの項目の指数とします。(加重平均)

⑥子育て全般について

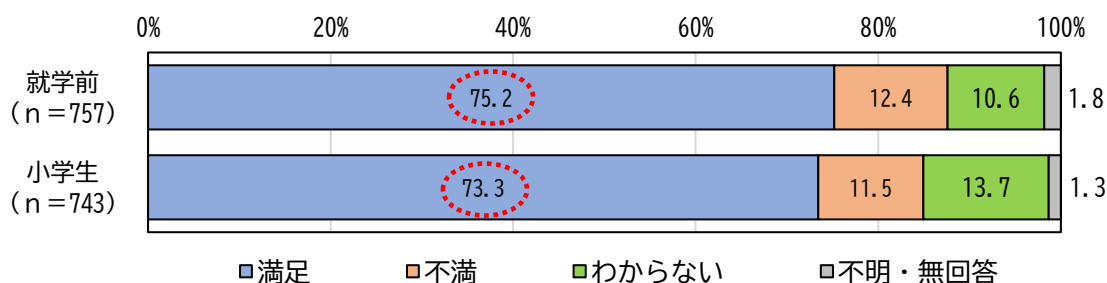
子育て（教育を含む）に関する情報の入手方法をたずねたところ、就学前では「インターネット・SNS*・アプリ」が約7割と最も高く、前回調査よりも12.1ポイント増加しています。スマートフォンやタブレット端末の普及により、情報取得の手段が変化しています。小学生では「隣近所の人・友人・知人」が最も高く、口コミによる情報の取得が多くなっています。

安城市の子育て環境の満足度をたずねたところ、就学前、小学生ともに「満足」が7割以上と、高くなっています。令和5年4月に施行されたこども基本法の認知度については、就学前、小学生ともに「聞いたことがない」が約6割となり、今後のさらなる周知が必要です。

■情報の入手方法※上位5位

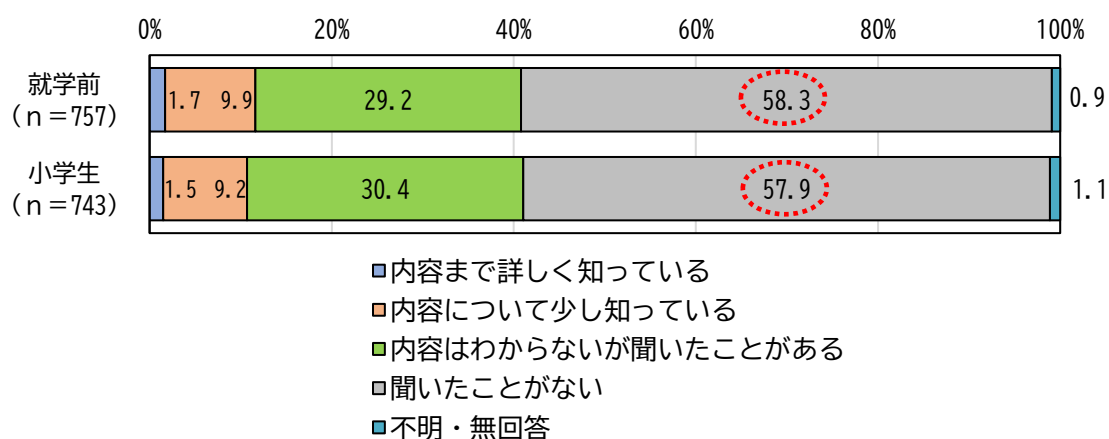


■安城市の子育て環境の満足度



※「満足」は「非常に満足」と「満足」と「やや満足」の合算、「不満」は「非常に不満」と「不満」と「やや不満」の合算

■こども基本法の認知度



(3)こども・若者アンケート結果

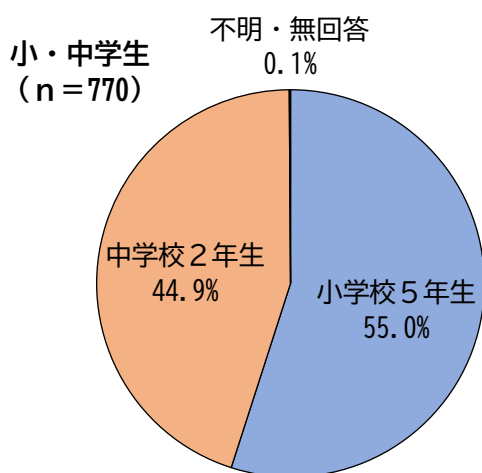
※図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表します。

※グラフ中の「小・中学生」は「こどもアンケート（小学5年生・中学2年生対象）」を、「若者」は「若者アンケート（16歳～39歳の市民対象）」を簡略化したものです。なお、「こどもアンケート」において年齢別に分析しているものについてはそれぞれ「小学生」「中学生」としています。

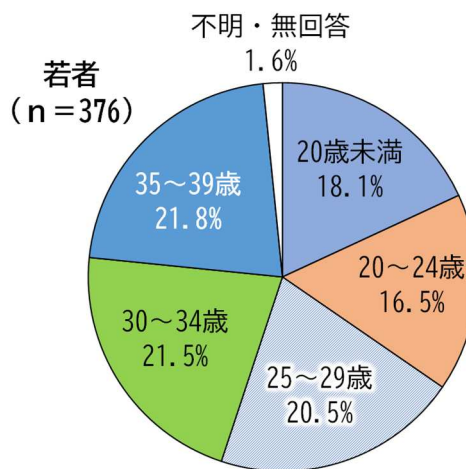
①回答者の属性

小・中学生アンケートにおける回答者の学年は「小学5年生」が55.0%、「中学2年生」が44.9%となっています。また、若者（16歳～39歳の市民）アンケートにおける回答者の年齢はいずれの年代も2割前後ずつとなっています。

■回答者の学年【小・中学生】



■回答者の年齢【若者】

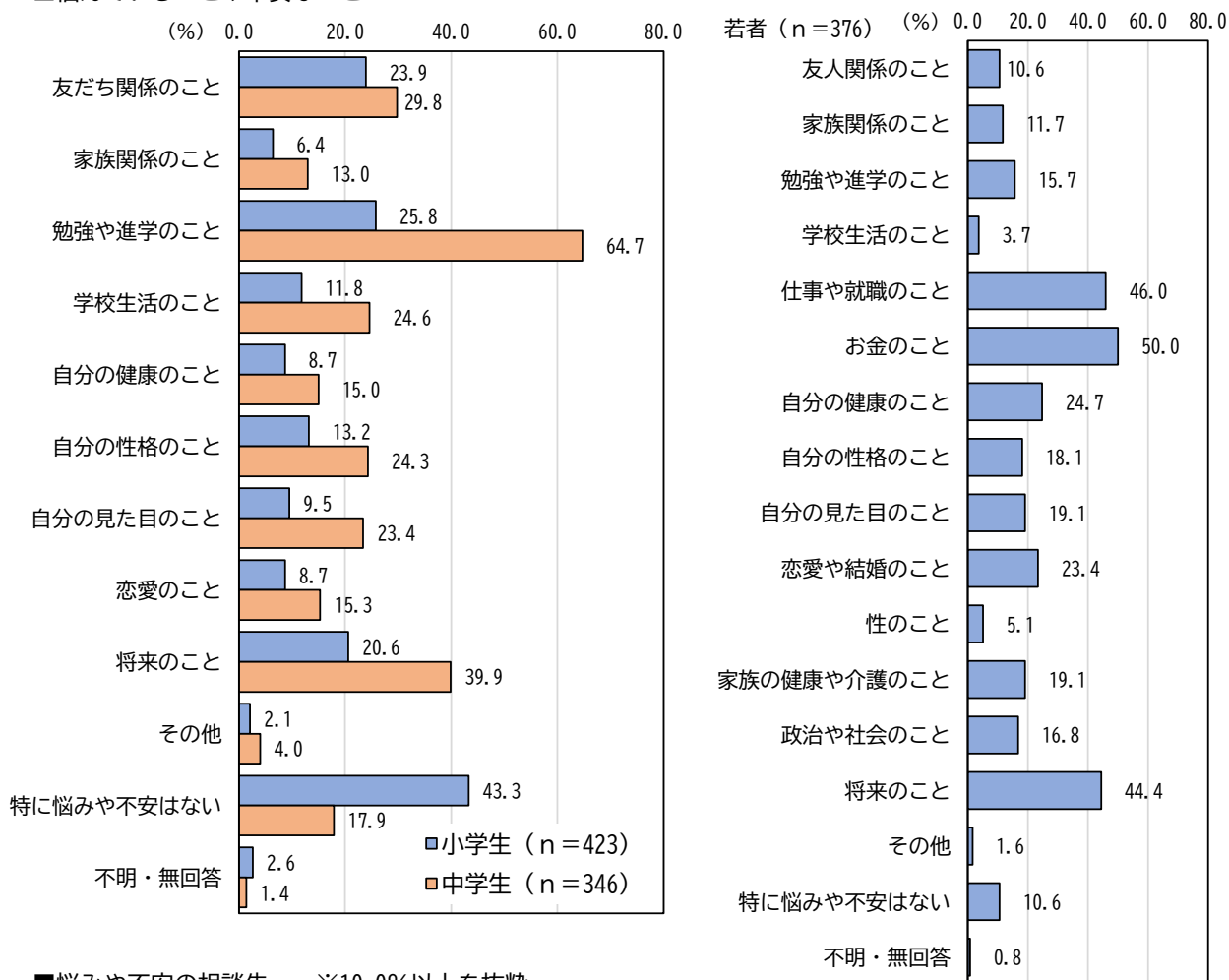


②悩みや不安について

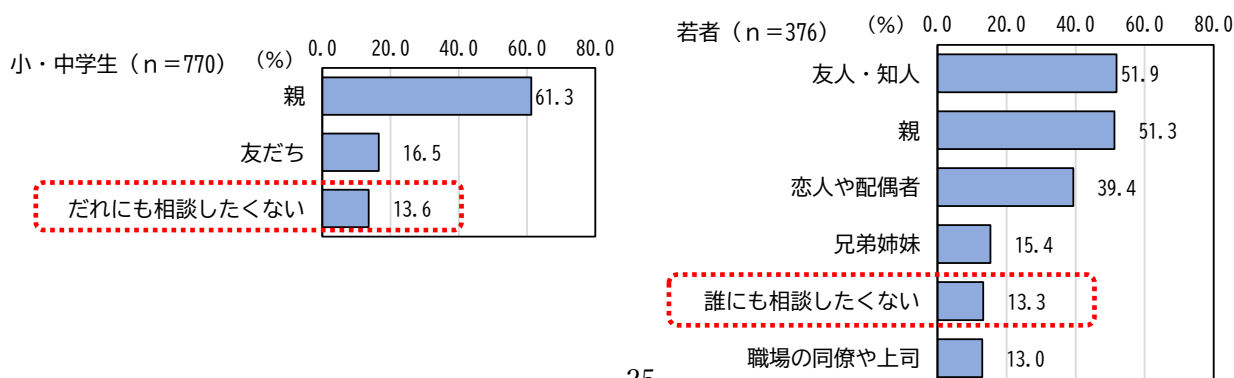
悩んでいることや不安なことをたずねたところ、小学生では「特に悩みや不安はない」が43.3%と最も高くなっています。中学生になると「勉強や進学のこと」が64.7%と突出して高くなっており、次いで「将来のこと」「友だち関係のこと」が続いています。

また、若者では「お金のこと」が最も高く、次いで「仕事や就職のこと」「将来のこと」が続いています。経済面や就労関係についての悩みや不安を持っている方が多くいることがわかります。主な相談相手では、小・中学生、若者アンケートともに「親」が高い割合を占め、若者では「友人・知人」や「恋人や配偶者」も高くなっています。なお、「誰にも相談したくない」と回答した割合が小・中学生、若者アンケートともに約1割みられ、相談先の情報提供やプライバシーを確保できる相談窓口の周知等が求められます。

■悩んでいることや不安なこと



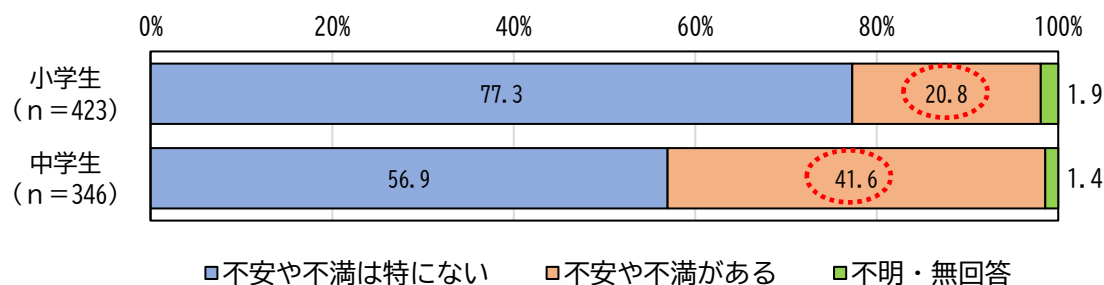
■悩みや不安の相談先 ※10.0%以上を抜粋



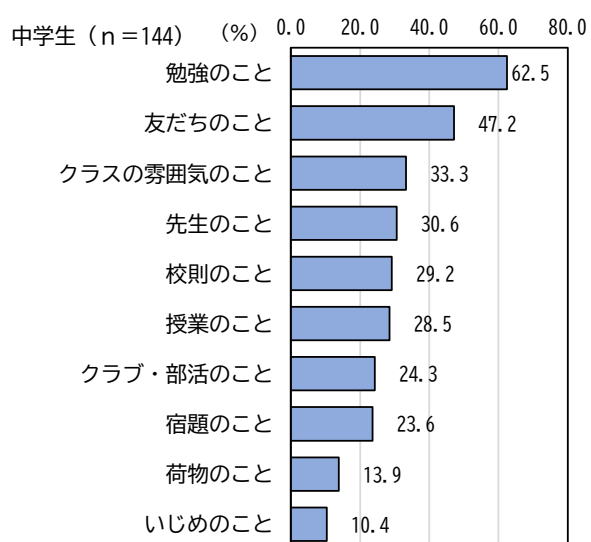
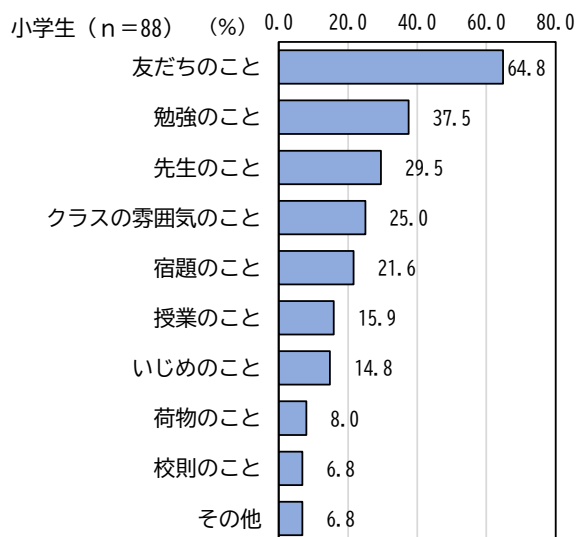
③学校や家庭について

小・中学生に学校への不満をたずねたところ、「不安や不満がある」は小学生で20.8%、中学生で41.6%と、特に中学生で割合が高くなっています。その内容をたずねると、小学生、中学生ともに「友だちのこと」と「勉強のこと」が上位となっています。

■学校への不満【小・中学生】

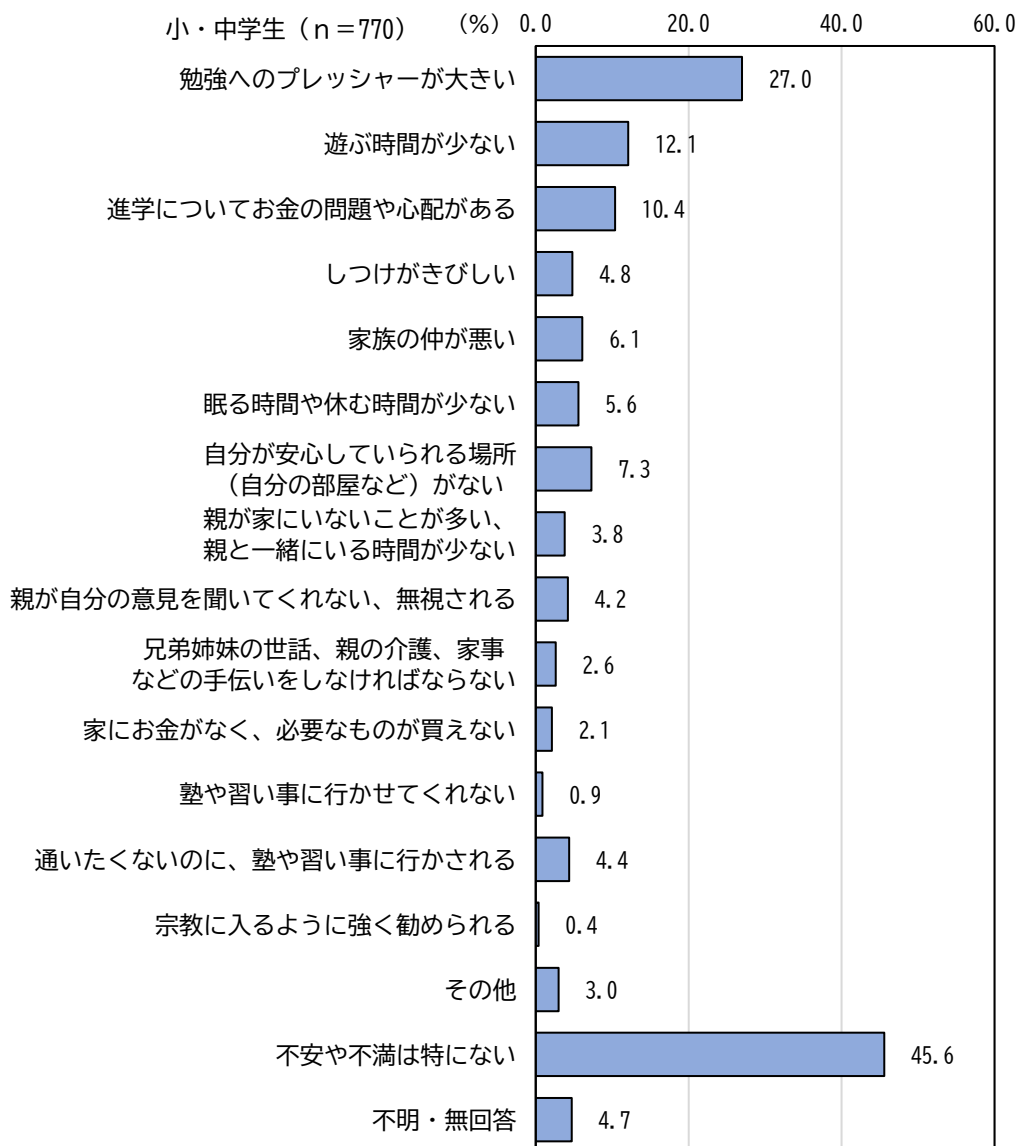


■（学校への不満がある方）学校への不満内容【小・中学生】※上位10位までを抜粋



小・中学生に家族への不満をたずねたところ、「不安や不満は特にない」が45.6%と最も高くなっていますが、次いで「勉強へのプレッシャーが大きい」が27.0%、「遊ぶ時間が少ない」が12.1%、「進学についてお金の問題や心配がある」が10.4%となっています。その他の不満についても5%前後で分散して回答がみられており、多様な悩みを持っていることがわかります。

■家族への不満【小・中学生】

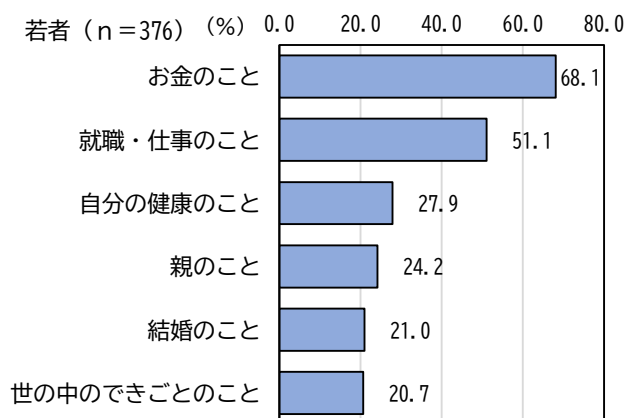


④将来について

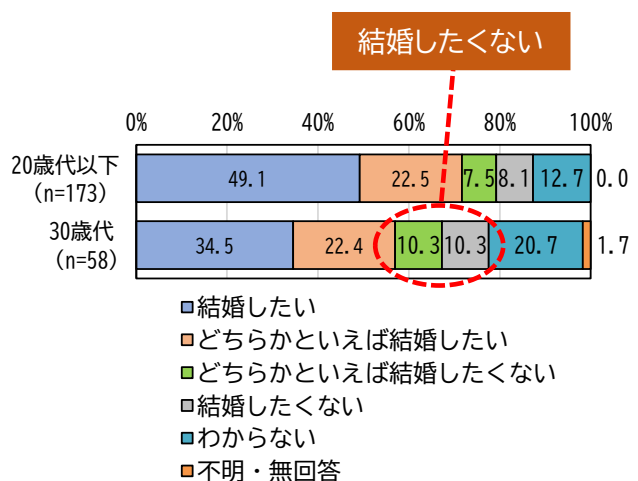
若者に将来に対してどのようなことに不安を感じるかたずねたところ、「お金のこと」が68.1%、「就職・仕事のこと」が51.1%となっています。長引く不況や賃金の低迷などにより、経済的な不安が大きくなっていることがうかがえます。

また、将来結婚したいかをたずねたところ、30歳代では『結婚したくない』（「結婚したくない」「どちらかといえば結婚したくない」の合算）が20.6%、「わからない」が20.7%と、約4割が結婚に前向きな意識が薄い状況です。将来子どもを持ちたいかをたずねたところ、『子どもを持ちたくない』（「子どもを持ちたくない」「どちらかといえば子どもを持ちたくない」の合算）が12.5%、「わからない」が10.6%と2割以上がこどもを持つことに前向きな意識が薄い状況です。子どもを持つイメージとしては、「子どもがいると生活が楽しく豊かになる」が60.1%と最も高くなっていますが、「経済的な負担が増える」「自分の自由な時間が制限される」等のマイナスイメージも一定数みられます。様々な観点から子育て世代への支援を充実させるなどして、結婚や子育てに対して前向きにとらえられるような気運の醸成が必要です。

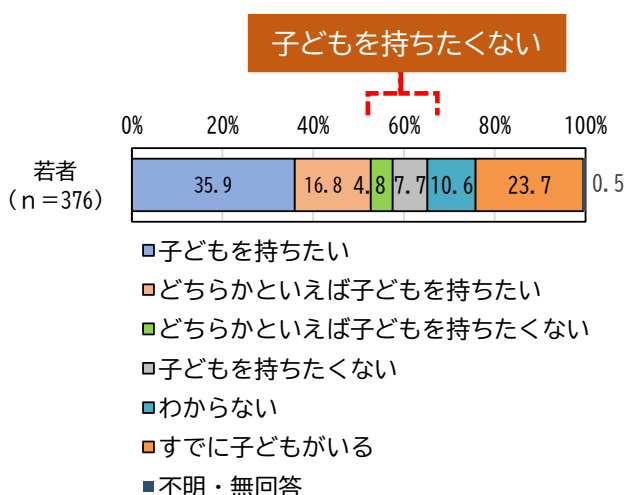
■将来への不安【若者】※20.0%以上を抜粋



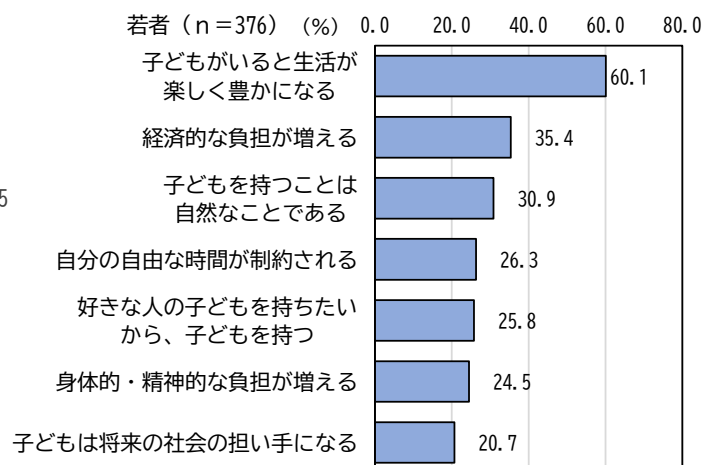
■将来結婚したいか【若者・未婚者】



■将来子どもを持ちたいか【若者】



■子どもを持つイメージ【若者】※上位 20.0%

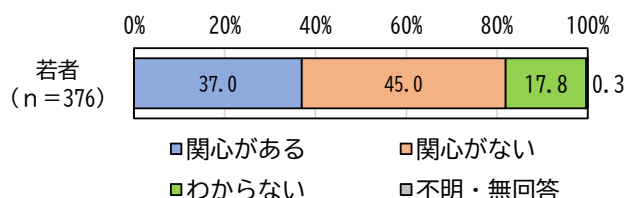


⑤こども・若者支援全般について

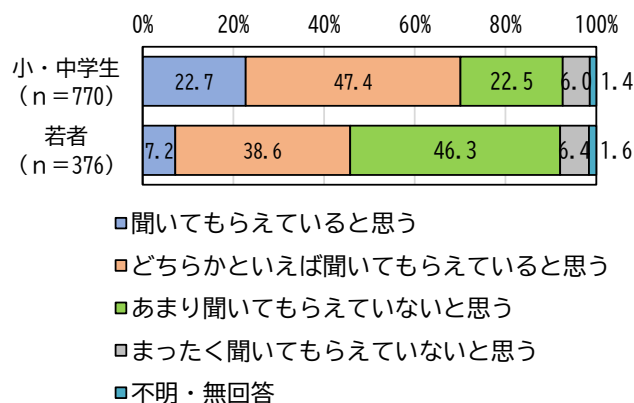
若者に市政への関心度をたずねたところ、「関心がない」が45.0%、「関心がある」が37.0%となっています。こどもの意見が聞いてもらえていると思うかでは、『聞いてもらえていると思う』（「聞いてもらえていると思う」「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」の合算）が小・中学生で70.1%、若者で45.8%となっており、若者でやや低くなっています。こども・若者が市政に関心を持てるようにするとともに、こども基本法の考え方に則り、こども・若者の意見の尊重や施策への反映を進めていくことが重要です。

こども・若者のために市に必要なだと思うことをたずねたところ、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が72.1%と突出して高くなっており、経済面での支援が求められています。

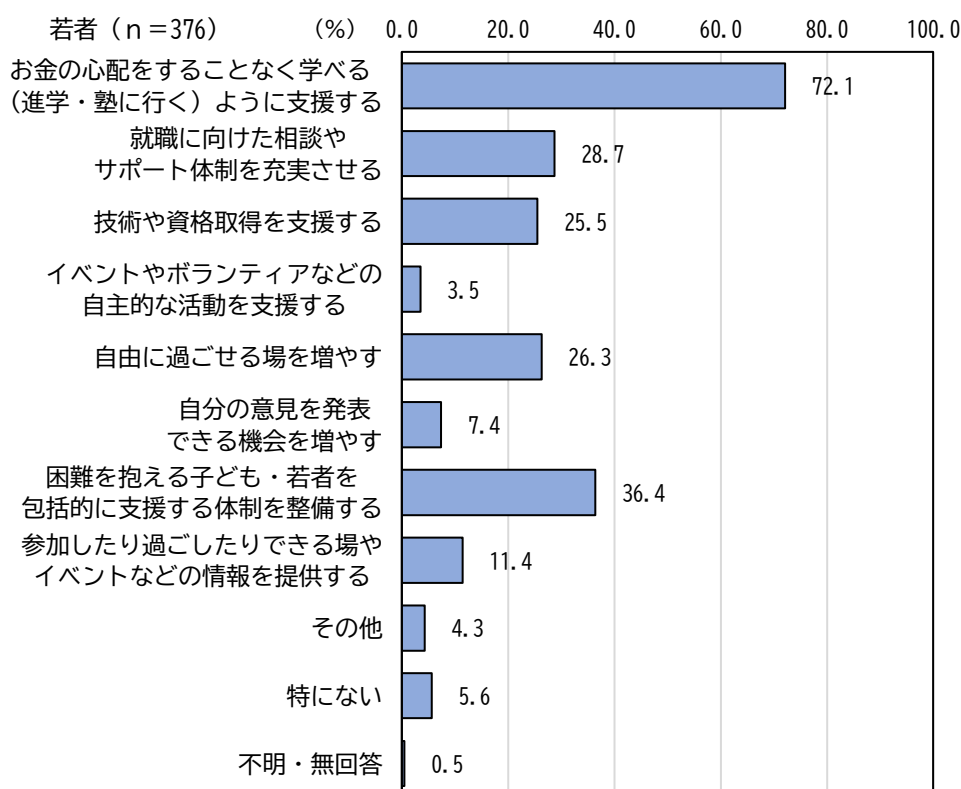
■市政への関心度【若者】



■安城市の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うか【小・中学生】【若者】



■こども・若者のために市に必要なだと思うこと【若者】



3 関係機関・団体調査、ワークショップからみるこども・若者の意見

(1)関係機関・団体調査

①実施概要

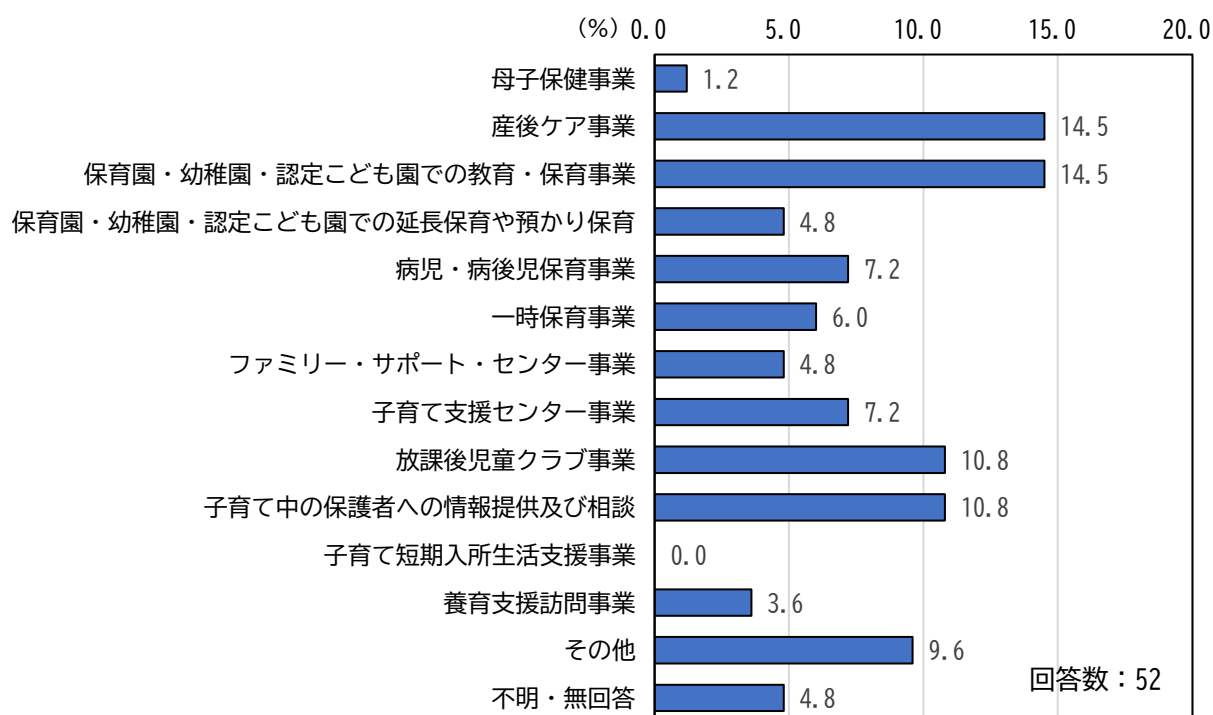
本計画の策定にあたり、アンケート調査からは十分に把握できない課題や、実際のこどもに関わる現場における実感・必要な支援等の確認を目的として、こどもや子育て支援に関わる関係機関・団体に対する調査を実施しました。

■実施概要

区分	選定機関・団体
実施期間	令和6年4月～5月
実施方法	WEB回答フォームを通じての実施
回収状況	89団体に配布／52団体から回答（回収率58.4%）
対象機関・団体	主任児童委員、子育て支援サークル、子育てサークル、「つどいの広場」委託業者、私立保育園・幼稚園・認定こども園、子ども食堂、母子寡婦福祉会、若者総合相談窓口「あんさぼ」、スクールカウンセラー*、障害児相談支援事業所、フリースクール、児童養護施設

②子育て支援サービスについて

本市の子育て支援サービスにおいて、特に充実・改善が必要と感じていることは「産後ケア事業」と「保育園・幼稚園・認定こども園での教育・保育事業」がともに14.5%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ事業」と「子育て中の保護者への情報提供及び相談」がともに10.8%となっています。



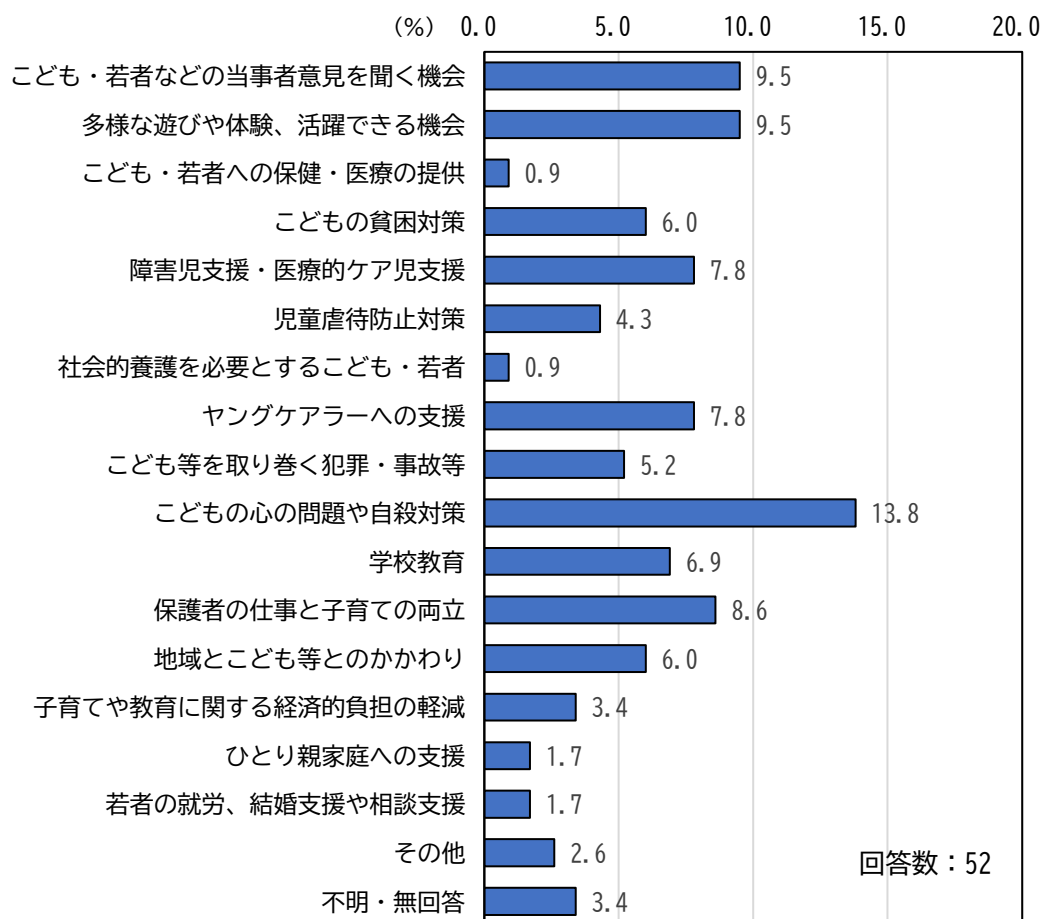
特に意見が多くあがっている4事業について、具体的な課題や意見は次のとおりとなっています。

■選択した事業に対する主な意見

選択した事業	主な意見（抜粋）
産後ケア事業	【事業の周知に関すること】 ・制度を周知すれば希望する人は多くいると思う。 ・事業を知らない人が非常に多い。 【経済的負担に関すること】 ・値段が高くて通えないという声を聞く。 【利用を通じた母子の支援への充実に関すること】 ・誰もが気軽に利用できるようになると良い。 ・母子が孤立しないようにサポートしてほしい。 ・初めての出産後、1人で悩んでいるお母さんが沢山いるようである。
保育園・幼稚園・認定こども園での教育・保育事業	【育休退園*に関すること】 ・育休退園の問題が解消できれば、安心して子育てできる環境となる。 ・育休退園後の再調整はこども、保護者ともに心的不安が大きい。 【少子化による児童数の減少のこと】 ・少子化により0歳児の利用が減っている。 【保育士等の拡充に関すること】 ・保育士1人あたりのこどもの数を少なくしてほしい。 ・より多くの保育士を配置するための支援がほしい。 【多様な児童への対応に関すること】 ・発達の遅れや特性のあるこどもを積極的に受け入れてほしい。
放課後児童クラブ事業	【保護者の就労等に関すること】 ・保育園等を卒園したこどもの保護者で、利用を希望する人が入れるか不安を抱えている。 ・働き方も多様化しているので、誰もが利用できるように利用条件を緩和してほしい。 【過ごし方等の充実に関すること】 ・学童に馴染めず、通えないという相談を受ける。 ・例えば習い事に行けるなど、民間と連携できたら良いと思う。 【多様な児童への対応に関すること】 ・軽度発達障害児の受け入れが増加している。
子育て中の保護者への情報提供及び相談	【子育て情報等の発信に関すること】 ・転入者のために積極的に情報提供できるシステムがあるとよい。 ・産後の講座について、もっと知らせてほしい、宣伝不足でもったいない、という声があった。 【相談対応に関すること】 ・保護者にじっくりお話を聴く時間を取りたいが、保育士数が足りず現実的に難しい。 ・中学校卒業後にも相談できる場所がほしい。 ・悩んだときにどこへ相談しに行ったら良いかわからない保護者の方が多い。

③こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題について

本市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く課題の中で気になることは、「こどもの心の問題や自殺対策」が13.8%で最も高く、次いで「こども・若者などの当事者意見を聞く機会」と「多様な遊びや体験、活躍できる機会」がともに9.5%となっています。



■選択した事業に対する主な意見

選択した事業	主な意見（抜粋）
こどもの心の問題や自殺対策	【不登校に関すること】 ・不登校、不登校傾向のこどもが年々増えている。 ・不登校のこどもが増えているのを感じる。 ・不登校をなくすことを目標とするのではなく、こどもが選択できる環境を整備できるとよい。 ・死という言葉や自傷行為について聞く機会が以前より多くなっていると感じる。 【SNS*に関すること】 ・SNSによりたくさんの情報が入りすぎている。 【複合的な課題に関すること】 ・家族に何らかの障害がある家庭への対応が必要。 【社会全体のあり方に関すること】 ・こどもの立場からは親に心配をかけたくない思いがあることを理解することが重要。 ・多様性を認める社会になることが良いのではないかな。

選択した事業	主な意見（抜粋）
こども・若者などの当事者意見を聞く機会	【こども・若者の意見に関すること】 ・教育の場でこども・若者の意見を聞く機会を増やすことが大切だと思う。 ・様々な状況の中で、オープンにしてほしくないと思いついて口を閉ざしてしまうこどもたちが、安心して意見表明できる場が必要。 ・こどもが意見を言うことが苦手になっている。 【保護者の意見に関すること】 ・子育てや仕事に追われ、保護者が意見を伝える機会がとれない。
多様な遊びや体験、活躍できる機会	【部活動に関すること】 ・部活動がなくなること、こどもの体験が少なくなることが心配。 【場所や機会に関すること】 ・雨の日や戸外遊びができない暑い日等利用できる施設を充実してほしい。 ・スケートボードパークなど、活発なこどもが遊べる場が必要だと思う。 ・公園で遊ぶこどもが減ってきたように感じる。 ・安城市では様々なこども向けの体験機会があってよい。今後も様々な学びに触れる機会を充実し、こどもたちの経験値にしていきたい。
保護者の仕事と子育ての両立	【両立を支える支援に関すること】 ・共働きが増え、夫婦の役割も様々であり、企業側のシステムの変換を期待したい。 ・頼れる人が近くにいないと働くのは大変。 ・入園できようだがバラバラの園に通うことになってしまう問題。仕事に復帰してからのハードルが一気に上がると感じる。
障害児支援・医療的ケア児支援について	【障害のあるこども等への支援に関すること】 ・本人や家族が希望する園や学校への入園、入学が難しい。 ・「障害」と認定されない、いわゆるグレーゾーンのこどもたちが、制度の間で苦しんでいると感じる。その子の現状に合ったサービスや支援が受けられると良い。 【保護者支援に関すること】 ・支援の必要な子が多く、保護者に理解していただけるように働きかけてほしい。 ・保護者自身も障害等をもつなど、こどもだけでなく家庭全体に課題があり、支援が難しいケースが増えている。
ヤングケアラー*への支援について	【ヤングケアラーの認識・早期発見に関すること】 ・情報として入ってきづらく、個人情報への壁もあり対応出来ない。 ・自分自身がヤングケアラーであると認識していないことも多い。関わる大人が知識を持ちアンテナを張ってもらえるとよい。 ・ヤングケアラーとまでは言えないにしても、こどもの家事の負担が大きいと感じるケースがある。

(2) 高校生ワークショップ

① 実施概要

本計画の策定にあたり、高校生が感じている身近な課題や市への意見・要望等を収集するとともに、こども・若者の意見を計画に反映するための基礎資料を得るために「こどもまんなか社会」に向けた高校生ワークショップ」を実施しました。

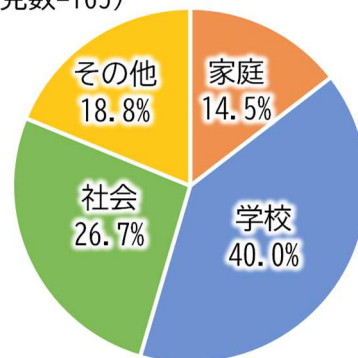
■実施概要

区分	選定機関・団体
開催日時	令和6年5月26日(日) 13時～15時30分
開催場所	安城市民会館 大会議室
実施方法	グループワーク形式
参加者	安城市内の高校等に通学する生徒を対象に、高校等を通じて募集し、参加意向のあった高校生24人
プログラム	・こどもの権利・こども基本法についてのミニ講義 ・「こども・若者の権利が守られていないと思うことや、身近なところで課題だと感じることを、こうなったらいいなと思っていること」について、『家庭』『学校』『社会』『その他』の4つの区分で意見交換を行う。

② 家庭・学校・社会等におけるこども・若者の権利に関する課題

4つのグループに分かれて出された意見は、全部で165件となりました。内訳では「学校」に関することが最も多くなっており、次いで「社会」が続いています。主な意見は、以下のとおりです。

(意見数=165)



家庭について

○意見内容では、行動を制限されることなどから（門限や過保護すぎる等）信用してもらえないと感じていることに関する意見や、話を聞いてほしい・認めてほしい・ほめられたいなどの、こども自身に関心を持って接してほしいという意見が多くあがっています。

○そのほか、きょうだい間での比較や対応の差に関することや、進路に関して自由に選択させてほしいという意見も複数みられています。

【主な意見の抜粋】

- ・私の意見を聞かないで、勝手にきめつけて話を進めないでほしい。
- ・きょうだいで比べられることがあり、一人ひとりを見てほしい。
- ・門限に厳しすぎて嫌だ。
- ・どんな成績をとってもきちんと褒めてほしい。
- ・学費の関係で、行きたい進学先が限られてしまう。

学校について

- 校則に関する意見は、制服や頭髪、身だしなみに対し、個性を出したい、おしゃれを楽しみたいという意見が多く出されています。校則のあり方そのものに対する意見として、生徒の意見を反映させてほしい、生徒間や生徒と学校間での意見交換が必要ではないかという意見もあがっています。
- 校則に限らず、部活動、進路選択などの機会においても生徒の意見を反映してほしいという意見や、少数派の意見の尊重、気軽に話せる空間が欲しいといった、学校に対する生徒自身の意見を聴く機会の充実を求める意見も多くあがっています。
- そのほか、不登校などの生徒への対応や学校施設の改善、教育内容の充実などに関する幅広い意見が出されています。

【主な意見の抜粋】

- ・なくてもいい校則をなくしてほしい！
- ・学校によって校則が違い、他校との差が大きいため、学校の校則について生徒の意見を先生に聞いてほしい。
- ・自分のしたい事を提案した時に、理由も言われず否定された事があるので、しっかり納得できる説明をこどもに対してでもしてほしい。
- ・大人になってから活用できる知識を小学校から学ばせてほしい！
- ・不登校の子が学校に通えるように、不登校の子に向けた特別教室をつくってほしい。

社会について

- 意見内容で最も多かったのは、スマートフォンやSNS*に関する事となっており、利用の低年齢化や利用しすぎることの問題点についての意見が多くあげられています。
- 悩みを共有できたり、友達に言えない相談ができたりする等の、話し合い・相談ができる場や人を求める意見も複数みられます。
- そのほか、学歴や見た目等で差別されたり、区別されることに対する問題提起や学費等の経済支援、子育て支援を求める意見があげられています。

【主な意見の抜粋】

- ・同じ価値観をもっている人たちと悩みを共有できる場所がほしい！
- ・差別がなくてみんなが受け入れられる社会になってほしい。
- ・社会制度について知るのが遅いため、大人になっても知らないことがたくさんある。
- ・私達こどもの意見が社会に届いていない気がする…。
- ・SNSでよくひどい言葉を言っている人がいて、よくないなと思った。
- ・SNSを使う年齢をもっと上げてほしい。
- ・悩みが言える人がほしい。

その他について

- 「その他」は、地域、居場所、家庭や学校以外の場（塾やスポーツクラブ等）に関する意見です。意見内容で最も多かったのは、公園などの遊び場の不足に関する事となっています。ス

スポーツができる場、広い公園等を求める意見が多くあがっています。

○居場所に関しては、勉強できる場、友達とおしゃべりができる場など、様々な用途で自由に過ごせる居場所が求められています。

○そのほか、街灯や防犯カメラの設置など地域の安全確保に関すること、あんくるバスに関する
こと、地域のスポーツクラブや子ども会等の地域活動に関する意見が出されています。

【主な意見の抜粋】

- ・地域、行政、学校等の連携をもっとしてほしい。
- ・公園に防犯カメラを設置してほしい！（もう少し増やしてほしい）
- ・公園でボールが使用できない所があるので、もっと自由に使える場が増えてほしい。
- ・公園で遊んでいるとクレームを言うてくる人がいて、公園を使えない。
- ・静かに勉強できるスペースと友達と話して勉強できるスペースが、しっかり分かれている施設がほしい。
- ・若者向けの施設などを増やしてほしい(スポーツできる場所)。

③安城市や大人たちに言いたいことを一言メッセージ



幸福感と満足感が平等に受けられる社会

…にしてほしい、していきたい！



どんな天気でも静かに勉強したい人も楽しく
会話したい人も無料で使えるスペースを！

ぜひ、安城市に！



こどもを尊重するための投資

…をお願いします！



わたしたちの意見をきいてください！

こども・若者の意見が尊重される社会へ

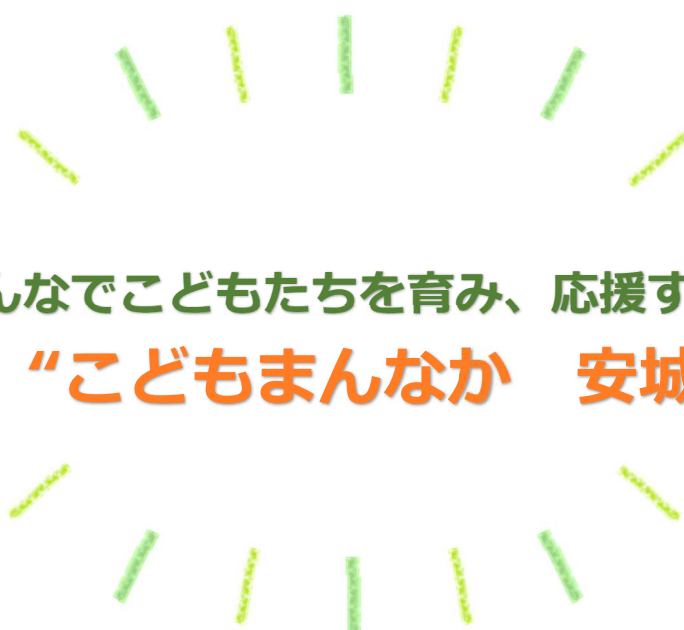
第 3 章 こども計画の方向性

1 目指す姿

こども・若者はまちの宝であり、こども・若者が健やかに育つことは、本市の明るい未来につながります。

こども基本法が制定され、国全体で、すべてのこども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指した取組が始まっています。本市においても、これまで取り組んできた子育て政策や市の最上位計画である「第9次安城市総合計画」の方針等を踏まえるとともに、新たに「こども・若者の権利の尊重」や「当事者意見の尊重・反映」等の考え方を加えた、総合的な取組を行政、家庭、学校、地域等が一体となって推進していくことが重要になります。

このような考え方を踏まえ、本計画において次のように目指す姿を設定します。



みんなでこどもたちを育み、応援するまち
“こどもまんなか 安城”

考え方

みんなでこどもたちを育み、	まち全体でこどもの成長を見守り、ともに育てていく気運を醸成し
応援するまち	「安城こども BOOSTERS」でも掲げている、まち全体でこども・若者・子育てする人を応援し、全力で伴走することで
“こどもまんなか 安城”	全てのこども・若者が、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか」なまちとなることを目指します。

2 計画推進の視点

本市では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期安城市子ども・子育て支援事業計画」において「(1) 子どもの最善の利益が確保される」「(2) 保護者に寄り添い、保護者も成長する」「(3) 子育て家庭を支援する環境を整備する」の3点を計画推進の視点として位置付けて各種施策を推進してきました。

本計画においても、これらの考え方を継承するとともに、「こども基本法」の理念等を踏まえ、次のような視点に基づき、こども・若者にかかる各種施策に取り組みます。

視点1 こども・若者の個人としての尊重と権利の保障

「こどもまんなか」の考えの下、すべてのこども・若者が自分らしい幸せを実現できるよう、安心できる環境や多様な体験機会等を確保するとともに、希望する将来の選択に向けて努力し、可能性を広げていけるような支援を進めます。

また、様々な機会を通じてこども・若者が意見を表明できる環境をつくり、その意見が尊重されるような取組や支援を進めます。

視点2 「子育ての喜び」を実感できる子育て支援体制づくり

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるとともに、こどもを生み、育てることに喜びを見いだせるような支援体制づくりを進めます。

また、社会全体でこども・若者を応援する気運を醸成することであらゆる分野でこども・若者や子育てをする人が安心できるまちを実現します。

視点3 様々な環境にいるこども・若者を「誰一人取り残さない」ための取組

どのような環境にあっても、安城市に生まれ育つこども・若者が健やかに成長することができ、自分の可能性を狭めてしまうことがないよう支援します。

経済的な困難や障害の有無、いじめやひきこもり、孤独・孤立などの、様々な状況にあるこども・若者とその家族の声を聴き、必要な支援について取組を進めます。

3 基本目標

本計画において「目指す姿」を実現するため、以下の基本目標を掲げ、施策を推進します。

基本目標1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成

「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくるため、広くその重要性について啓発や情報発信を行い、社会全体でこども・若者を応援し、支える気運を高めます。

基本目標2 こども・若者等の心身の健康づくり

こども・若者等が生涯を通じて健康を保持できるよう、妊娠、出産から幼児期までの切れ目のない支援や思春期におけるこころの健康づくりまで、一貫してこども・若者等の心身の健康づくりに取り組みます。

基本目標3 こども・若者が安全に暮らせる環境づくり

こども・若者が自分らしく過ごすことができる多様な居場所づくりを推進します。また、いじめや体罰、児童虐待、性暴力など、こども・若者の権利を侵害するあらゆる暴力等を許さない養育環境をつくります。こども・若者の安全・安心を阻害する様々な事項に対し、予防対策や支援体制の強化を図ります。

基本目標4 こども・若者が希望を持てる社会づくり

こども・若者が、人生を切り拓くための力をつけ、持続可能な社会の創り手となれるよう様々な教育や体験の機会をつくります。また、若い世代が将来の仕事や家庭を持つことに対して明るい希望を持てるような社会づくりを進めます。

基本目標5 子育て・教育にかかる支援

生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育サービスの質・量の充実を図るとともに、子育てをする保護者が安心して利用することができる相談・支援体制を構築します。さらに、「共働き・共育て」を支援し、家庭と職場の両面で子育て家庭の両立支援を進めます。

基本目標6 困難を抱えるこども・若者等への支援

虐待や貧困などの困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対し、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。また、障害等のあるこども・若者やヤングケアラー*を、適切な支援につなげます。

■施策体系

基本目標	施策
1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成	1 情報提供・啓発活動の推進
	2 こども・若者の意見反映
2 こども・若者等の心身の健康づくり	1 妊娠期、出産、乳幼児期の健康支援
	2 こども・若者等の体力、健康づくり
	3 こども・若者等のこころの健康づくり
3 こども・若者が安全に暮らせる環境づくり	1 こども・若者の遊び場や居場所づくり
	2 こども・若者が個人として尊重される環境づくり
	3 学校におけるいじめや不登校に対する取組の推進
	4 こども・若者の安全確保のための取組の推進
4 こども・若者が希望を持てる社会づくり	1 豊かな学びを支える教育の充実
	2 未来を担うこども・若者への支援
	3 若者の就労に向けた支援
	4 結婚やこどもを持つことへの支援
5 子育て・教育にかかる支援	1 教育・保育サービスの充実
	2 子育て相談や支援の充実
	3 仕事等と子育てとの両立支援
	4 ひとり親家庭等への支援
6 困難を抱えるこども・若者等への支援	1 虐待の防止、早期発見
	2 ヤングケアラー*支援
	3 障害等のあるこども・若者への支援
	4 こどもの貧困対策
	5 包括的な支援体制

4 数値目標

国の「こども大綱」において位置付けられている数値目標を踏まえ、本計画において次の数値目標を掲げます。

5年ごとに目標の達成度を確認し、継続的に施策の点検と見直しを図り、本計画を改定します。

■数値目標一覧

No.	項目	安城市		国こども大綱
		現状(%)	目標(%)	目標(%)
1	こどもまんなか社会の実現に向かっていていると考える人の割合(*1)	就学前保：63.7 小学生保：62.8 若 者：50.0	70	70
2	生活に満足しているこどもの割合(*2)	小中学生：63.4	70	70
3	今の自分が好きだと答えるこども・若者の割合(自己肯定感の高さ)(*3)	小中学生：73.4 若 者：69.7	75	70
4	社会的スキルを身につけているこどもの割合(*4)	小中学生：69.5	80	80
5	自分には自分らしさというものがあると考えるこども・若者の割合(*5)	小中学生：86.0 若 者：79.8	90	90
6	どこかに助けてくれる人がいるとすることこども・若者の割合(*6)	小中学生：95.3 若 者：94.6	97	97
7	今までに社会生活や日常生活を円滑に送れたとすることこども・若者の割合(*7)	若 者：50.6	70	70
8	こども政策に関して意見を聞いてもらえていていると考えるこども・若者の割合(*8)	小中学生：70.1 若 者：45.8	72	70
9	自分の将来について明るい希望を持っているこども・若者の割合(*9)	小中学生：75.9 若 者：64.1	80	80
10	日本の将来は明るいと考えているこども・若者の割合(*10)	小中学生：47.6 若 者：19.9	55	55
11	結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると考える人の割合(*11)	就学前保：67.5 小学生保：69.7	70	70
12	こどもの世話や看病について頼れる人がいると答えた人の割合(*12)	就学前保：85.6 小学生保：78.7	90	90

※安城市の目標値は、対象区分それぞれに対する目標値です。

【安城市の数値目標における出典】

- ・就学前保…安城市内において就学前児童を持つ保護者へのアンケートの回答結果。
- ・小学生保…安城市内において小学生児童を持つ保護者へのアンケートの回答結果。
- ・小中学生…安城市内の小学5年生・中学2年生へのアンケートの回答結果。
- ・若者 …安城市内の16～39歳へのアンケートの回答結果。

※具体的な調査の実施概要等については4ページ参照

【こども大綱における「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標の出典】

- *1…16～49歳の回答結果。(こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」)
- *2…0～10の選択肢で7以上と答えた15歳の割合。OECD平均は61.4%〔2022年〕。(OECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」)
- *3…15～39歳の回答結果。(こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」)
- *4…「学校ですぐに友達ができる」という設問に「まったくその通りだ」又は「その通りだ」を選んだ15歳の割合。OECD平均は74.6%〔2022年〕。(OECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」)
- *5…15～39歳の回答結果。(こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」)
- *6…15～39歳の回答結果。「家族・親族」、「学校で出会った友人」、「職場・アルバイト関係の人」、「地域の人」及び「インターネット上における人やグループ」の全てについて、「困ったときは助けてくれる」に対して「そう思わない」又は「どちらかといえば、そう思わない」と回答した者(無回答者を含む。)の割合を全体から減じた割合。(こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」)
- *7…15～39歳の回答結果。「あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。」に対して「なかった(ない)」又は「どちらかといえば、なかった(ない)」と回答した者の割合。(こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」)
- *8…16～29歳の回答結果。(こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」)
- *9…15～39歳の回答結果。(こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」)
- *10…13～29歳の回答結果。調査対象国全体での平均は52.8%。(こども家庭庁「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」)
- *11…16～49歳の回答結果。(こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」)
- *12…18歳未満のこどもがある世帯の者のうち「頼れる人(子どもの世話や看病)の有無」について「いる」と回答した割合。(国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成)

第 4 章 こども計画の具体的な施策

基本目標1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成

現状や課題

- 「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として令和5年4月1日に施行されました。さらにこども施策を実効性のあるものとするための「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定され、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて国全体で進むべき方向性が示されました。
- 「こどもまんなか社会」の実現のためには、こども・若者や子育て当事者等の意見を取り入れながら、社会全体でこども・若者や子育てする保護者等を支援し、後押しする社会をつくっていく必要があります。
- しかし一方で、令和5年度に本市で実施したアンケート調査によれば、「こども基本法」の認知度は内容まで詳しく知っている割合がごくわずかであり、「聞いたことがない」と回答する割合が就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに約6割を占めるなど、まだ十分にその内容が周知されていません。
- こども・若者の意見の取り入れについては、当事者である高校生からも保護者や学校において自分たちの意見が尊重されているという実感が乏しく、校則や進路選択、居場所づくりなど、様々な場面で当事者であるこども・若者の意見を聴いたり、話し合ったりできる機会を求める意見が出ています。
- 本市においても、あらゆる場面でこども・若者や子育て当事者等の意見を聞く機会の充実や、こどもの権利を尊重するとともに、こども・若者や子育て家庭を温かく見守る地域づくりを社会全体で推進し、「こどもまんなか・安城」実現の基盤をつくっていくことが重要です。

私たちの意見



- こどもの人権についてあまり知らない人がいるから、もっと広めた方がいいと思う。【小中学生アンケート・自由意見】
- わたしたちの意見をきいてください！【高校生ワークショップ】
- 自分の意見が気兼ねなくはっきり言えて、良くも悪くも受け止め、その内容を細かく説明してくれる関係性が築ける社会。【若者アンケート・自由意見】

※基本目標ごとに「私たちの意見」として、各種アンケート調査、関係機関・団体調査、高校生ワークショップから出された主な意見を抜粋して掲載しています。(以下、同じ)

施策1 情報提供・啓発活動の推進

具体的取組

01 こどもの権利に関する理解促進や人権教育の推進

- 学校や安城市人権擁護委員による人権教育等を通じ、こどもの権利について学ぶ機会を充実します。(①、②)

関連事業等	①人権教育 【学校教育課】 ②人権擁護委員による小中学校における人権教室 【市民安全課】
-------	---

02 人権啓発活動の推進

- 「安城市こども計画」や国等のリーフレットを用い、市民が身近な場で「こども基本法」やこどもの権利に関する情報を得ることができるようにします。(①、②)
- こども・若者を支援する立場である大人が、いじめや児童虐待等のこどもの権利侵害等に関する意識を高めることができるよう、情報提供や人権啓発活動を推進します。(③、④)
- 市が主催するイベントにブースを出展し、人権に関する啓発活動を行います。(⑤)

関連事業等	①「こどもまんなか 児童福祉週間」(5月5日～5月11日)を通じた啓発 【子育て支援課】 ②子どもの権利月間(11月)を通じた啓発 【子育て支援課】 ③オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン(11月)を通じた啓発 【子育て支援課】 ④広報あんじょうや市公式ウェブサイトを通じた啓発 【市民安全課】 ⑤人権擁護委員による啓発 【市民安全課】
-------	--

施策2 こども・若者の意見反映

具体的取組

03 こども・若者等の意見を聴く機会の確保と市政への反映

- こども施策にかかる計画策定時や進捗確認時、事業実施時等にワークショップやアンケート等を実施して、こども・若者等の意見を施策に反映します。(①)

関連事業等	①こども施策にかかる計画策定時や進捗確認時、事業実施時等におけるワークショップ等の実施 【各課】
-------	--

数値目標

「基本目標1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成」の数値目標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
こどもまんなか社会の実現に向かって いると考える若者の割合	50%	70%

基本目標2 こども・若者等の心身の健康づくり

現状や課題

- 近年は核家族化の進行や妊娠・出産年齢の上昇等、出産を取り巻く状況が変化してきており、育児不安や孤立感を感じる人も少なくありません。妊娠期から乳幼児期まで、各健診や相談時に必要な情報提供を行い、切れ目なく伴走型相談支援を行っていくことが重要です。
- また、こどもや若者の健康に目を向けると、ゲームなど室内での遊びが増加し、体を動かす機会や自然に親しむ機会が少なくなっています。意識的にこども・若者の運動の機会を増やしていく必要があります。
- 関係機関・団体調査によれば、本市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く課題の中で気になることとして「こどもの心の問題や自殺対策」が13.8%と最も高くなっており、メンタルヘルスに関する取組が求められています。わが国の若年層の死因に占める自殺の割合は高く、令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」でもこども・若者の自殺対策が重点施策に位置づけられました。支援を必要とするこども・若者の声を見過ごしてしまうことがないように、相談や見守り等を進めていく必要があります。

写真

写真

私たちの意見



- 問題を抱えている方はなかなか外に出ていっていただけないことが多いので、全戸訪問は重要な事業だと思います。【関係機関・団体調査】
- 産後ケア事業を知らない方が非常に多い。また、踏み出すのに壁を感じる方もいらっしゃる。【関係機関・団体調査】
- 産後は色々な面で大変なことが多く精神的にも辛いことが多かった。【就学前児童保護者アンケート・自由意見】
- 人間関係など悩んだ時に相談できる場所があれば自殺する人も減ると思いました【若者アンケート・自由意見】
- 悩みが言える人がほしい。【高校生ワークショップ】

施策1 妊娠期、出産、乳幼児期の健康支援

具体的取組

04 妊娠期、出産、乳幼児期までの切れ目ない支援の充実

- 妊娠期から相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と、経済的支援を一体として実施します。(①、②)
- 育児によるストレス、不安、孤立感等を抱えるおそれのある家庭への支援に取り組みます。特に支援が必要な妊産婦を早期に適切な支援につなぎます。(③、④、⑤)
- 出産後1年未満の産婦と乳児を対象に、産後の休養や心身のケアを目的とした産後ケアの充実を図ります。(⑥)
- 乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安を軽減し、育児の孤立化を防ぎます。(⑦)
- 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を行います。(⑧)

関連事業等	①妊婦等包括相談支援事業 【健康推進課】 ②妊婦支援給付金の支給 【健康推進課】 ③産前産後支援事業 【子育て支援課】 ④子育て世帯訪問支援事業 【子育て支援課】 ⑤養育支援訪問事業 【子育て支援課】 ⑥産後ケア事業 【健康推進課】 ⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）【健康推進課】 ⑧こども家庭センターの運営 【子育て支援課・健康推進課】
-------	--

05 妊産婦・乳幼児健診と医療等他機関との連携強化

- 妊産婦健診を通じて、支援が必要な対象者を早期に発見し、医療、保健、福祉等の必要な支援につなぎ、安心・安全に妊娠・出産ができるよう支援します。(①)
- 新生児の聴覚障害の早期発見をし、早期療育につなげます。(②)
- 乳幼児期の成長発達の確認や異常の早期発見・早期治療、育児不安の軽減等を目的に、多職種連携のもと定期的に健診を実施します。また、健診を通じ、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援や必要に応じて他機関へつなぎます。(③、④)

関連事業等	①妊産婦健診・乳児健診の受診票交付 【健康推進課】 ②新生児聴覚検査受診票の交付 【健康推進課】 ③乳幼児健診 【健康推進課】 ④乳幼児健診事後フォロー 【子ども発達支援課・健康推進課】
-------	--

06 性や妊娠に関する正しい知識の定着と相談支援

- こども・若者等が妊娠・出産や性に関する正しい知識を身につけることができるよう、プレコンセプションケア*の啓発や健康教育の実施、情報発信等を行います。(①)

関連事業等

①思春期保健事業 【健康推進課】

07 母子保健デジタル化の推進

- 母子手帳アプリの活用促進により健康情報の発信、乳幼児健診・教室の予約などの利便性の向上を図ります。(①)

関連事業等

①母子手帳アプリの活用の推進 【健康推進課】

施策2 こども・若者等の体力・健康づくり

具体的取組

08 地域におけるこどもの体力向上のための取組推進

- こどもの体力向上に向け、各種関係団体と連携を図りながら、スポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。(①、②、③、④、⑤)

関連事業等	①安城シティマラソンの開催 【スポーツ課】 ②安城市民デンパーク駅伝大会の開催 【スポーツ課】 ③地域のスポーツ環境の充実 【スポーツ課】 ④中學生日曜教室の開催 【スポーツ課】 ⑤地域スポーツ団体の紹介 【スポーツ課】
-------	--

09 家庭、学校、地域等が連携した食育の推進

- 「安城市食料・農業・交流基本計画」に基づき、農業体験の機会の提供や三河地域の食文化・郷土料理の伝承、学校における栄養教諭・食育担当者による指導や給食を通じた地産地消等を推進し、こども・若者への総合的な食育を推進します。(①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧)

関連事業等	①食育指導 【保育課】 ②食育連絡会議の実施 【健康推進課】 ③食育推進事業 【農務課】 ④愛知を食べる学校給食の日の実施 【総務課】 ⑤児童生徒への教科・特別活動等における食に関する指導 【総務課】 ⑥学校給食における水田貯留米の提供 【総務課】 ⑦学校教育における食育の推進 【学校教育課】 ⑧公民館講座 【生涯学習課】
-------	---

施策3 こども・若者等のこころの健康づくり

具体的取組

10 「いのち支える安城計画」に基づく総合的取組

- 関係機関と連携し、ゲートキーパー等の生きる支援の担い手の育成や相談窓口の周知等を行い、こども・若者の自殺対策を推進します。(①)
- 学校において、相談できる雰囲気づくりや体制づくり、良好な人間関係づくりに取り組みます。(②、③)

関連事業等	①ゲートキーパーの養成 【健康推進課】 ②いのちの教育 【学校教育課】 ③スクールカウンセラー*配置事業 【学校教育課】
-------	--

11 悩みや不安を抱える若者等への支援やこころの健康づくり

- 臨床心理士が、子育て当事者等の悩みや心配事等に対して相談支援を行います。(①)
- 臨床心理士・公認心理師による相談を実施し、家族のことで悩む相談者の心の負担軽減を図るとともに、必要に応じて関連する専門機関へとつなぎます。(②)
- 生きづらさを抱える若者やその保護者への相談対応を行います。対面や電話、メール、SNS*の活用により相談しやすい環境を整備するとともに、市内高校等にパンフレットを配布し、支援が必要なこども・若者に相談窓口の情報が届くよう周知を図ります。(③)

関連事業等	①臨床心理士による個別相談 【子育て支援課】 ②家族のためのこころホッと相談 【健康推進課】 ③こども若者総合相談センター「あんさぼ」の運営 【生涯学習課】
-------	--

数値目標

「基本目標2 こども・若者等の心身の健康づくり」の数値目標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
健康であると感じている人の割合	83.1% 	86%
項目	現状値(R5)	方向性(R11)
地域におけるこどもの運動機会を提供する団体等の数	106団体 	増加

基本目標3 こども・若者が安全に暮らせる環境づくり

現状や課題

- こども・若者にとって、家庭や学校は生活の多くの時間を過ごす重要な場ですが、それ以外の場での人との交流や多様な学び・経験を得ることは、成長の過程でも大切な要素です。しかし、近年では地域関係の希薄化や共働きの増加などにより、家庭・学校以外の居場所を持つことが難しくなっています。こども・若者が、身近なところで安心して過ごせる、多様な居場所づくりが求められます。
- 児童生徒の不登校件数は本市においても継続して増加しています。不登校の背景は友人関係のことや家庭のこと、学校に関わることなど、様々な要因があり、一人ひとりの状況を踏まえて対応を進めていく必要があります。本市においては市内3か所に適応指導教室（ふれあい学級）を設置し、学校復帰や社会的自立を目指した指導を進めています。
- 令和5年度に実施した小中学生へのアンケート調査によれば、学校生活に不安や不満に感じるがあると回答した割合が小学5年生で2割以上、中学2年生で4割以上みられます。不安・不満の内容としては「友だちのこと」や「勉強のこと」が上位となっている一方で「いじめのこと」が小・中学生ともに1割以上みられており、対策をより一層講じていく必要があります。
- こどもを取り巻く重大な人権侵害として、いじめや体罰、こどもを狙った犯罪等があります。いずれもこどもの心身に深刻な悪影響を及ぼすものであり、根絶していくことが重要です。特にこどもを狙った犯罪や交通事故の防止に向けては地域の見守り等による効果も大きいため、地域ぐるみでこども・若者を守る気運の醸成も必要です。

写真

写真

私たちの意見



- 若者向けの施設などを増やしてほしい（スポーツできる場所）。【高校生ワークショップ】
- こども食堂がもっと増えればコミュニティの拡大、親同士の相談もできる環境が確保できると考えます。【小学生児童保護者アンケート・自由意見】
- LGBTQ+の人達が安全に生きることができる市になってほしい。【小中学生アンケート・自由意見】
- 今いじめなどが世間で問題となって苦しい人がたくさんいるので、いじめの対策をするべきだと思う。【小中学生アンケート・自由意見】
- 近所のボランティアの方々が登下校を見守って下さり、安心して学校に通わせることができます。【小学生児童保護者アンケート・自由意見】

施策1 こども・若者の遊び場や居場所づくり

具体的取組

12 こどもの多様な体験機会や遊び場の創出

- 自然教室を通じて、こどもの体験の場を創出します。(①)
- こどもが多様な体験や遊びができるよう、公民館講座や各種イベント等を実施します。また実施の際は、授乳室等の休憩スペースの設置に努めます。(②、③、④)

関連事業等	①野外センター等における自然教室 【学校教育課】 ②公民館講座 【生涯学習課】 ③地域ふれあい事業 【生涯学習課】 ④各種イベント等の実施 【各課】
-------	---

13 こども・若者のための多様な居場所づくり「ふやす」

居場所を持てることや、またその居場所が複数あることは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識の前向きさに関係し、こどもの育ちにとって極めて重要です。

- 公共施設の活用・充実をはじめ、居場所を増やす取組を行います。(①)
- 地域全体を捉えながら、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポートを行います。(②、③、④、⑤)
- 地域住民が、属性や世代の垣根を越えて地域の様々な人と気軽にに関わり、孤立している状態や孤独な状態を予防し、安心して過ごすことのできる場の設置・運営を支援するよう進めます。(⑥)
- よりよい学校生活を送るために様々なテーマで話し合うふれあい会議の開催や地域の方を交えた体験を行います。(⑦)
- 休日部活動の段階的な地域移行への取組を契機に、関係団体等と連携を密にし、こども・若者がスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、また、新たな機会と捉え、多様な活動へのきっかけとなるよう、環境の整備と機会の創出に取り組みます。(⑧)
- 不登校児童生徒の安心できる居場所となるよう、適応指導教室を設置します。また、通室している児童生徒の主体性を重視し、社会的自立を促すことができる支援を行います。(⑨)

関連事業等	①公共施設の管理・運営 【各課】 ②子ども食堂に対する支援 【子育て支援課】 ③子ども運動広場補助事業 【生涯学習課】 ④少年団体支援事業 【生涯学習課】 ⑤安城市市民活動補助金制度の運用 【市民協働課】 ⑥生活困窮者支援等のための地域づくり事業【社会福祉課】 ⑦ふれあいネット事業 【学校教育課】 ⑧具体的取組29のすべての事業【学校教育課・スポーツ課・文化振興課】 ⑨適応指導教室の運営 【学校教育課】
-------	---

14 どんな子ども・若者も居場所につながる体制の構築「つなぐ」

子ども・若者の居場所になり得る場や対象がいくら整備されたとしても、子ども・若者が現実アクセスでき、利用できなければ、本人にとっての居場所となりません。利用しやすい居場所づくりやどんな子ども・若者もつながりやすい居場所づくりが重要です。

- コミュニティ・スクール*の活用やスクールソーシャルワーカー*が機能する体制づくりを進め、地域において支援に携わる人材と一体となってこどもの居場所づくりや居場所へつなぐ支援を行います。(①、②)
- 生きづらさを抱える若者やその保護者への相談対応を行います。対面だけでなく、電話、メール、SNS*の活用により相談しやすい環境を整備し、オンラインの居場所の中でのサポートも行います。また、市内高校等にパンフレットを配布し、支援が必要な子ども・若者に相談窓口の情報が届くよう周知を図ります。(③)

関連事業等

- ①コミュニティ・スクール推進事業 【学校教育課・生涯学習課】
- ②スクールソーシャルワーカーとの連携 【学校教育課】
- ③子ども若者総合相談センター「あんさぼ」の運営 【生涯学習課】

15 子ども・若者にとって、より良い居場所づくり「みがく」

「居たい」「行きたい」「やってみたい」の3つの視点での居場所づくりは、こどもの居場所になることにつながります。それぞれの子ども・若者の特性やニーズに応じた居場所づくりが求められており、居場所づくりに子ども・若者等が参画することが重要です。

- 子どもに関わる人等の意見を取り入れ、児童遊園を維持管理します。(①)
- 第9次総合計画の重点戦略「子どもを育む安らぎのばしょを築く」に基づき、子ども・若者等が使いやすい公園整備を推進します。(②)
- 特に支援の必要性が高い子ども・若者については、それぞれの居場所と、こども家庭センター等との連携により、より良い居場所づくりを進めます。(③)

関連事業等

- ①児童遊園の維持管理 【子育て支援課】
- ②地区公園・街区公園の整備 【公園緑地課】
- ③こども家庭センターの運営 【子育て支援課・健康推進課】

施策2 こども・若者が個人として尊重される環境づくり

具体的取組

16 男女共同参画や性の多様性に関する理解促進

- 市職員・教職員に男女共同参画パンフレット等により啓発を行うとともに、多様性を認め合う視点を踏まえて業務遂行ができるよう、男女共同参画研修を実施します。(①、②)
- 学校を通じて男女共同参画に関するリーフレット等を配布し、若い世代に男女共同参画等に関する知識の普及を進めます。(③)
- 性的マイノリティ*に対する理解を深めるための啓発を行い、市民が多様な性のあり方を理解し、多様性を認め合えるような環境づくりを促進します。(④)

関連事業等	①男女共同参画に関する啓発 【市民協働課】 ②男女共同参画研修の実施 【市民協働課】 ③市内各小中学校への周知 【学校教育課】 ④多様な性に関する啓発 【市民協働課】
-------	--

17 こどもの意見を尊重した校則の見直し

- 各学校において校則の見直しを行う場合、こどもの意見を尊重した上で決定していきます。(①)

関連事業等	①各学校における校則見直し 【学校教育課】
-------	-----------------------

18 体罰や不適切な保育・指導の根絶

- 体罰はいかなる場合も許されるものではないことを市内各認定こども園、保育所、小中学校へ通知し、体罰や不適切な保育・指導の根絶を図ります。また、こどもの人権を尊重した支援を行うよう、職員の資質向上を図ります。(①、②)

関連事業等	①市内各認定こども園、保育所、小中学校及び児童クラブへの周知 【保育課・学校教育課・子育て支援課】 ②こどもの人権に関する研修の実施【子ども発達支援課】
-------	--

19 様々なこども・若者への相談支援体制の整備

- 各種相談事業を実施するとともに、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*と各学校との情報共有により、相談支援体制を強化します。(①)
- こども・若者への相談対応を行います。対面や電話、メール、SNS*の活用により相談しやすい環境を整備するとともに、スクールソーシャルワーカーと連携した支援を行います。(②)

関連事業等

- ①教育相談と適応指導教室の運営 【学校教育課】
- ②こども若者総合相談センター「あんさぼ」の運営 【生涯学習課】

施策3 学校におけるいじめや不登校に対する取組の推進

具体的取組

20 いじめ対策の強化

- いじめを当事者同士だけではなく学校全体の問題としてとらえ、いじめアンケート等の実施を通じた早期発見や早期対応、学校・家庭・地域が協力したいじめの未然防止対策等を推進します。(①)
- いじめに関連する事案に対応するため、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー等との連携による対応や警察等の外部専門機関との連携促進等に取り組みます。(②)
- よりよい学校生活を送るためにさまざまなテーマで話し合うふれあい会議の開催や地域の方を交えた体験を行います。(③)

関連事業等

- ①いじめ状況調査・不登校調査の集約 【学校教育課】
- ②スクールソーシャルワーカーとの連携 【学校教育課】
- ③ふれあいネット事業 【学校教育課】

21 不登校児童生徒への支援の強化

- 不登校は、どの児童生徒にも起こりうるという認識に立ち、児童生徒が「心の居場所」を実感できるよう配慮しながら指導を行います。各中学校区へスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校児童生徒から話を聞く機会づくり、家庭訪問等を通じ、学校と保護者が連携し支援を進めます。(①)
- 不登校児童生徒の安心できる居場所となるよう、適応指導教室を設置します。また、通室している児童生徒の主体性を重視し、社会的自立を促すことができる支援を行います。(②)

関連事業等

- ①スクールソーシャルワーカーとの連携 【学校教育課】
- ②適応指導教室の運営 【学校教育課】

施策4 こども・若者の安全確保のための取組の推進

具体的取組

22 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

- こどもの生命・尊厳・安全を脅かす各種の犯罪被害や交通事故等の未然防止に向け、各種啓発活動を推進するとともに防犯・交通安全情報を提供します。(①、②)
- こどもの事故（誤飲、溺水、窒息、転落、熱傷等）の防止に向けた情報提供や啓発を行います。また、こどもの事故予防をテーマとした健康教育を実施し、知識の普及を進めます。(③、④)
- 市内各小中学校において児童生徒の生活安全、交通安全、災害安全に対する意識向上に向けた指導や避難訓練等を実施します。また、スクールガードリーダー*の委嘱を通じ、各小学校区において通学時の児童生徒の安全確保を進めます。(⑤、⑥)
- 学校を通じて生徒にデートDV*に関するリーフレット等を配布し、若い世代に知識の普及を進めるとともに未然防止を図ります。(⑦)
- 児童生徒が安全に通学できるよう、関係機関が連携し危険箇所への対策を行います。(⑧)
- 犯罪を起こさせない安全安心なまちづくりを目指し、市内一円の駅周辺や通学路、その他防犯カメラの設置が望ましい箇所等に防犯カメラの整備を行います。(⑨)

関連事業等	①交通安全教室、防犯教室及び街頭キャンペーンなどによる啓発活動 【市民安全課】 ②防犯・交通安全情報の提供 【市民安全課】 ③乳幼児の事故予防の周知啓発 【健康推進課】 ④健康教育（まちかど講座）の実施 【健康推進課】 ⑤スクールガード事業 【学校教育課】 ⑥防災・安全指導 【学校教育課】 ⑦DV防止に関する啓発 【市民協働課】 ⑧通学路の安全対策 【学校教育課】 ⑨街頭防犯カメラの整備 【市民安全課】
-------	--

23 こども・若者の非行防止と自立支援

- 警察と安城市教育委員会との連携により、早期の情報共有等を行うことでこどもが関わる犯罪の早期解決を図ります。(①)
- 各小学校、中学校、高等学校にて組織している健全育成会の活動を支援し、地域のこども・若者に関する情報連携や支援体制の充実を図ることでこども・若者の非行防止や健全育成を進めます。(②)
- 更生保護団体や民間協力者と協力し、犯罪のない安全・安心な地域社会を築くことを目的とした全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施します。また、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。(③、④)

関連事業等	①学校警察連携制度 【学校教育課】 ②青少年健全育成推進事業 【生涯学習課】 ③社会を明るくする運動の実施 【社会福祉課】 ④再犯防止に関する更生保護団体との連携 【社会福祉課】
-------	--

数値目標

「基本目標3 こども・若者が安全に暮らせる環境づくり」の数値目標

項目	現状値	目標値(R11)
学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合（全国を100とした場合の指数）	小学生 114 (R4)	100以下
	中学生 149 (R4)	100以下
犯罪発生件数	1,047件 (R5)	880件

基本目標4 こども・若者が希望を持てる社会づくり

現状や課題

- こども・若者の健やかな成長には、想像力や他者を理解し思いやる心、やり抜く力や自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などの育成が重要です。そのためには学校はもちろん、地域、家庭等と連携・連携しながら、こども・若者を支え、育んでいく環境づくりが求められます。
- また、近年は技術の進歩や社会環境の変化が大きく、将来の予測が困難な時代となっています。このようななか、こども・若者が次世代を生き抜く力を身につけていくことが重要であり、さらにはグローバル化が進むなかで国籍、文化、習慣、考え方等の違いを認め合い、互いの人権を尊重し、共生していく意識を育んでいくことが重要となっています。
- 日本全体で少子化が進行しており、令和5年の出生数は72万6,000人と過去最少となっています。本市においても出生数は平成27年以降継続して減少しており、少子化に歯止めがかかっていない状況です。出生数の減少は将来的な人口減少につながり、活力ある社会環境の維持が困難になるおそれがあります。
- 少子化の主な原因は未婚化、晩婚化であると言われており、出会いの機会の減少や経済不安などが背景にあると考えられています。本市においても若者の安定した経済基盤づくりや出会い・結婚生活支援に関する事業を推進し、若者等が明るい未来を描けるよう支援を行っています。
- 令和5年度に実施した若者へのアンケート調査によれば、自分の将来に明るい『希望がない』が3割以上、日本の将来が『暗い』と感じる割合が6割以上となっています。こども・若者が将来に明るく希望を持てる社会づくりに向け、安城市でこどもを育てたいと感じてもらえるような支援施策が求められます。

写真

写真

私たちの意見



- SNS でよくひどい言葉を言っている人がいて、よくないと思った。【高校生ワークショップ】
- 中学校の部活動がなくなると聞いています。こどもの体力低下や学校と家庭以外の居場所づくり等、不安を感じています。【小学生児童保護者アンケート・自由意見】
- 将来の夢を持てるきっかけづくりをしてほしい。【若者アンケート・自由意見】
- 働く事に関する世間一般的な思い込みで苦しんでいる若者がいます。その人に合った働き方、結婚に関しても色々な選択ができるといいと思います。【関係機関・団体調査】
- こどもやその親、こどもを産みたいと思っている人が未来に対して不安なく過ごせるまちになってほしい。【小中学生アンケート・自由意見】

施策1 豊かな学びを支える教育の充実

具体的取組

24 こどもの読書活動の充実

- 安城市図書館を中心に、こども・若者の発達段階を踏まえた読書支援活動を展開します。(①、②、③、④、⑤、⑥)
- 登校が困難なこどもたち、外国にルーツを持つこどもたち、障害のあるこどもたちにも読書の喜びと楽しみを届けます。(③、④)
- 読み聞かせボランティアとの連携のもと、こどもが様々な物語や絵本に触れることができる機会を増やすことで、語彙力や表現力、想像力の育成を支援します。(⑥)

関連事業等

- ①「家読」の推進 【アンフォーレ課】
- ②安城版ブックスタートの実施 【アンフォーレ課】
- ③図書館等での読書活動の推進 【アンフォーレ課】
- ④学校等における読書活動の推進 【アンフォーレ課・学校教育課】
- ⑤高校生を対象とした読書活動の推進 【アンフォーレ課】
- ⑥絵本の読み聞かせの実施 【アンフォーレ課・保育課・子ども発達支援課】

25 基本的な生活習慣や道徳・モラル等の定着

- 認定こども園、保育所において、日々の生活や友達、身近な大人との関わりの中で基本的な生活習慣を身につけるとともに、社会性や思いやりの心などを育むことができるよう、家庭や地域等との連携のもとで取組を進めます。(①、②)
- 各学校にて情報モラル教育を行います。(③)

関連事業等

- ①学生と園児の交流 【保育課】
- ②世代間交流 【保育課】
- ③ふれあいネット事業 【学校教育課】

26 国際交流や多文化共生の推進

- 本市における多文化共生社会の実現に向け、こども・若者への多文化共生・国際交流に対する意識醸成、理解促進を図るとともに、外国にルーツを持つこども・若者の不安を軽減し将来に夢をもって暮らすことができるよう支援を行います。(①、②、③)
- 日本語が話せない外国籍の児童生徒や外国にルーツを持つ児童生徒を対象に、日常の学校生活に困らない程度の日本語の語学力をつけるための「日本語初期指導教室」を設置します。(④)

関連事業等

- ①多文化共生意識の啓発・醸成 【市民協働課】
- ②国際理解、国際交流の推進 【市民協働課】
- ③日本語学習機会の充実 【市民協働課】
- ④日本語初期指導教室事業 【学校教育課】

27 学校における個に応じた指導の推進

- 持続可能な社会の担い手づくりを意識し、児童生徒の発達段階をふまえた系統的な指導が行えるよう、各学校における校内組織と指導体制の充実を図り、学校と家庭・地域社会との信頼に基づく、個に応じた指導を推進します。(①)

関連事業等

①現職教育訪問の実施 【学校教育課】

28 地域とともにある学校づくりの推進

- コミュニティ・スクール*と地域学校協働活動*の一体的な推進を目指し、こどもを地域全体で育む、地域とともにある学校づくりを推進します。市内のモデル校から順次、コミュニティ・スクールの創設を進め、学校と教育委員会との協働により方向性を検討し、各学校や地域に合ったかたちでの活動の展開を支援します。(①)

関連事業等

①コミュニティ・スクール推進事業 【学校教育課・生涯学習課】

29 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備と機会の創出

- 休日部活動の段階的な地域移行への取組を契機に、関係団体等と連携を密にし、こども・若者がスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、また、新たな機会と捉え、多様な活動へのきっかけとなるよう、環境の整備と機会の創出に取り組みます。(①、②、③、④、⑤、⑥、⑦)

関連事業等

- ①部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行
【学校教育課・生涯学習課・スポーツ課・文化振興課】
- ②中学生日曜教室の開催 【スポーツ課】
- ③地域スポーツ団体の紹介 【スポーツ課】
- ④地域のスポーツ環境の整備 【スポーツ課】
- ⑤こども・若者向け講座の開催及び活動発表機会の提供
【生涯学習課・スポーツ課・文化振興課】
- ⑥地域の文化芸術活動団体の紹介 【文化振興課】
- ⑦地域の文化芸術活動環境の整備 【文化振興課】

施策2 未来を担うこども・若者への支援

具体的取組

30 若手起業家の育成

- 専門家や関係機関と連携して、若者の創業、若手起業家の育成を支援します。(①)

関連事業等

①安城ビジネスコンシェルジュ*（通称ABC）による支援 【商工課】

31 女性活躍に向けた支援

- 出前講座等により学習機会を提供することで、こども・若者が男女共同参画についての知識・意識を深め、性別にかかわらず誰もが様々な分野で活躍できる社会となるよう支援します。(①)

関連事業等

①男女共同参画に関する学習機会の提供 【市民協働課】

32 主権者教育*の推進

- 高校生を対象に、選挙の仕組みや気を付けるべき選挙運動等について講義を行い、投票意義の理解を深め、若い世代の政治参加を促します。(①)
- 小中学校、高等学校などを対象に、選挙で実際に使用している投票箱、投票記載台などの資材を使ってもらうことで、選挙を身近に感じてもらう機会を提供します。(②)
- こども・若者が地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を身につけることができるよう、市政や市議会等について理解を深めることができる機会を提供します。(③)

関連事業等

①選挙出前トークの実施 【行政課】
②選挙用品の貸出し 【行政課】
③子ども向け講座の実施 【議事課】

33 ライフデザインのための職場体験の充実

- 中学校期における様々な職場での体験活動を推進することにより、生徒の「職業」や「仕事」への理解を深め、自らのライフデザインを描けるよう支援します。(①)
- 保育士の養成学校に進学希望する生徒が少なくなっている現状から、潜在保育士*向け・高校生向けに保育園での体験会等を開催します。(②)

関連事業等

①職場体験 【学校教育課】
②保育のしごと見学・体験会 【保育課】

施策3 若者の就労に向けた支援

具体的取組

34 若者の就労支援や、高校中退後の復学・就学のための取組の充実

- 無業状態にある若者やその保護者、家族に対し、若者本人の自立・就業を促すための相談や支援を行います。(①)
- 登校困難や、就学・就労困難等に関する相談を行い、必要に応じてハローワーク等の専門機関へつなぎます。(①)

関連事業等

①こども若者総合相談センター「あんさぽ」の運営 【商工課・生涯学習課】

35 将来に希望を感じられるような魅力的な仕事づくり

- 多様な支援を通じて、市内中小企業のさらなる成長を促すとともに、市内への新たな企業立地を推進し、魅力的な仕事づくりを進めます。(①、②、③)

関連事業等

①がんばる中小企業応援事業補助金 【商工課】
②安城市企業投資促進事業補助金 【商工課】
③安城市企業立地促進事業補助認定制度 【商工課】

施策4 結婚や子どもを持つことへの支援

具体的取組

36 結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援

- 出生数の増加に寄与する若年層へのアプローチを積極的に推進し、結婚や出産に前向きになるよう意識醸成を図るとともに、生活への支援や出会いの場の提供を行います。(①、②)

関連事業等	①結婚新生活支援事業 【企画政策課】 ②縁むすびプロジェクト 【企画政策課】
-------	---

37 不妊治療費の助成

- 不妊治療にかかる費用の一部助成を行い、子どもを希望する人への支援を行います。(①)

関連事業等	①不妊治療にかかる費用の一部助成 【健康推進課】
-------	--------------------------

数値目標

「基本目標4 子ども・若者が希望を持てる社会づくり」の数値目標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
コミュニティ・スクール*を導入している学校の割合	0校	5校以上
自分の将来について明るい希望を持っている若者の割合	64.1%	80%

基本目標5 子育て・教育にかかる支援

現状や課題

- 本市における子育て支援施策については、平成27年度に施行された子ども・子育て支援制度に基づき、幼児期の学校教育・保育と地域の子ども・子育て支援の量の拡大・質の向上を図ってきました。増加する保育ニーズに対しては、幼稚園の認定こども園への移行や社会福祉法人安城市こども未来事業団の設立を通じた民間手法の導入により受け皿の充実を進めています。
- 出生数の減少はあるものの、低年齢児における保育ニーズの増加や、小学生の放課後児童クラブへの利用ニーズの増加など、各種支援サービスに求められる事項は増加・多様化しています。また、2人目以降の育児休業の取得に伴う「育休退園*」の問題や保育士等の人材不足など、安心してこどもを預けられる環境づくりに向けてそれぞれの課題に対応していく必要があります。
- 令和5年度に実施したアンケート調査によれば、就学前児童保護者、小学生児童保護者の主な悩みとしてこどもの健康や発達に関すること、こどもの性格や癖に関すること、子育てにかかる費用のこと、仕事と子育ての両立に関することなどが上位にあがっています。多岐にわたる相談内容に対し、悩み・不安に対応するための支援を行っていくことが求められます。
- さらに、ひとり親世帯については子育てと仕事の両方を一手に担うことから、保護者の負担感が大きいことやこころのゆとりが持ちにくいことなどが考えられます。就労への支援、こどもの学習支援、相談機会の充実など、様々な側面から支援を進めていくことが重要です。

写真

写真

私たちの意見



- 低年齢児の場合、下の子の育休を取った場合、保育園を退園しなくていいようにした方が良い。【就学前児童保護者アンケート・自由意見】
- 働く親も自宅保育をしている親もリフレッシュできるように、もっと気軽に一時保育やファミリー・サポート・センターを利用できるようになってほしい。【就学前児童保護者アンケート・自由意見】
- こどもが欲しいが、金銭的に厳しくあきらめている部分がある為、経済的に支援があると、2人目、3人目も考えられます。【就学前児童保護者アンケート・自由意見】
- 給食費無料、医療費無料などの支援を頂けて安心して子育てをしています。【就学前児童保護者アンケート・自由意見】
- 時短を活用して働いても母親がワンオペ状態になることが多く、負担が多い。企業ぐるみで父親の残業削減を推進するなど、男女双方が育児に参画するしくみづくりをお願いしたい。【就学前児童保護者アンケート】
- シングルマザーなので色々な面で余裕がありません。こどもに習い事をさせたくても送迎の負担や経済的な面で苦しい思いをします。様々な支援があると良いなと思っています。【就学前児童保護者アンケート】

施策1 教育・保育サービスの充実

具体的取組

38 認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等での支援の充実

- 子育て中の親子が安心して気軽に集い、子育てに関する情報の共有や交流をする場としての充実を図ります。(①)
- 保育所等を開放し、入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等についての相談、助言等を受けられる取組や、地域の乳幼児を持つ保護者等に対する育児講座の開催、育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う取組に対し、補助を行います。(②)
- 育児休業中であっても、退園することなく引き続き同じ園に入所できるようにし、安心して子育てができる環境を充実させます。(③)
- 待機児童対策として認定こども園、保育所、幼稚園における教育・保育の受け皿の確保を行うとともに、子育て支援サービスを継続して提供します。また、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の実施に向けて体制を整備します。(④)
- 保護者の就労状況にかかわらず、家庭で保育が困難な病児・病後児の受け入れを行います。(⑤)
- 保護者の就労、疾病、冠婚葬祭や介護等の理由により、自宅での保育が一時的に困難になったこどもを預かります。(⑥)
- 保護者の就労等やむを得ない理由により通常の利用日時以外において、認定こども園や保育所等で保育を行います。(⑦)
- 保護者の病気などの理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて、必要なこどもの養育・保護を行います。(⑧)
- 新規参入施設等への巡回支援や、地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援等を行います。(⑨)

関連事業等

- ①地域子育て支援拠点の運営 【子育て支援課】
- ②保育所等地域活動事業への補助 【保育課】
- ③育休退園*段階的解消に向けた取組み 【保育課】
- ④こども誰でも通園制度 【保育課】
- ⑤病児・病後児保育事業 【保育課】
- ⑥一時保育・一時預かり事業 【保育課】
- ⑦延長保育事業 【保育課】
- ⑧子育て短期支援事業 【子育て支援課】
- ⑨多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【保育課】

39 特別な配慮を必要とする子どもを含めた支援

- 障害のある子どもが日常生活に必要な事柄や社会性を身につけられるよう個別的・集団的療育支援を行います。また、専門職を保育施設等に派遣し、助言等を行うことで、保育士・保育教諭、幼稚園教諭等の資質向上を支援します。(①、②、③)
- 認定子ども園、保育所において、障害のある子どもや外国籍の子ども、特別な配慮を必要とする子どもの健やかな成長を支えていけるよう、研修等の充実や支援体制の整備を行います。(④、⑤)
- 学校通学中の障害のある子どもに対して放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害のある子どもの自立を促進します。(⑥)

関連事業等	①児童発達支援事業 【子ども発達支援課・障害福祉課】 ②訪問相談 【子ども発達支援課】 ③保育所等訪問支援事業 【子ども発達支援課・障害福祉課】 ④障害児研修の実施 【保育課】 ⑤通訳アシスタントの配置、通訳機、通訳電話等の導入 【市民協働課・保育課】 ⑥放課後等デイサービス事業 【障害福祉課】
-------	--

40 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

- 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、研修会等を実施します。(①、②)
- 認定子ども園、保育所、幼稚園から小学校、中学校への各段階の環境変化に対応し、子どもが学校生活に適応できるよう、園と学校間の相談事業を実施し、連携を強化します。(③)

関連事業等	①幼保小連携研修会の実施 【保育課・学校教育課】 ②幼保小連絡会の実施 【学校教育課・保育課】 ③就園から中学校卒業までの園・学校間の連携 【学校教育課・保育課】
-------	---

41 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減

- 安城市人材育成基本方針の「目指す職員像」の実現に向け、効果的・効率的な研修を実施します。また、現場の負担軽減や職員配置基準の改善に向け、保育士・保育教諭職の計画的な確保を進めます。(①、②、③)
- 即戦力となる人材を確保するため、家庭の事情により退職した者を再度市職員として採用する制度を運用します。(④)
- 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保に向け、合同就職説明会や職業体験の機会の提供等を行います。また、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等向けの講義や公開保育・研究協議等の研修を実施し、資質の向上を図ります。(⑤、⑥、⑦)

関連事業等	①各種研修の実施 【人事課】 ②保育士・保育教諭職の採用 【人事課】 ③職員配置基準の改善 【保育課】 ④ジョブ・リターン制度 【人事課】 ⑤保育のしごと見学・体験会 【保育課】 ⑥合同就職説明会の実施 【保育課】 ⑦人材育成 【保育課】
-------	---

42 放課後児童クラブの環境整備

- 支援員の質の向上を図るとともに、こどもの安全と充実した保育を受けられるよう環境整備を進めます。(①)

関連事業等	①児童クラブ事業 【子育て支援課】
-------	-------------------

43 ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進

- ファミリー・サポート・センターの提供・両方会員数の増加を図り、依頼に十分に対応できるよう充実を図ります。(①)

関連事業等	①ファミリー・サポート・センター事業 【子育て支援課】
-------	-----------------------------

施策2 子育て相談や支援の充実

具体的取組

44 子育て世帯への経済的支援の充実

- こどもの通院・入院医療費（保険診療分の自己負担相当額）を助成します。（①）
- 産前産後期間の国民健康保険税、国民年金保険料の減免を行います。（②）
- 児童手当制度の周知を行い、受給資格のある対象者の申請を促進します。（③）
- こどもの療育にかかるサービス利用料の無償化を行うとともに、世帯の区分に応じた食事の提供に係る費用の助成を行います。（④、⑤、⑥）
- 保育料や幼稚園の授業料の無償化や給食費の無料化及び免除等を実施します。（⑦、⑧、⑨）
- 安城市立小中学校に在籍する児童生徒の給食費を無償化します。また、食物アレルギー等の理由で学校給食を恒常的に欠食している児童生徒や市外の小中学校に通う児童生徒の学校給食費相当額を支給します。（⑩）
- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子ども子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき副食材料費に要する費用等を助成します。（⑪）
- 奨学金の支給や私立高等学校等に通学する生徒の保護者へ授業料の補助を行います。（⑫、⑬、⑭）
- 経済的な理由により就学が困難な児童生徒または就学予定者の保護者に対し、小中学校に係る学用品等の費用を援助します。（⑮）

関連事業等

- ①子ども医療費助成事業 【国保年金課】
- ②国民健康保険、国民年金の産前産後期間の保険税（料）の減免
【国保年金課】
- ③児童手当の支給 【子育て支援課】
- ④療育のサービス利用料の無償化 【障害福祉課・子ども発達支援課】
- ⑤第2子以降低年齢障害児通所支援等利用料無償化 【障害福祉課】
- ⑥世帯の区分に応じた食事の提供に係る費用の助成 【子ども発達支援課】
- ⑦幼児教育・保育無償化 【保育課】
- ⑧第2子以降低年齢児保育料無償化 【保育課】
- ⑨給食費の第3子以降無料化及び免除 【保育課】
- ⑩小中学校児童生徒学校給食費無償化事業 【総務課】
- ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業 【保育課】
- ⑫安城市奨学金の支給 【総務課】
- ⑬安城市緊急奨学金の支給 【総務課】
- ⑭私立高等学校等授業料補助 【総務課】
- ⑮就学援助費の支給 【学校教育課】

45 子育て家庭への相談体制・情報提供の充実

- 子育て支援アドバイザー*による子育て家庭の悩みや不安等に対する相談支援を行います。(①)
- 地域子育て相談機関を設け、身近な相談体制を整備します。(①)
- こども家庭センターにおいて、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行います。(①)
- 子育て支援センターにて、育児や遊びに関する講習会の開催や子育てに悩んだときの相談に応じます。(②)
- こどもの権利擁護、最善の利益の追求を行うとともに、こどもの育ちと子育て家庭を支えるため、虐待や体罰等の防止のため啓発や情報発信を行います。(③、④)

関連事業等	①利用者支援事業 【子育て支援課・健康推進課】 ②子育て支援センター事業 【子育て支援課】 ③体罰によらない子育てに関する啓発 【子育て支援課】 ④既存のアプリを活用した児童虐待防止の啓発 【子育て支援課】
-------	--

46 保護者に寄り添う家庭教育支援の推進

- 子育て支援アドバイザーによる相談や子育て支援センターにおける相談対応を行うとともに、こどもやその家庭に関わる多機関・多職種または地域団体との連携により家庭教育の支援を行います。(①、②)
- こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が交流できる場を設けます。(③)
- 各家庭への園だより、保健だより、給食だより等の配信を行うとともに内容の充実を図り、保護者に家庭教育の情報提供を行います。(④)
- 家庭教育学級や家庭教育講演会を通じ、家庭でこどもの教育を行う場合の心構え・こどものしつけ・教育上の問題点等、家庭教育上の共通問題について学ぶ機会を提供し、家庭教育支援を推進します。(⑤、⑥)

関連事業等	①利用者支援事業 【子育て支援課】 ②子育て支援センター事業 【子育て支援課】 ③親子関係形成支援事業 【子育て支援課】 ④配信による子育て情報の提供 【保育課】 ⑤家庭教育学級の実施 【生涯学習課】 ⑥家庭教育講演会の実施 【生涯学習課】
-------	---

施策3 仕事等と子育てとの両立支援

具体的取組

47 共働き・子育てに関する啓発

- セミナーの実施をはじめとする啓発や情報発信を通じて、女性と男性がともにキャリアアップと子育てが両立できるワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた環境整備を促進します。(①)
- 様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消等、男女共同参画に関する啓発や情報発信を進めます。(②)
- 子育てを地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・子育ての重要性に関する情報を発信します。(③)
- 家庭において夫婦が相互に協力し合って育児ができるよう、子育てについて学ぶことができる機会を提供します。(④、⑤、⑥)

関連事業等	①ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施 【商工課】 ②男女共同参画に関する情報発信 【市民協働課】 ③家事・育児等のシェアに関する啓発 【市民協働課】 ④共働き・子育ての取組の発信 【子育て支援課】 ⑤パパママ教室 【健康推進課】 ⑥公民館講座 【生涯学習課】
-------	--

施策4 ひとり親家庭等への支援

具体的取組

48 生活支援、子育て支援、就労支援等の実施

- ひとり親家庭等が抱える様々な課題や悩みに対応するため、それぞれの立場に配慮しながら、一人ひとりを見据えた総合的な相談支援を行います。(①、②、③)
- ひとり親家庭等の生活安定と自立促進に寄与するため、児童扶養手当等を支給します。(④)
- ひとり親家庭等の児童扶養手当を受給している方等にハローワークの就職支援ナビゲーターの生活・就労自立促進事業を案内し、支援につなげます。(⑤)
- ひとり親家庭等の保護者に対し、就職に有利な資格取得と経済的自立のための支援制度を案内し、専門機関との連携を図った支援を行います。(⑥)

関連事業等	①地域職業相談室による支援 【商工課】 ②女性の再就職準備セミナーの実施 【商工課】 ③ひとり親家庭相談 【子育て支援課】 ④児童扶養手当等の支給 【子育て支援課】 ⑤就労に繋げる連携 【子育て支援課】 ⑥就労支援制度の案内・周知 【子育て支援課】
-------	---

49 こどもへの生活・学習支援

- ひとり親家庭等のこどもに対して、学習の場の提供や経済的支援を行い、将来の選択肢を広げるための支援を行います。(①、②)

関連事業等	①子ども学習支援事業 【社会福祉課】 ②高卒認定試験合格支援給付金の周知 【子育て支援課】
-------	--

50 養育費等の相談支援

- 離婚前後の相談時等において、養育費と面会交流の取決めを促すとともに、公正証書、家事調停又は家事審判等による養育費に関する取決めを行う者に対し、給付金を支給します。(①、②)

関連事業等	①養育費、面会交流の相談 【子育て支援課】 ②養育費に関する公正証書等作成促進給付金の支給 【子育て支援課】
-------	---

数値目標

「基本目標5 子育て・教育にかかる支援」の数値目標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
子育て環境に対する満足度	49.5%	55.5%

基本目標6 困難を抱えるこども・若者等への支援

現状や課題

- 児童虐待やヤングケアラー*、こどもの貧困、障害、アレルギーなど、こども・若者を取り巻く問題は多岐にわたっており、様々な状況に置かれているこども・若者の現状を把握し、当事者の声を聴きながら取組に反映させていく必要があります。
- 児童虐待については、全国的にも増加傾向にあり令和4年度では過去最多となっています。本市においても虐待相談件数は増加傾向にあり、「安城市虐待等防止地域協議会」（要保護児童対策地域協議会）を設置し、関係機関で連携をとりながら対応を行っています。
- 小中学生アンケートによれば、家族の中にお世話をしている人がおり、かつそのことで自分の時間や十分な睡眠が取れないことがある割合が全体の3.5%みられました。ヤングケアラーの問題は、こども本人や家族に自覚がないことで顕在化しづらくなる場合もあると言われており、学校や地域などの身近なところで気かけながら支援につなげていくことが重要です。
- 障害のあるこども・若者に対するサービスや支援等は充実しつつありますが、近年の障害の多様化等の状況を踏まえ、より一層、それぞれの状況やライフステージに応じた支援が求められます。また、保護者やきょうだい児*など、周囲の状況も踏まえながら、一人ひとりの成長に寄り添った、切れ目ない支援を進めていくことが重要です。
- こどもの貧困問題は、こども・若者の心身の健康、多様な生活経験、進学機会など、様々な側面に影響を及ぼします。また、そのような状況が「貧困の連鎖」を生むことも懸念されます。本市で暮らすこども・若者が、生まれ育った環境によってその未来が閉ざされてしまうことがないように、社会の理解を促進するとともに、貧困対策に取り組んでいくことが必要です。

私たちの意見



- こどもの貧困やヤングケアラー等、本当に困っている人を見つけて手を差し伸べられる仕組みがあってほしい。【小学生児童保護者アンケート・自由意見】
- 発達障害について、地域の人や学校（小学、中学、高校）に理解してもらえる環境をつくっていただきたいです。グレーゾーンの子にも、支援が必要なのを理解してもらえよう、広めていただきたいです。【小学生児童保護者アンケート・自由回答】
- 医療的ケアが必要なこどもが学校に親の負担なく通えるようになるといいなと思います。【小学生児童保護者アンケート・自由意見】
- 進学先の費用の関係で、行きたい進学先が限られてしまう。【高校生ワークショップ】
- こどもの貧困について、ただ経済支援だけすればいいという問題ではないと思う。いかに保護者が経済的に自立するかも大事。【小学生児童保護者アンケート・自由意見】

施策1 虐待の防止、早期発見

具体的取組

51 連携による虐待予防や早期発見

- こども家庭センターを中心として、児童相談センターなどの関係機関と連携しながら、虐待予防や早期発見に取り組みます。(①)
- 認定こども園、保育所の現場の連携のもと、気になる事案や保護者の育児不安等に関する相談等について関係機関と迅速に情報共有することで虐待等の早期発見と早期対応を進めます。(②)
- 児童虐待の防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関の情報共有と連携のさらなる強化に努めます。(③)

関連事業等	①こども家庭センターの運営 【子育て支援課・健康推進課】 ②子育てに困難をかかえている保護者への支援 【保育課】 ③虐待等防止地域協議会（要保護児童対策地域協議会）の運営 【子育て支援課】
-------	---

施策2 ヤングケアラー*支援

具体的取組

52 連携による早期発見

- 連携してヤングケアラーの早期発見と必要な支援につなげることができるよう、福祉、介護、医療、教育等の関係者間の情報共有を推進します。(①)
- こども家庭センターにおいて、ヤングケアラーに関する情報共有と関係機関を含めた連携支援を行います。(②)

関連事業等

- ①ヤングケアラー関係機関職員研修会の実施 【子育て支援課】
- ②こども家庭センターの運営 【子育て支援課・健康推進課】

53 家庭への適切なアセスメントによる支援

- ヤングケアラーに対し、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して家庭支援の視点から必要な支援につなげます。(①)
- 家族の日常生活上の世話を過度に行っている若者からの相談に応じ、関係機関と連携し、適切な支援へつなげます。(②)

関連事業等

- ①子育て世帯訪問支援事業 【子育て支援課】
- ②こども若者総合相談センター「あんさぽ」の運営 【生涯学習課】

施策3 障害等のあるこども・若者への支援

具体的取組

54 障害のあるこども・若者への地域における支援体制の強化

- 障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者やその保護者に対し、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を行います。(①、②、③)
- 地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化を行います。また、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と保護者等との連携強化や保育所等への巡回支援の充実を図ります。(④)

関連事業等	①相談支援事業 【障害福祉課・子ども発達支援課】 ②親子療育 【子ども発達支援課】 ③障害児通所支援事業 【障害福祉課・子ども発達支援課】 ④児童発達支援センターの運営・連携 【子ども発達支援課・障害福祉課・保育課】
-------	--

55 障害のあるこども・若者への経済的支援

- 国や県の制度である特別児童扶養手当等の手続きについて確実な情報提供を行います。市単独の障害者扶助料をはじめ、障害児福祉手当等を支給します。(①)
- 18歳未満の生まれつき障害のあるこどもに、手術等を行うことで治癒又は障害が軽減されると医師が判断したときに、その治療費を公費で負担します。(②)

関連事業等	①特別児童扶養手当等の支給 【障害福祉課】 ②育成医療 【障害福祉課】
-------	--

56 医療的ケア児*、アレルギーを持つこども等への支援及び体制の強化

- 医療的ケア児の退院支援を行います。また、医療的ケア児の保育所等及び学校への受入れ体制構築に向けた支援を行います。(①、②、③)
- 食物アレルギーを有するこどもに対し、対応可能な範囲でアレルギー対応給食の提供を小中学校等で実施します。(④)

関連事業等	①医療的ケア児支援のための関係機関の協議 【障害福祉課】 ②医療的ケア児等コーディネーターによる支援 【障害福祉課・子ども発達支援課】 ③発達支援ネットワーク会議の開催 【子ども発達支援課】 ④アレルギー対応給食の提供 【保育課・総務課】
-------	---

57 保育所等におけるインクルーシブ*保育体制の充実

- 障害のあるこどもが保育所等での集団生活に適應できるよう、訪問支援員が保育所等を訪問し、専門的な支援等を行います。(①)
- 保育が必要な障害のあるこどもへの質の高い支援を提供するため、必要な人材を育成します。(②、③、④)
- 聴覚障害児等専門的支援が必要なこどもを受入できるよう、様々な支援機関と連携を図ります。(⑤、⑥)
- 外国籍のこどもや保護者が安心して園を利用できるような環境整備を進めます。(⑦)

関連事業等	①保育所等訪問支援事業 【障害福祉課・子ども発達支援課】 ②児童発達支援事業 【障害福祉課・子ども発達支援課】 ③障害児研修の実施 【保育課】 ④地域交流保育の実施 【保育課】 ⑤聾学校や盲学校との連携 【保育課】 ⑥訪問看護、発達支援施設との連携 【保育課】 ⑦通訳アシスタントの配置、通訳機、通訳電話等の導入 【市民協働課・保育課】
-------	---

58 学校におけるインクルーシブ*教育システムの実現

- 発達障害をはじめ、様々な要因により学校生活において困難を抱えている児童生徒に対する教職員への理解促進を図るとともに、専門人材の配置など支援体制の整備に努め、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を進めます。(①)
- 障害のあるこどもが学校での集団生活に適應できるよう、訪問支援員が学校を訪問し、専門的な支援等を行います。(②)

関連事業等	①インクルーシブ教育推進事業 【学校教育課】 ②保育所等訪問支援事業 【障害福祉課・子ども発達支援課】
-------	--

施策4 こどもの貧困対策

具体的取組

59 教育格差解消に向けた連携

- こどもの貧困問題を含めた情報共有や関係機関との連携強化を図ります。(①)
- スクールソーシャルワーカー*との連携を強化し、児童生徒や保護者との連絡等を行ったり、関係機関との連携を図ったりしながら、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行います。(②)

関連事業等	①青少年健全育成事業（若者支援地域協議会） 【生涯学習課】 ②スクールソーシャルワーカーとの連携 【学校教育課】
-------	---

60 保護者の就労や経済支援の推進

- 貧困の連鎖を断ち切るため、生活に困窮する子育て世帯の保護者に対し、就労支援を実施します。(①)
- 就労を希望する保護者に対し、個々の状況に応じた就労支援を行います。(②)
- 妊娠に係る経済的負担を軽減し、母体と胎児の健康の保持及び増進を図ります。(③)

関連事業等	①自立相談支援事業 【社会福祉課】 ②地域職業相談室による支援 【商工課】 ③低所得妊婦初回産科受診料支援事業 【健康推進課】
-------	---

61 就学援助、修学支援による教育費負担の軽減

- 給食費の無料化、免除等を行うことにより、教育費負担の軽減を図り教育を受ける機会が妨げられないように配慮します。(①)
- 奨学金の支給や私立高等学校等に通学する生徒の保護者へ授業料の補助を行います。(②、③、④)
- 経済的な理由により就学が困難な児童生徒または就学予定者の保護者に対し、小中学校に係る学用品等の費用を援助します。(⑤)
- 貧困連鎖の防止を図るため、生活困窮世帯の中学生を対象に学習の場を提供し、高校に進学できるように支援します。(⑥)

関連事業等	①私立幼稚園への給食費補足給付 【保育課】 ②安城市奨学金の支給 【総務課】 ③安城市緊急奨学金の支給 【総務課】 ④私立高等学校等授業料補助 【総務課】 ⑤就学援助費の支給 【学校教育課】 ⑥子ども学習支援事業 【社会福祉課】
-------	---

施策5 包括的な支援体制

具体的取組

62 包括的支援体制の整備

- 既存の支援機関等の機能や専門性を活用し、複合課題・狭間の問題に対処できるよう、関係各課と横断的に関わり、安城市一丸となった支援体制をつくり、包括的な支援体制を構築します。
(①)

関連事業等

①重層的支援体制整備事業 【社会福祉課】

数値目標

「基本目標 6 困難を抱えるこども・若者等への支援」の数値目標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
子育て環境に対する満足度	49.5%	55.5%

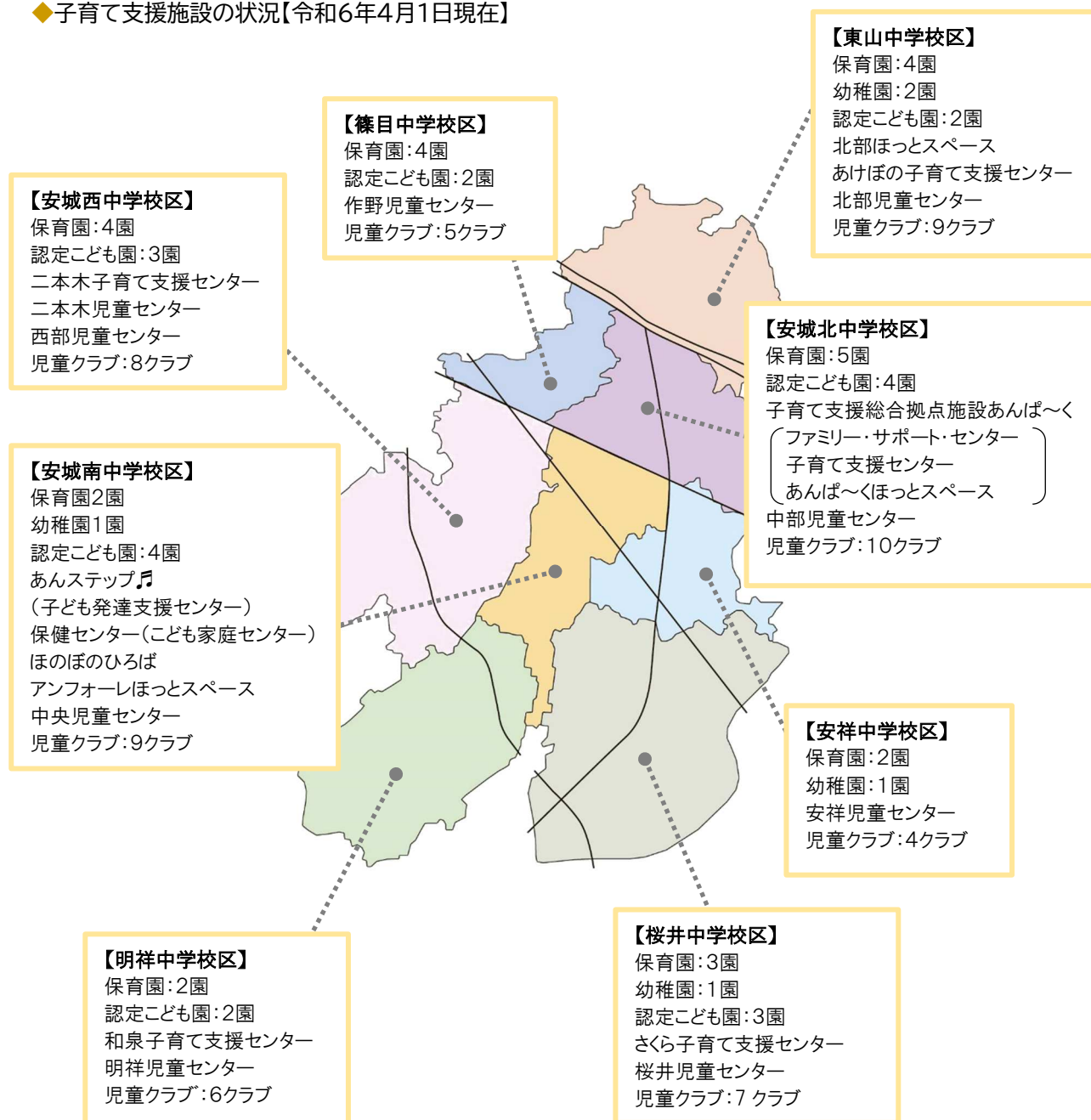
第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育事業の提供区域

【事業の提供区域】

本市には8つの中学校区があり、計画的に子育て関係施設の整備を進めてきたため、市内各地にバランスよく配置されています。また、地理的条件、交通事情からも移動が容易な地域であるため、市内全域を一つの提供区域として設定し、利用者が幅広い選択肢の中から、通園、通勤の利便性や教育の独自性を考慮して希望する園を選択できるようにしています。

◆子育て支援施設の状況【令和6年4月1日現在】



2 こどもの人口推計

子育て支援事業の利用希望者を把握するために、こどもの人口推計を行いました。0歳から17歳までのこどもの人口推計結果をみると、年々減少することが予想されており、令和11年で28,100人となる見込みです。そのため、このような状況を踏まえて事業量を設定することが必要となります。

■こどもの人口推計

(単位:人)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	1,429	1,405	1,386	1,369	1,349
1歳	1,341	1,412	1,388	1,369	1,353
2歳	1,381	1,320	1,391	1,367	1,348
3歳	1,433	1,358	1,299	1,368	1,345
4歳	1,486	1,425	1,350	1,292	1,360
5歳	1,589	1,479	1,418	1,343	1,286
合計	8,659	8,399	8,232	8,108	8,041

(単位:人)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
6歳	1,689	1,566	1,457	1,397	1,323
7歳	1,733	1,685	1,562	1,453	1,393
8歳	1,797	1,730	1,682	1,559	1,450
9歳	1,733	1,790	1,723	1,675	1,553
10歳	1,877	1,728	1,785	1,718	1,670
11歳	1,797	1,876	1,727	1,784	1,717
合計	10,626	10,375	9,936	9,586	9,106

(単位:人)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
12歳	1,984	1,792	1,871	1,722	1,779
13歳	1,847	1,979	1,787	1,866	1,718
14歳	1,893	1,844	1,975	1,784	1,863
15歳	1,944	1,890	1,841	1,972	1,781
16歳	2,004	1,945	1,891	1,842	1,973
17歳	1,982	2,001	1,942	1,888	1,839
合計	11,654	11,451	11,307	11,074	10,953

※令和2年～令和6年（各年4月1日時点）の5か年分の性別・1歳階級別人口（住民基本台帳人口）を元に、コーホート変化率法により推計。（推計に使用した時点や推計手法が異なるため、第9次安城市総合計画における将来人口の推計および将来人口の展望とは一致しません。）

3 事業量の設定

本計画は子ども・子育て支援事業計画としても位置付けており、「子ども・子育て支援法」においては、市町村子ども・子育て支援事業計画は国が定める基本指針に即して5年を一期とする計画を定めるものとされており、基本指針は令和6年2月に公表されています。この基本指針に即して下記の事業についての教育・保育の量の見込みや提供体制の確保の内容等について方向性を定めます。

■子どものための教育・保育給付

No.	幼児教育・保育事業
1	1号認定*（3～5歳） 幼稚園・認定こども園
2	2号認定*（3～5歳） 認定こども園及び保育所
3	3号認定*（認定こども園及び保育所＋地域型保育）

■地域子ども子育て支援事業

No.	事業名
1	利用者支援事業
2	延長保育事業
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業
4	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
5	放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）
6	子育て短期支援事業
7	乳児家庭全戸訪問事業
8	養育支援訪問事業
9	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
10	地域子育て支援拠点事業
11	一時保育・一時預かり事業
12	病児・病後児保育事業
13	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
14	妊婦健康診査事業
15	産後ケア事業
16	子育て世帯訪問支援事業
17	児童育成支援拠点事業
18	親子関係形成支援事業
19	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(1)子どものための教育・保育給付

幼児教育・保育事業

【事業内容】

認定こども園、保育所等を通じた共通の給付である「施設型給付*」等により、安城市の確認を受けた施設・事業の利用にあたって支援を行います。また、施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に対して支援を行います。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用定員（人）1号認定*（3～5歳）	3,011	3,067	2,928	2,942
利用定員（人）2号認定*（3～5歳）	3,490	3,534	3,311	3,396
利用定員（人）3号認定*（0～2歳）	1,744	1,720	1,902	1,962

■計画値（1号認定（3～5歳） 幼稚園・認定こども園）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①入園見込み（人）	1,980	1,872	1,786	1,757	1,749
利用 定員 （人）	特定教育施設*	1,481	1,434	1,387	1,387
	確認を受けない幼稚園	1,463	1,463	1,463	1,463
	②合計	2,944	2,897	2,850	2,850
③充足（②-①）（人）	964	1,025	1,064	1,093	1,101

■計画値（2号認定（3～5歳） 保育所・認定こども園）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入園見込み （人）	教育ニーズ	165	156	149	146
	保育ニーズ	2,478	2,344	2,236	2,198
	①合計	2,643	2,500	2,385	2,342
②利用定員（人）	3,169	3,082	2,989	2,989	2,989
③充足（②-①）（人）	526	582	604	644	647

■計画値（3号認定（0～2歳） 保育所・認定こども園）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入園見込み （人）	0歳	317	325	336	358
	1歳	590	677	693	728
	2歳	666	727	808	786
	①合計	1,573	1,729	1,837	1,872
利用定員 （人）	0歳	361	364	364	364
	1歳	728	728	728	728
	2歳	883	901	901	901
	②合計	1,972	1,993	1,993	1,993
③充足（②-①）（人）	399	264	156	140	121

【確保方策】

1号認定、2号認定については、入園見込みに対して受け皿は確保されているため、今後の人口動向や保育需要を注視しながら必要数の確保に努めます。

3号認定については、共働きで子育てをする家庭の増加により、0歳・1歳・2歳の低年齢児保育の需要が高まっているため、その動向を注視し、必要に応じて受け皿の確保を図ります。確保方策として、幼児用から低年齢児の部屋に改修するなどして施設全体としての必要数の最適化を図ります。

(2)地域子ども子育て支援事業

1 利用者支援事業

【事業内容】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本型（箇所）	1	1	1	1
母子保健型（箇所）	1	1	1	1

■計画値（基本型・地域子育て相談機関）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要設置数見込み（箇所）	1	1	1	1	1
設置数（箇所）	1	1	1	1	1

■計画値（こども家庭センター型）※旧母子保健型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要設置数見込み（箇所）	1	1	1	1	1
設置数（箇所）	1	1	1	1	1

■計画値（妊婦等包括相談支援事業型）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み（回）	2,896	2,847	2,810	2,775	2,734
利用可能数（回）	2,896	2,847	2,810	2,775	2,734

【確保方策】

子育て中の親子にとって、より身近な場所で相談等ができるよう、令和7年度から基本型として地域子育て相談機関を設置します。

こども家庭センターは、保健センター（母子保健）と子育て支援課児童家庭係（児童福祉）において、令和6年度に設置しました。引き続き、一体的に運用を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに対応します。

また、妊婦やその配偶者に対しての伴走型相談支援を行う妊婦等包括相談支援事業は保健センター保健師等の専門職で実施します。妊婦やその家族の様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげられるよう体制の整備に努めます。

2 延長保育事業

【事業内容】

保育園で就労等により長時間の保育を必要とする保護者のために、標準時間認定は11時間を超える保育、短時間認定は8時間を超える保育を行う事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	1,365	1,319	1,220	1,235

■計画値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み（人）	1,126	1,092	1,070	1,054	1,046
受入可能数（人）	1,126	1,092	1,070	1,054	1,046

【確保方策】

今後の人口動向や保育需要を注視しながら必要数の確保に努めます。

3 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定子ども・子育て支援施設等*に対して保護者が支払うべき副食材料費に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

対象者については、適切に事業案内を行い、申請に基づいて助成を実施します。

※本事業は、市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等への巡回支援や、地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援等を行う事業です。

【確保方策】

対象者については、適切に事業案内を行い、申請に基づいて助成を実施します。

※本事業は、市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

5 放課後児童健全育成事業(児童クラブ事業)

【事業内容】

昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
低学年利用者数(人)	1,675	1,711	1,809	1,911
高学年利用者数(人)	473	435	537	597
合計(人)	2,148	2,146	2,346	2,508

■計画値

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み (人)	1年生	726	735	741	781	794
	2年生	745	791	795	812	836
	3年生	772	812	856	871	870
	4年生	191	206	209	211	208
	5年生	207	199	216	217	224
	6年生	198	216	209	225	230
	合計	2,839	2,959	3,026	3,117	3,162
受入可能数(人)		2,839	2,959	3,026	3,117	3,162

【確保方策】

公立と民間の児童クラブ入会児童数の実績を踏まえて見込みます。児童クラブのニーズの高まりと人口の動向を考慮し、学校の空き教室の活用、支援員確保を図りつつ、必要な受入れ可能人数の確保に努めます。

6 子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者の病気などの理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて、一定期間養育・保護を行う事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人日)	14	17	22	11

■計画値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み(人日)	19	18	18	18	18
利用可能数(人日)	19	18	18	18	18

【確保方策】

年度によって利用人数にばらつきがありますが、引き続き利用可能な施設の確保に努めます。

7 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援サービスの情報提供、母子の健康状態の把握、保護者の育児不安等の相談に応じ、安心して育児ができるよう支援する事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問数（人）	1,671	1,503	1,496	1,379

■計画値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問数見込み（人）	1,404	1,380	1,361	1,344	1,324
訪問可能数（人）	1,404	1,380	1,361	1,344	1,324

【確保方策】

保健センター保健師や赤ちゃん訪問員（看護師）で実施します。毎年度、長期入院等で生後4か月までに家庭訪問できないケースが想定されますが、可能な限り全戸訪問するよう努めます。

8 養育支援訪問事業

【事業内容】

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、若年の妊婦など様々な理由により養育支援が必要な家庭に対して、保健師、保育士等が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人日）	87	92	70	45

※児童福祉法の改正により、令和6年度から本事業のうち家事支援が除かれたため、実績値は家事支援を除いた数字を記載しています。

■計画値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み（人日）	127	123	120	119	118
利用可能数（人日）	127	123	120	119	118

【確保方策】

令和6年度からこども家庭センターを設置し、合同ケース会議の開催など母子保健部門と児童福祉部門がこれまで以上に連携し、支援する体制が整備されたため、利用見込みが大幅に増えています。

事業の利用が必要な子育て家庭の不安感や孤立感等の解消のため、利用可能数の確保に努めます。

9 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】

子どもを守る地域ネットワークとして、要保護児童対策地域協議会が児童虐待防止について地域住民への周知を図る事業です。

【確保方策】

安城市虐待等防止地域協議会（要保護児童対策地域協議会）を中心に、児童虐待防止に関する情報を掲載した資料等を作成・配布し、周知を図ります。

10 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

身近な地域に子育て中の親子が集う場所を提供し、交流や相談、情報提供や講習会を行う事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人日)	38,767	61,879	70,196	104,709

■計画値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み(人日)	98,470	98,138	97,802	97,379	96,074
利用可能数(人日)	98,470	98,138	97,802	97,379	96,074

【確保方策】

子育て中の親子が安心して気軽に集い、子育てに関する情報共有や交流をする場としての充実を図ります。

11 一時保育・一時預かり事業

【事業内容】

保護者の就労、疾病、冠婚葬祭や介護等の理由により、こどもの保育が一時的に困難になったときに預かる事業です。保育園及び認定こども園で行う「一時保育事業」と、認定こども園及び幼稚園で行う「一時預かり事業」があります。

■実績値

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時保育(人日)		8,667	11,312	11,539	11,505
一時預かり (人日)	1号認定	8,300	14,900	14,656	14,072
	2号認定	37,816	42,943	42,239	40,558
合計(人日)		54,783	69,155	68,434	66,135

■計画値【一時保育】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込数（人日）	10,489	10,174	9,971	9,821	9,740
受入可能数（人日）	10,489	10,174	9,971	9,821	9,740

■計画値【一時預かり】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込数（人日）	1号認定	12,478	11,797	11,257	11,080	11,047
	2号認定	35,963	34,000	32,445	31,934	31,839
受入可能数（人日）	1号認定	12,478	11,797	11,257	11,080	11,047
	2号認定	35,963	34,000	32,445	31,934	31,839

【確保方策】

今後も一時保育及び一時預かりの利用者は、やや減少傾向にあるものの横ばいで推移すると見込んでいるため、引き続き必要受入可能数の確保に努めます。

12 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気により集団での保育が困難な生後6か月から小学校3年生までのこどもが、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、連続7日間を限度にこどもを預かる事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人日）	83	282	435	570

■計画値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み（人日）	529	510	493	477	466
利用可能数（人日）	529	510	493	477	466

【確保方策】

事業を必要とする子育て世帯が利用できるよう、事業の周知を行い利用の促進を図ります。

13 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【事業内容】

育児の援助をする人（提供会員）と援助をしてもらいたい人（依頼会員）が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼・提供成立分(件)	1,966	3,238	3,370	3,470

■計画値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み(件)	3,169	3,074	3,013	2,967	2,943
依頼・提供成立可能数(件)	3,169	3,074	3,013	2,967	2,943

【確保方策】

想定した利用見込みに対し対応できるよう提供会員の確保に努めます。

14 妊婦健康診査事業

【事業内容】

妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦健康診査1回目の受診者数(人)	1,620	1,570	1,501	1,393

■計画値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受診者数見込み(人)	1,415	1,391	1,373	1,356	1,336
対応可能数(人)	1,415	1,391	1,373	1,356	1,336

【確保方策】

安全・安心な出産と健全な育児を行えるよう、必要な回数の妊婦健康診査の受診を促します。

15 産後ケア事業

【事業内容】

産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する事業です。

宿泊、日帰り、短時間、訪問の各プランで助産師等が専門的な支援を行います。

■計画値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み（人日）	699	688	678	670	660
利用可能数（人日）	699	688	678	670	660

【確保方策】

事業の利用を必要とする母子が適切に事業を利用することができるよう、事業の周知を図るとともに受入体制の拡充を進めます。

16 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー*等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

■計画値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み（人日）	394	385	375	367	358
利用可能数（人日）	394	385	375	367	358

【確保方策】

事業の対象者の状況を踏まえ、利用見込みに対応できるよう、支援員等の体制の整備に努めます。

17 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこども等に対して、当該こどもの居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【確保方策】

関係機関との調整を図り、今後の実施を検討していきます。

18 親子関係形成支援事業

【事業内容】

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

■計画値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み（人）	50	50	47	47	45
利用可能数（人）	50	50	47	47	45

【確保方策】

事業を必要とするこども等が利用できるよう、利用見込みを確保できる体制の整備に努めます。

19 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、こども及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

■計画値

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み（人）	-	58	56	53	51
利用可能数（人）	-	58	56	53	51

【確保方策】

事業開始後の実施状況等を踏まえ、利用者ニーズを満たすことができるよう受皿の確保に努めていきます。

第 6 章 計画の推進体制

1 連携による推進

本計画で掲げた基本理念や目指す社会の実現のためには、こども・若者の意見を反映させながら、行政はもとより、家庭、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、地域、事業者等がそれぞれの役割を担い、緊密な連携と協力を図っていくことが必要です。

そのため、本市では、担当部局間の相互の連携・調整を行うとともに、地域における関係者・事業者との協力を図りながら、総合的に施策を推進します。

（１）計画推進にあたってのこども・若者の意見の反映

計画書の配布や広報、市ウェブサイト等での公表を通じ、本計画を広く市民に周知します。また、本計画の推進状況や目標の達成状況について、随時、結果を公表し、計画の推進にあたってこども・若者の意見が反映されやすい環境を整備します。

（２）市民及び関係団体等との連携

本計画を推進していくため、こども・若者の支援に関わる事業者をはじめ、学校、企業、こども・若者を含む市民等と広く連携を図り、多くの関係者の意見を取り入れながら、施策を推進します。

（３）愛知県や近隣市町との連携

支援が必要なこども・若者に関する施策など、広域的な対応が望ましいものについて、愛知県や近隣市町との連携を強化します。

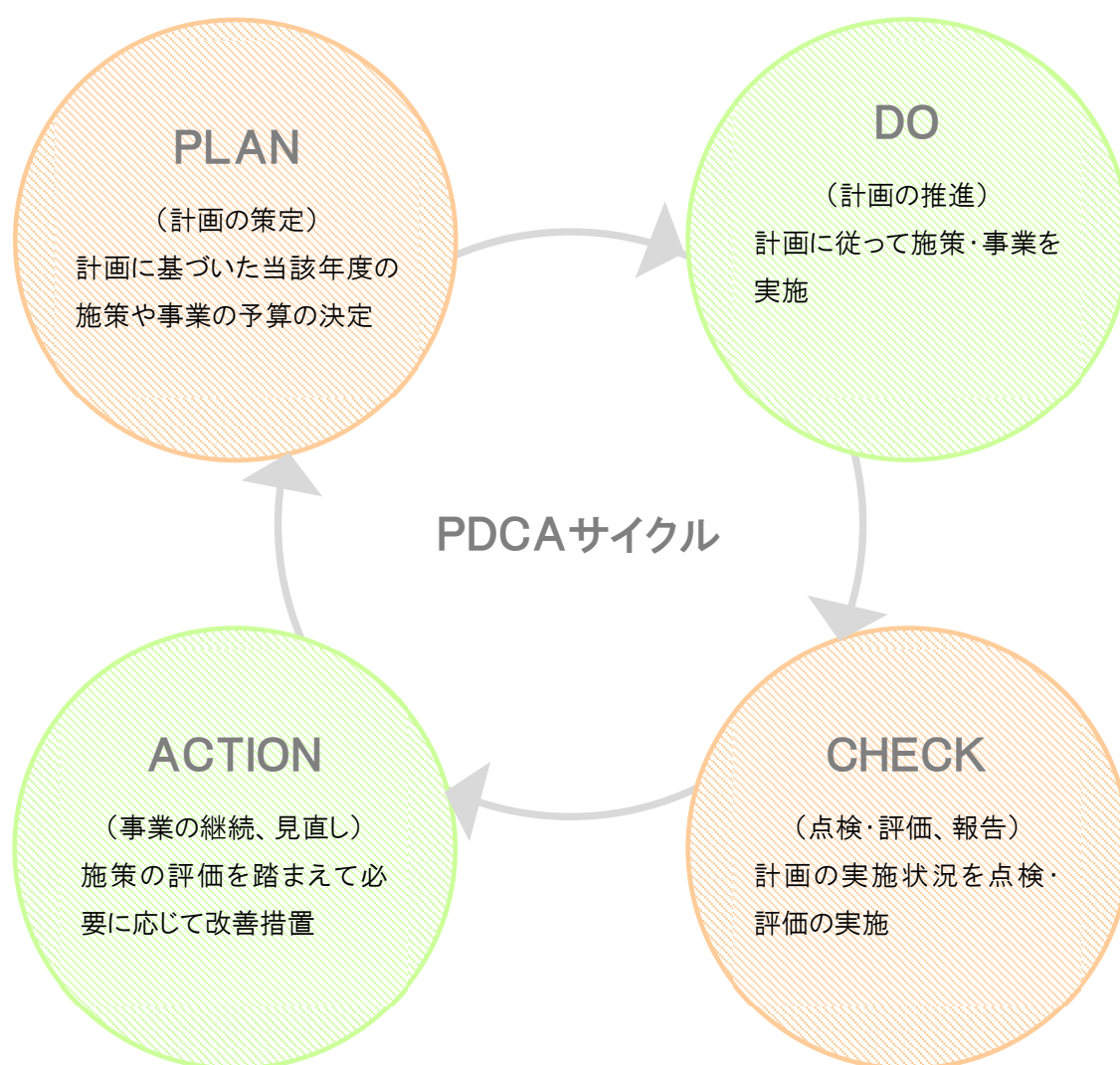
また、特定子ども・子育て支援施設等*の確認や指導監督等については、愛知県に対し、施設等の運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、是正指導等の協力を要請する等により適切な取組を進めていきます。

2 計画の進捗管理

本計画に位置づけた施策を総合的に推進するために、PDCAサイクル（計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act）の4段階のプロセスを経て、事業の進捗を管理し、改善していく手法）に基づき、施策ごとの関係各課の取組状況について、毎年度確認するとともに本計画の審議機関である安城市子ども・子育て会議において評価等を行い、事業をより良いものにしていきます。

本計画では、毎年度又は隔年度確認する基本目標毎の指標と、計画見直しの際に確認する指標（数値目標：41ページ参照）を設定します。これら指標の達成状況や具体的取組の実施状況を定期的に確認していくことで、その結果を取組の改善に活かします。

■計画の進行管理の進め方（PDCAサイクル）



資料編

1 策定の経緯

実施年月日	会議名	内容
令和5年 12月25日	第2回 安城市子ども・子育て会議	・安城市こども計画について ・保育園、認定こども園の定員について
令和6年 1月31日) 2月16日	アンケート調査	・保護者（就学前児童保護者・小学生児童保護者）対象 ・こども（小学5年生・中学2年生）対象 ・若者（16～39歳の市民）対象
4月～5月	関係機関・団体調査の実施	・市内でこども・若者やその保護者の支援活動等を行っている団体等対象
5月26日	「こどもまんなか社会」のための高校生ワークショップ	・市内の高校等に通う生徒（公募）対象
7月3日	第1回 安城市こども計画策定に係る 幹事会・作業部会	・安城市こども計画骨子案について
7月30日	第1回 安城市子ども・子育て会議	・第2期安城市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について ・安城市こども計画策定に関するアンケート結果について ・安城市こども計画骨子案について ・令和7年度保育園及び認定こども園の利用定員について
9月11日	第2回 安城市こども計画策定に係る 幹事会・作業部会	・安城市こども計画素案について
10月8日	第2回 安城市子ども・子育て会議	・安城市こども計画素案について

実施年月日	会議名	内容
12月10日	第3回 安城市子ども・子育て会議	・安城市こども計画案について
12月16日) 令和7年 1月14日	パブリックコメント制度による意見募集	
2月18日	第4回 安城市子ども・子育て会議	・パブリックコメントの結果報告 ・計画概要版（案）の検討 ・市長への答申

2 安城市子ども・子育て会議条例

平成25年12月24日安城市条例第41号
改正

令和5年3月27日安城市条例第13号
令和5年12月22日安城市条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、安城市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に安城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務（次号に掲げる事務を除く。）を処理すること。
- (2) こども計画（こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項及び法第61条第1項の規定による計画をいう。）の策定及び変更に関する事項を調査審議すること。
- (3) こども施策（こども基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援等（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援及びこども施策をいう。以下同じ。）に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援等に関する知識及び経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援等に関する事業に従事する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議に、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月27日安城市条例第13号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月22日安城市条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 こども施策に係る事業等索引

あ行	該当ページ
愛知を食べる学校給食の日の実施	49
アレルギー対応給食の提供	78
安城市企業投資促進事業補助金	64
安城市企業立地促進事業補助認定制度	64
安城市緊急奨学金の支給	70、80
安城市市民活動補助金制度の運用	53
安城市奨学金の支給	70、80
安城シティマラソンの開催	49
安城市民デンパーク駅伝大会の開催	49
安城版ブックスタートの実施	61
安城ビジネスコンシェルジュ（通称A B C）による支援	63
「家読」の推進	61
育休退園段階的解消に向けた取組み	67
育成医療	78
いじめ状況調査・不登校調査の集約	57
一時保育・一時預かり事業	67、90
いのちの教育	50
医療的ケア児支援のための関係機関の協議	78
医療的ケア児等コーディネーターによる支援	78
インクルーシブ教育推進事業	79
絵本の読み聞かせの実施	61
延長保育事業	67、87
縁むすびプロジェクト	65
親子関係形成支援事業	71、94
親子療育	78
オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11月）を通じた啓発	44
か行	該当ページ
街頭防犯カメラの整備	58
各種イベント等の実施	53
各種研修の実施	69

学生と園児の交流	61
家事・育児等のシェアに関する啓発	72
家族のためのこころホッと相談	50
学校給食における水田貯留米の提供	49
学校教育における食育の推進	49
学校警察連携制度	59
学校等における読書活動の推進	61
家庭教育学級の実施	71
家庭教育講演会の実施	71
がんばる中小企業応援事業補助金	64
既存のアプリを活用した児童虐待防止の啓発	71
虐待等防止地域協議会（要保護児童対策地域協議会）の運営	76
給食費の第3子以降無料化及び免除	70
教育相談と適応指導教室の運営	56
ゲートキーパーの養成	50
結婚新生活支援事業	65
健康教育（まちかど講座）の実施	58
現職教育訪問の実施	62
公共施設の管理・運営	53
高校生を対象とした読書活動の推進	61
高卒認定試験合格支援給付金の周知	73
交通安全教室、防犯教室及び街頭キャンペーンなどによる啓発活動	58
合同就職説明会の実施	69
広報あんじょうや市公式ウェブサイトを通じた啓発	44
公民館講座	49、53、72
国際理解、国際交流の推進	61
国民健康保険、国民年金の産前産後期間の保険税（料）の減免	70
子育て支援センター事業	71
子育て世帯訪問支援事業	47、77、93
子育て短期支援事業	67、88
子育てに困難をかかえている保護者への支援	76

子ども医療費助成事業	70
子ども運動広場補助事業	53
子ども学習支援事業	73、80
こども家庭センターの運営	47、54、 76、77、86
こども施策にかかる計画策定時や進捗確認時、事業実施時等におけるワークショップ等の実施	45
子ども食堂に対する支援	53
こども誰でも通園制度	67、94
子どもの権利月間（11月）を通じた啓発	44
こどもの人権に関する研修の実施	55
「こどもまんなか 児童福祉週間」（5月5日～5月11日）を通じた啓発	44
子ども向け講座の実施	63
こども若者総合相談センター「あんさぼ」の運営	50、54、 56、64、77
こども・若者向け講座の開催及び活動発表機会の提供	62
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	90
コミュニティ・スクール推進事業	54、62
さ行	該当ページ
再犯防止に関する更生保護団体との連携	59
産後ケア事業	47、93
産前産後支援事業	47
思春期保健事業	48
実費徴収に係る補足給付を行う事業	70、87
児童育成支援拠点事業	93
児童クラブ事業	69、88
児童生徒への教科・特別活動等における食に関する指導	49
児童手当の支給	70
児童発達支援事業	68、79
児童発達支援センターの運営・連携	78
児童扶養手当等の支給	73
児童遊園の維持管理	54
市内各小中学校への周知	55
市内各認定こども園、保育所、小中学校及び児童クラブへの周知	55

社会を明るくする運動の実施	59
就園から中学校卒業までの園・学校間の連携	68
就学援助費の支給	70、80
重層的支援体制整備事業	81
就労支援制度の案内・周知	73
就労に繋げる連携	73
障害児研修の実施	68、79
障害児通所支援事業	78
小中学校児童生徒学校給食費無償化事業	70
少年団支援事業	53
食育指導	49
食育推進事業	49
食育連絡会議の実施	49
職員配置基準の改善	69
職場体験	63
女性の再就職準備セミナーの実施	73
ジョブ・リターン制度	69
私立高等学校等授業料補助	70、80
自立相談支援事業	80
私立幼稚園への給食費補足給付	80
人権教育	44
人権擁護委員による啓発	44
人権擁護委員による小中学校における人権教室	44
人材育成	69
新生児聴覚検査受診票の交付	47
スクールガード事業	58
スクールカウンセラー配置事業	50
スクールソーシャルワーカーとの連携	54、57、80
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	53
青少年健全育成事業（若者支援地域協議会）	80
青少年健全育成推進事業	59
世代間交流	61
世帯の区分に応じた食事の提供に係る費用の助成	70

選挙出前トークの実施	63
選挙用品の貸出し	63
相談支援事業	78
た行	該当ページ
第2子以降低年齢児障害児通所支援等利用料無償化	70
第2子以降低年齢児保育料無償化	70
体罰によらない子育てに関する啓発	71
多文化共生意識の啓発・醸成	61
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	67、87
多様な性に関する啓発	55
男女共同参画研修の実施	55
男女共同参画に関する学習機会の提供	63
男女共同参画に関する啓発	55
男女共同参画に関する情報発信	72
地域交流保育の実施	79
地域子育て支援拠点の運営	67、90
地域職業相談室による支援	73、80
地域スポーツ団体の紹介	49、62
地域のスポーツ環境の充実	49
地域のスポーツ環境の整備	62
地域の文化芸術活動環境の整備	62
地域の文化芸術活動団体の紹介	62
地域ふれあい事業	53
地区公園・街区公園の整備	54
中学生日曜教室の開催	49、62
通訳アシスタントの配置、通訳機、通訳電話等の導入	68、79
通学路の安全対策	58
DV防止に関する啓発	58
低所得妊婦初回産科受診料支援事業	80
適応指導教室の運営	53、57
特別児童扶養手当等の支給	78
図書館等での読書活動の推進	61
共働き・子育ての取組の発信	72

な行	該当ページ
日本語学習機会の充実	61
日本語初期指導教室事業	61
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	47、89
乳幼児健診	47
乳幼児健診事後フォロー	47
乳幼児の事故予防の周知啓発	58
妊産婦健診・乳児健診の受診票交付	47、92
妊婦支援給付金の支給	47
妊婦等包括相談支援事業	47、86
は行	該当ページ
配信による子育て情報の提供	71
発達支援ネットワーク会議の開催	78
パパママ教室	72
ひとり親家庭相談	73
病児・病後児保育事業	67、91
ファミリー・サポート・センター事業	69、92
部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行	62
不妊治療にかかる費用の一部助成	65
ふれあいネット事業	53、57、61
保育士・保育教諭職の採用	69
保育所等地域活動事業への補助	67
保育所等訪問支援事業	68、79
保育のしごと見学・体験会	63、69
放課後等デイサービス事業	68
防災・安全指導	58
防犯・交通安全情報の提供	58
訪問看護、発達支援施設との連携	79
訪問相談	68
母子手帳アプリの活用の推進	48
や行	該当ページ
野外センター等における自然教室	53
ヤングケアラー関係機関職員研修会の実施	77

養育支援訪問事業	47、89
養育費に関する公正証書等作成促進給付金の支給	73
養育費、面会交流の相談	73
幼児教育・保育無償化	70
幼保小連携研修会の実施	68
幼保小連絡会の実施	68
ら行	該当ページ
療育のサービス利用料の無償化	70
利用者支援事業	71、86
臨床心理士による個別相談	50
聾学校や盲学校との連携	79
わ行	該当ページ
ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施	72

4 用語集

あ行

安城ビジネスコンシェルジュ

安城市内の店舗・中小企業や起業家に向け、経営全般に関する相談や具体的なサポートする市の機関のこと。

育休退園

下の子が生まれて親が育児休業を取得すると、保育要件が喪失するため、通っていた保育施設を退園すること。

1号認定

満3歳以上で、2号認定こども以外の小学校就学前までのこどもに対して行う認定

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠であるこどものこと。

インクルーシブ

「包摂」「包括」という意味であり、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限り共に過ごし、学ぶ仕組みのことを「インクルーシブ保育」、「インクルーシブ教育」という。

SNS

「Social Networking Service」の略称で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

か行

きょうだい児

病気や障害のあるこどもの兄弟姉妹のこと。成長の過程で必要な支援を受けられにくいことや将来への不安や悩みを抱えることが多いとされる。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。

子育て支援アドバイザー

様々な子育て情報をわかりやすく伝える子育てサービスの案内人のこと。

コミュニティ・スクール

学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、地域全体で未来を担うこどもたちの成長を支える仕組みであり、教育委員会が「学校運営協議会」を設置した学校のこと。

さ行

3号認定

満3歳未満で、保育が必要な理由に該当するこどもに対して行う認定

施設型給付

幼稚園・認定こども園・保育園に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。

主権者教育

学校において主権者として求められる力を育成する教育のこと。選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、近年重要視されている。

スクールガードリーダー

市から委嘱された防犯の知識を有する人（警察官OBや教職員OB、見守り活動の経験が豊富な方等）で、防犯知識を活かした学校への巡回活動の指導を行う。

スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。

スクールソーシャルワーカー

福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者（社会福祉士、精神保健福祉士等）のこと。問題を抱える児童生徒の課題解決に向け、本人・家庭への直接的なかわりや学校を通じてのサポートなどを行い、学校や関係機関と連携して、解決の糸口を探る援助を行う。

性的マイノリティ

性別違和（「体の性」と「心の性」が一致しない状態）の人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人（同性愛、両性愛）、身体的な性別が不明瞭な人などのこと。

潜在保育士

保育士資格を有する者であって、社会福祉施設等で従事していない者のこと。

た行

地域学校協働活動

地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関などの幅広い参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「地域とともにある学校づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働を行う様々な活動のこと。

デートDV

恋人からの暴力やその他の心身に有害な影響を及ぼす言動のこと。

特定教育施設

施設型給付（施設の運営等に係る費用の補助）を受けるために市が確認を行った教育施設のこと。

特定子ども・子育て支援施設等

私学助成を受ける幼稚園、認可外保育施設、幼稚園や認定こども園で実施する預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等のうち、幼児教育・保育の無償化の対象施設として、市が確認を行った施設・事業のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

な行

2号認定

満3歳以上で、保育が必要な理由に該当する小学校就学前までの子どもに対して行う認定

は行

パブリックコメント

市が施策の趣旨、目的、内容などを公表し、それに対し広く市民の意見を募り、提出された意見を参考にして施策を決定し、市民の意見の概要、それに対する市の考え方を公表する一連の手続きのこと。

プレコンセプションケア

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

や行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。